

福岡市の環境施策

序章 福岡市の環境施策の全体像

【分野別のめざすまちの姿】

快適で良好な生活環境のまち

大気汚染や気候変動に伴うリスクが軽減され、歴史やすぐれた景観を活かした快適なまち

- 予測情報の提供や発生源対策等により、黄砂やPM2.5などの大気汚染物質の影響が軽減しています。
- 気候変動による洪水・熱中症などのリスクへの対策や、ヒートアイランド現象への適応策が構築されています。
- 身の回りの生活環境が良好に保たれ、歴史や景観を活かした美しいまちが実現しています。

市民がふれあう自然共生のまち

豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐまち

- ふくおかの多様な生き物や自然環境が保全・再生されています。
- 人びとが、自然からの恵みを持続的に利用しながら暮らしています。
- 生物多様性の重要性への理解が浸透し、その保全や持続可能な利用のために、市民・事業者が一体となって取り組んでいます。

資源を活かす循環のまち

廃棄物等の発生が抑制され、資源が循環利用されるまち

- “ものを大切にする”精神・文化が浸透し、次世代に受け継がれています。
- 資源が地域で循環・有効利用されるしくみが機能しています。
- 市民・事業者の高い節水意識のもと、水資源が有効に利用されています。

未来につなぐ低炭素のまち

エネルギーの地産地消が進み、温室効果ガスの排出が抑えられたまち

- 市民・事業者による日常的な省エネ行動が浸透しています。
- 再生可能エネルギーなどの普及が進むとともに、自律分散型のエネルギーシステムが構築され、エネルギーが効率的に利用されています。
- 低炭素型の都市構造と交通システムの整備が進んでいます。

＜めざすまちの姿＞の実現に向けた施策の展開

【分野別施策】

快適で良好な生活環境のまちづくり

- 第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応
- 第2項 良好な生活環境の保全
- 第3項 気候変動への適応
- 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

市民がふれあう自然共生のまちづくり

- 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成
- 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進
- 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

資源を活かす循環のまちづくり

- 第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進
- 第2項 廃棄物の適正処理の推進
- 第3項 水資源の有効利用の促進

未来につなぐ低炭素のまちづくり

- 第1項 省エネルギーの促進
- 第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用
- 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

【分野横断型施策】

環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

- 第1項 環境行動を担う人材の育成
- 第2項 地域環境力の向上

環境の保全・創造に向けたしくみづくり

- 第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- 第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- 第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

ふくおかから九州・アジアへ

- 第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- 第2項 国際環境協力の推進

■環境施策に関する評価について

福岡市環境基本計画（第三次）における成果指標の推移と、関連する事業の実施状況、新たな制度の創設や法改正等の社会経済情勢の変化などの外部要因を踏まえ、施策の進捗状況を総合的に評価しました。

1. 成果指標の達成状況の基準

A	目標値に向けたペースを達成している又は上回っている
B	目標値に向けたペースを下回っているが、指標は改善している又は現状維持
C	目標値に向けたペースを下回っており、指標が悪化している
－	数値が把握できないため判定不能

※意識系の指標については、初期値からの数値の変動幅が概ね±3%未満の場合は、アンケート調査の誤差を考慮し、現状維持の範囲内とする。

※「目標値に向けたペースを上（下）回っている」とは、成果指標の基準値と目標値を結んだ線分を実績値が上（下）回っていることである。（数値が下がると成果が向上する指標については、その逆となる。線分と一致する場合は「目標値に向けたペースを達成している」となる。）

2. 総合評価の基準

成果指標のA＝3点、B＝2点、C＝1点とし、各評価シートの平均点により評価する。（ただし、「－」の指標は計算に入れない）

平均点	評価（基準）	
2.5 以上	順調に進捗している	★★★
1.5 以上 2.5 未満	概ね順調に進捗している	★★
1.5 未満	進捗が遅れている	★

※特記事項を踏まえ、理由を明示したうえで、平均点をベースとした評価（基準）からアップ又はダウンさせることもある。

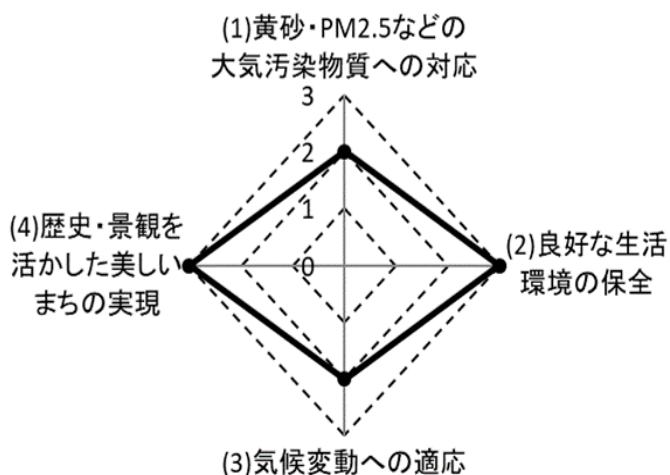
※成果指標が設定されていない項目については、施策の実施状況、特記事項（外部要因等）を踏まえ、施策の進捗状況を総合的に判断する。

■総合評価結果のまとめ

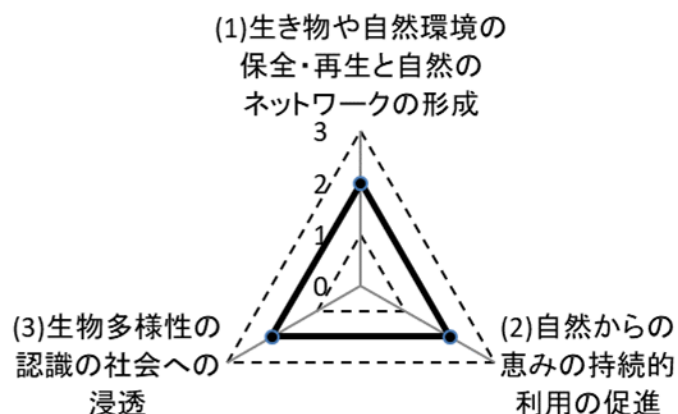
分野横断型施策については3つの施策をまとめて評価しています。

1. 分野別施策

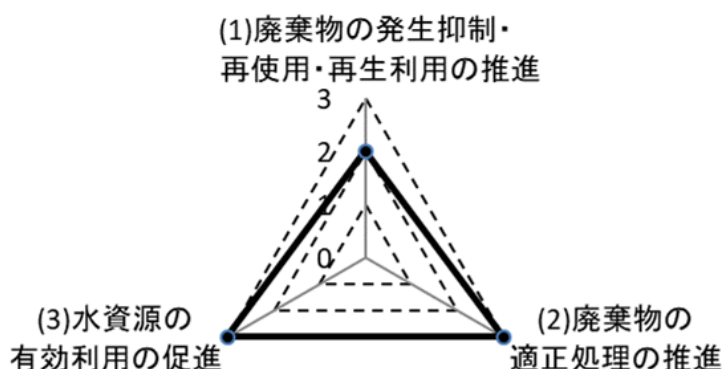
1 快適で良好な生活環境のまちづくり



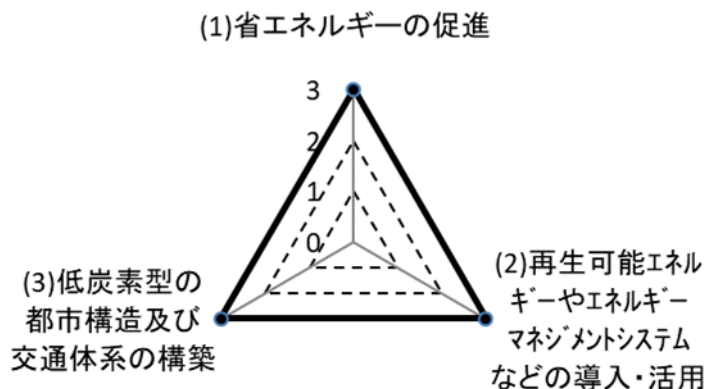
2 市民がふれあう自然共生のまちづくり



3 資源を活かす循環のまちづくり

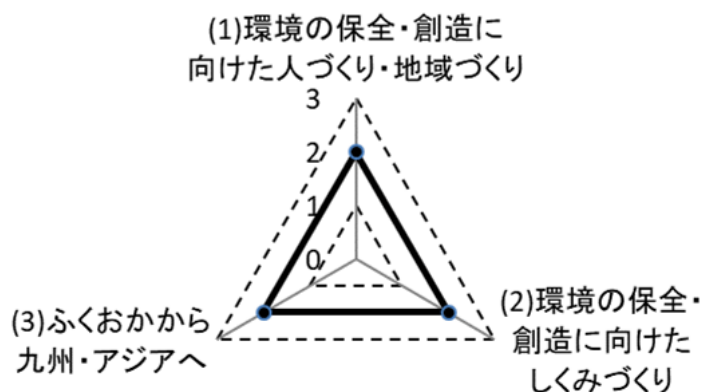


4 未来につなぐ低炭素のまちづくり



2. 分野横断型施策

環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり，ふくおかから九州・アジアへ



■ 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標です。2030年を期限とする包括的な17の目標が設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

本市においては、SDGsの視点を持って、環境施策を推進していくため、SDGsと福岡市環境基本計画に基づく施策の関連性を整理しました。

	SDGsの17の目標		貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する		保健 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	教育 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	水・衛生 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		エネルギー 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		インフラ・産業化・イノベーション 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する		持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産と消費 持続可能な生産消費形態を確保する		気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【分野別施策】

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

・第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応



・第2項 良好な生活環境の保全



・第3項 気候変動への適応



・第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現



第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

・第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成



・第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進



・第3項 生物多様性の認識の社会への浸透



第3節 資源を活かす循環のまちづくり

・第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進



・第2項 廃棄物の適正処理の推進



・第3項 水資源の有効利用の促進



第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

・第1項 省エネルギーの促進



・第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用



・第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築



【分野横断型施策】

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

- ・第1項 環境行動を担う人材の育成
- ・第2項 地域環境力の向上



第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

- ・第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- ・第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- ・第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有



第3節 ふくおか から九州・アジアへ

- ・第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- ・第2項 国際環境協力の推進



福岡市の環境施策

第 1 章 分野別施策の実施状況

第 1 節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第 1 項 黄砂・PM2.5 などの大気汚染物質への対応

施策の基本的方向

黄砂やPM2.5 などの大気汚染物質に対して市民が予防行動をとれるようにするため、国や大学と連携した健康影響調査結果を踏まえ、黄砂やPM2.5 予測情報を多様な媒体でわかりやすく提供します。

大気汚染に係る環境基準超過日を減少させるため、黄砂やPM2.5、光化学オキシダントなどの大気汚染物質の常時監視と成分分析結果の研究により発生源を推定し、国だけでなく民間企業やNPO団体等に対して発生源対策の推進を働きかけます。

施策の実施状況

●黄砂・PM2.5 対策の推進

●黄砂・大気汚染物質予測、警報システムの運用

- ・黄砂・PM2.5 の予測情報を防災メール等で提供した。(黄砂：17 回、PM2.5：1 回)
- ・花粉飛散予測情報を、黄砂・PM2.5 の情報提供と一元化してホームページに掲載した。
- ・市内 9 か所にて、PM2.5 の常時監視を実施した。
(実施箇所：市役所、吉塚、長尾、香椎、元岡、千鳥橋、西新、大橋、石丸)
- ・PM2.5 等測定データを市オープンデータサイト及び市ホームページで公開した。
- ・PM2.5 ダイアルにて情報提供を実施した。(着信件数：15,138 件)
- ・市政だよりや市ホームページ、出前講座による情報提供を随時実施した。(出前講座参加者：107 人)
- ・PM2.5 等に関する市民の理解度や、市の情報提供内容等についてのアンケート調査を実施した。

●大気汚染物質発生源対策の推進

●大気汚染に関する調査・研究

- ・PM2.5 の成分分析を実施した。(159 検体)
- ・「PM2.5 の汚染機構の解明」等の国立環境研究所等との共同研究を実施した。

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
PM2.5 の予測精度	見逃し率 48.1% (2013 年度)	100.0% (2019 年度)	30%以下 (2024 年度)	C

特記事項 (外部要因等)	PM2.5 濃度の年平均値は年々減少傾向にあり、2019 年度は全局で環境基準を達成した。
-----------------	---

総合評価	2019 年度は、予測情報の提供が必要な高濃度日が 1 日のみで、当該日の予測が外れたものの、平成 25 年 12 月の予測手法の見直し以降、通算の見逃し率は、24.4%と目標を達成している。また、PM2.5 濃度は年々減少し、2019 年度は初めて全局で環境基準を達成したことから、概ね順調に進捗しているものと評価する。今後も越境汚染を含めた大気汚染状況を注視していく。	★★
------	--	----

第2項 良好な生活環境の保全

施策の基本的方向

大気、音、水質などの常時監視を行い、環境基準の達成及び有害化学物質による地下水汚染などの環境リスクの低減に向け、事業者への指導を行うとともに、市民への適切な情報提供を行います。また、吹付けアスベスト(石綿)などの大気への飛散防止のための監視・指導を行います。

さらに、かおりや音、せせらぎといった地域の良好な生活環境の創出や保全に努めます。

施策の実施状況

●大気汚染物質発生源対策の推進

- ・関係法令に基づき、ばい煙発生施設等の届出審査・指導や既存施設に対する監視・指導を実施した。(大気汚染防止法に基づく設置届出件数：19 件、立入件数：9 件)

●監視体制の拡充

- ・市内に設置した大気環境測定局において大気の汚染状況を 24 時間連続的に監視し、データをホームページ等で公開した。(一般環境大気測定局：8 局、自動車排出ガス測定局：8 局)

●アスベスト対策

- ・アスベスト排出作業を伴う解体工事等について、大気汚染防止法に基づき立入検査を実施した。(届出件数：138 件、立入件数：106 件)
- ・「アスベスト対策推進プラン（第二次）」に基づき、関係部局と連携して建築物のアスベスト除去推進、解体工事等からの飛散防止、情報の一元化、災害時のアスベスト飛散防止等の施策を実施した。

●有害大気汚染物質対策

- ・有害大気汚染物質のうち優先取組物質についてモニタリングを実施した。(4 地点、年 12 回)

●騒音・振動対策

- ・関係法令に基づき、特定施設等の届出審査・指導や既存施設に対する監視・指導を実施した。
- ・自動車、新幹線、在来線の騒音・振動及び航空機の騒音についてモニタリングを行い、結果を公表した。
(自動車騒音：53 地点、航空機騒音：7 地点、新幹線騒音：6 地域 11 地点、在来線騒音：3 地域 6 地点で測定)

●有害化学物質に関する調査研究と情報提供の充実

- ・ダイオキシン類について一般環境のモニタリング、結果の公表を実施した。(大気：7 地点、年 2 回)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
環境基準(大気質)の達成率	NO ₂ 100% (2012 年度)	100% (2019 年度)	100% (2024 年度)	A
環境基準(有害大気汚染物質)の達成率	ベンゼン 100% (2012 年度)	100% (2019 年度)	100% (2024 年度)	A
環境基準(自動車騒音)の達成率	95.3% (2012 年度)	96.3% (2019 年度)	100% (2024 年度)	B
環境基準(ダイオキシン類)の達成率	100% (2012 年度)	100% (2019 年度)	100% (2024 年度)	A

特記事項 (外部要因等)		
総合評価	成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。 法令に基づく監視・指導・検査や、市民への適切な情報提供も着実に実施されている。	★★★

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第3項 気候変動への適応

施策の基本的方向

避けることのできない気候変動による自然環境への影響や、健康や生活など人間社会への影響を軽減するため、自然や社会のあり方を調整する適応の取組みを推進します。

施策の実施状況

●浸水対策等の推進

- ・生活排水対策として、公共下水道等整備を推進した。(下水道処理区域面積 約16ha 増)
- ・博多駅周辺・天神地区において、分流化による合流式下水道改善の取組みを推進した。(分流化事業約3ha、累計約336ha)
- ・歩道において、透水性舗装を推進した。(整備実績：14,708 m²)

●渇水対策の推進

- ・平成29年度末、渇水対策容量を持つ五ヶ山ダムの建設事業が完了(試験湛水継続中)。

●森林病虫害等の被害対策の推進

- ・防除対策として、伐倒駆除(1,056本)・薬剤散布(98.38ha)・樹幹注入(823本)を実施した。

●ヒートアイランド対策の推進

- ・公共建築物や民間建築物の敷地内における緑化を推進した。
- ・エリアマネジメント団体と協働で打ち水イベントを実施した。(R1.7.19博多地区、R1.8.2天神地区)
- ・クールシェアスポットの創出を推進するため、クールシェアふくおかの取組みを実施した。(登録スポット：300施設)
- ・壁面を朝顔やゴーヤ等で緑化する緑のカーテン事業を市庁舎等で実施するとともに、緑のカーテンコンテストを実施した。(実施施設数：219施設、応募数：111件)

●熱中症対策の推進

- ・熱中症予防の手引き(保全版)を全戸配布した。(約85万枚)
- ・オリジナルリーフレット(約4万枚)や企業提供の熱中症予防グッズ等の配布により啓発を行った。
- ・社会福祉協議会の地域ボランティアによる高齢者の見守り活動において、温度計付き熱中症予防カード等を用いた声かけ活動の実施を支援した。(96校区、約35,000枚)
- ・専用ホームページにおいて暑さ指数や救急搬送者数の情報提供等を行った。
- ・LINEや防災メールにより暑さ指数に基づいた注意喚起を行った。
- ・出前講座「熱中症にご用心!」を実施した。(15回、1,333人)
- ・関係団体と共に熱中症予防街頭キャンペーン、パネル展を実施した。

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
都心部における緑被面積	96ha (2007年度)	97ha (2017年度)	103ha (2020年度※)	B

都心部：御笠川～百年橋通り～高宮・大正通りで囲まれたおよそ3km四方、面積920haの範囲

※福岡市環境基本計画(第三次)(以下「基本計画」という。)の目標年度が2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

特記事項 (外部要因等)			
総合評価	成果指標の達成状況等から概ね順調に進捗していると評価するが、目標値に向けたペースは下回っているため、引き続き、関係部局と連携しながら、気候変動の影響による被害の軽減に取組む必要がある。	★★	

第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

施策の基本的方向

市民や事業者との共働により、自然や歴史的風土などと調和した美しい街の実現を図ります。

施策の実施状況

●歴史的文化を活かしたまちづくり

- 令和 2 年 3 月、九州の陸の玄関口である博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化などを醸し出すまちなみの形成を図ることを目的として、「承天寺通り地区」を都市景観形成地区として指定した。(R2 年 3 月末時点：8 地区)
- 博物館、福岡市赤煉瓦文化館、「博多町家」ふるさと館、はかた伝統工芸館における展示等をとおし、市民の歴史・文化等への理解を深めるとともに、福岡市の歴史的文化の魅力向上に貢献した。

全施設累計観覧者数：888,204 人

〔博物館：554,303 人 福岡市赤煉瓦文化館：58,938 人 「博多町屋」ふるさと館：149,685 人
はかた伝統工芸館：125,278 人〕

●モラル・マナーの向上

- モラル・マナー向上市民運動 2019 を実施し、市民・ボランティア団体、事業者、行政が一体となって清掃活動、落書き消し、交通マナー啓発等を行うキャンペーンを実施した。
- 自治会・町内会等が実施する地域ぐるみ清掃に対して、ごみ袋を配布し、地域の環境美化活動を支援した。(参加町数：1,314 町、参加人数：96,433 人、ごみ処理実績量：964 トン)
- 放置自転車の撤去を行うとともに、自転車利用者に対する駐輪場への案内誘導や放置自動車 ZERO キャンペーン等の啓発活動を実施した。
- 放置自転車対策として鉄道駅等を中心に自転車駐車場の整備を行った。
(新規整備台数：732 台 ※R1 年度末現在の収容台数 52,740 台 (うち、官民共同：1,421 台))

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
市民のマナーに対する満足度	31.5% (2012 年度)	40.8% (2019 年度)	60% (2022 年度※)	B
自転車放置率	2.0% (2018 年度)	1.7% (2019 年度)	現状維持 (2024 年度)	A

※基本計画の目標年度が 2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

特記事項 (外部要因等)			
総合評価	成果指標の達成状況から、順調に進捗していると評価する。 市民や事業者等と共同したモラル・マナーの向上のための取組みも着実に実施されている。		★★★

第 2 節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成				
施策の基本的方向 海洋、島しょ(島々)、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、福岡市の多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保します。 また、動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生き物を守り、豊かな生物相の回復を目指します。				
施策の実施状況				
●博多湾の保全 ・「博多湾環境保全計画」に基づき、下水の高度処理導入や海底ごみの回収等の漁場環境保全、アマモ場の造成等を実施した。(海底ごみ回収：294m³、アマモ場の造成(和白海域)：260m²)				
●みどりの保全・創出 ・特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地等の指定を行った。(123.7ha) ・優良農地の確保・保全等を行うとともに、耕作放棄地再生事業等により耕作放棄地の解消に努めた。(耕作放棄地面積：361ha(H30)→339ha(R1))				
●市街地における緑や水の生態系ネットワークの形成 ・街路緑化や公民館・市営住宅等の緑化を実施した。(街路緑化整備：4件) ・身近な緑の拠点となる公園を整備した。(街区公園：1か所)				
●自然環境調査 ・自然環境の現状(昆虫類)、及び特定外来生物の生息状況の調査を実施した。 (昆虫類：1,527種確認、特定外来生物アライグマ：55頭捕獲 ※昆虫の生息状況調査では、特定外来生物は確認されていない。)				
成果指標の達成状況				
指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
全市域における緑被面積	18,864ha (2007年度)	18,921ha (2017年度)	現状維持 (2020年度※)	A
農地面積 (農業振興地域の農用地区域内)	1,559ha (2014年度)	1,553ha (2019年度)	現状維持 (2023年度※)	B
森林面積	11,054ha (2010年度)	10,959ha (2015年度)	現状維持 (2024年度)	B
環境基準(博多湾)の達成率	COD 62.5% (2012年度)	25% (2019年度)	100% (2024年度)	C
環境基準(河川水質)の達成率	BOD 100% (2012年度)	100% (2019年度)	100% (2024年度)	A
カブトガニの卵塊・幼生数	卵塊:12/幼生:63個体 (2012年度)	卵塊:18/幼生:23個体 (2019年度)	現状維持 (2024年度)	B
※基本計画の目標年度が2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。				
特記事項 (外部要因等)				
総合評価	成果指標の達成状況から、概ね順調に進捗していると評価する。生き物や自然環境の保全に向けた施策も着実に実施されている。		★ ★	

第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策の基本的方向

福岡市の地理的特性を活かし、生物多様性に配慮しながら、安心して暮らせる都市基盤をつくるとともに、生物多様性に支えられる文化を継承し、生物多様性の恵みを活かして福岡市の魅力を増進します。

施策の実施状況

●快適な都市環境の維持・向上の推進

- ・「都市活力の向上に挑戦するグリーンアイランドの創造」に基づき、「CO₂ゼロ街区」のエネルギー使用に関する分析・検証・研究等を実施した。

●生物多様性の恵みを活かした災害につよいまちづくり

- ・森林の水源かん養や保健休養、国土保全、環境保全等の多面的機能を高めるため、下刈や間伐等の保育を実施した。(保育(分収林等): 102.01ha)

●生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出

- ・子ども向けの自然観察会を開催するとともに、生物多様性に関する取組みを企画・実施する意欲的な人材を育成した。(講座受講生: 累計 160 人)
- ・生物多様性の保全や水源涵養、土砂災害の防止等の様々な役割を持つ森について関心を高めるため、森林の機能・特徴を学び、森の恵みを体験する活動等を実施した。(体験活動: 6 回)

●生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用

- ・水産業生産者の所得向上と後継者の増大を図るため、マーケティング拠点施設を活用しシェフやバイヤーとの商談を行うとともに、国内外において福岡市の水産物(牡蠣やわかめ等)のPR活動等を実施した。
- ・市内産農畜産物の6次産業化・ブランド化による、新商品の開発、販路拡大への支援及び農山村地域の特産品開発支援を実施。(開発・販売した加工品数: 36 品)

●生物多様性に支えられる文化の継承

- ・多様な生物の生息・生育場となっている今津干潟において、地域住民を主体とし、市民団体等と共働で里海保全活動を実施した。

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
身近な緑への満足度	31.6% (2012 年度)	30.6% (2019 年度)	55% (2022 年度※)	B
地域の公園の親しみ度	57.7% (2012 年度)	66.6% (2019 年度)	75% (2020 年度※)	B
福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合	75.2% (2012 年度)	74.7% (2019 年度)	85% (2022 年度※)	B
学校給食への市内産農産物利用割合(野菜) 小学校における主要 14 品目の重量ベース	31.1% (2012~2014 年度平均)	29.5% (2017~2019 年度平均)	33.4% (2021 年度※)	C
背振少年自然の家延利用者数	28,737 人 (2012 年度)	25,622 人 (2019 年度)	30,000 人 (2024 年度)	C
農林業ふれあい施設年間利用者数 油山市民の森・油山牧場・花畑園芸公園・市民/レジャ農園(今津・立花寺)	872,920 人/年 (2013 年度)	889,500 人/年 (2019 年度)	1,000,000 人/年 (2024 年度)	B
海づり公園利用者数	69,719 人/年 (2013 年度)	61,908 人/年 (2019 年度)	72,000 人/年 (2024 年度)	C

※基本計画の目標年度が 2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

特記事項 (外部要因等)	
総合評価	成果指標の達成状況から概ね順調に進捗していると評価する。生物多様性に配慮した都市基盤の整備や生物多様性に支えられる文化の継承のための施策も着実に実施されている。 ★★

第 2 節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

施策の基本的方向

市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させるとともに、市の各施策においても生物多様性の考え方を反映させていきます。

また、ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進します。

施策の実施状況

●市民への生物多様性の認識の理解促進

- ・環境保全等に積極的な団体や個人が集い交流し、情報やアイデアを共有する場として「生きものと私たちの暮らし展」及び「ふくおか森づくり交流会」を実施した。（展示団体数：20 団体、交流会参加団体：10 団体）

●多様な主体参画の促進、支援

- ・今津干潟において地域住民を主体とし、市民団体等と共働で里海保全再生活動を行った。
（カブトガニ卵塊幼生調査（8 月）、カブトガニ学習会（9 月）、干潟の生きもの観察会（9 月）、砂留め堤の構築（2 月））
- ・環境保全や生物多様性に関する意識を高めるため、NPO 等と共働で「地行浜いきものプロジェクト」として、地行浜地先の定点調査や体験型イベント等を行った。
（定点調査 19 回、取組み検討会議 3 回、市民参加の体験型講座 5 回実施）

●国内外の交流の推進、情報ネットワークの構築

- ・市民、市民団体、漁業関係者、企業、教育、行政など多様な主体からなる「博多湾 NEXT 会議」において、①情報交換会等（4 回）②市民参加アマモ場づくり（2 回）③市民イベント（70 人参加）④市民シンポジウム開催（195 人参加）など、環境保全創造の取組を進めた。
- ・和白干潟の環境保全に向けた活動などの共働事業（和白干潟保全のつどい）を企画・実施した。
① 定例会：10 回
② 環境保全活動：3 回（アオサの回収（2 回）、バードウォッチング）
- ・環境保全活動を行う NPO 団体や個人、事業者、学識者及び関心のある市民等の交流や連携を促進するため、「ふくおか環境連絡交流会」、「ふくおか環境活動発表会」、「トークカフェ」を実施した。（交流会参加人数：13 人、発表会参加人数：18 人、トークカフェ参加人数：53 人）

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	14.7% (2012 年度)	16.2% (2019 年度)	35.0% (2024 年度)	B

特記事項 (外部要因等)		
総合評価	成果指標の達成状況から概ね順調に進捗していると評価するが、目標値に向けたペースは下回っているため、引き続き、市民や地域等と連携した取組みを実施し、生物多様性の認識を広く社会へ浸透させる必要がある。	★★

第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策の基本的方向

特に発生抑制、再使用に重点をおいたごみ減量の推進を図るとともに、事業系ごみのリサイクルシステム構築により資源化の促進を図るなど、さらなるごみ減量・リサイクルの取組みにより、循環型社会の構築を目指します。

施策の実施状況

●様々な媒体等を活用した情報発信

- ・市外からの転入者向けに家庭ごみルールブック等の作成・配布及び「福岡市ごみと資源の分け方・出し方情報サイト」などによる広報を実施した。
- ・スーパーマーケットや百貨店でのポスター等の掲示や3R推進モニターを実施した。
- ・飲食店などから排出される食品廃棄物の発生抑制を推進する「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」を街頭キャンペーン等でPRした。（福岡エコ運動協力店登録数：483店）

●環境教育・学習機会の提供

- ・3Rステーションにおいて市民へのごみ減量・リサイクルの場の提供、各種講座やイベントを開催した。（入館者総数：103,887人、講座等開催回数：1,255回、イベント参加人数：6,207人）
- ・小学4年生を対象に、家庭で出来るごみ減量の取組み等についての環境学習支援を実施した。（140校）

●家庭におけるリサイクルの促進

- ・地域集団回収等実施団体に対する報奨金の交付や、市民の身近な場所に回収拠点を整備し、資源物の回収を促進した。（回収量：26,733t）
- ・水銀廃棄物の拠点回収を実施した（蛍光管71か所、水銀体温計等726か所）

●事業系古紙回収の推進

- ・古紙回収に取り組んでいない中小事業者等を対象として、関係業界の協力のもとに構築した古紙回収システムにより、効率的・効果的な古紙回収を推進した。（回収量：9,728t）

●一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

- ・特定事業用建築物（延床面積1,000㎡超の事業用建築物）の所有者等に対する減量化指導を実施した。（事業所への立入指導等：696件）
- ・清掃工場への木くずの搬入及び市外に所在する排出事業者による産業廃棄物の搬入を規制した。

●ごみ減量・リサイクルの推進に向けた基金の活用

- ・事業系ごみの減量・資源化等に関する普及啓発事業及び事業者の取組みへの支援を実施した。（事業系ごみ資源回収推進事業等）

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
ごみ処理量	56.3万t (2012年度)	56.5万t (2019年度)	47万t (2024年度)	C
ごみのリサイクル率	30.6% (2012年度)	31.0% (2019年度)	37% (2024年度)	B

特記事項 (外部要因等)	新循環のまち・ふくおか基本計画の予測を上回る人口の増加や入込観光客数も増加する中で、市民や事業者のごみ減量をはじめとする3Rの取組みにより、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量（原単位）は年々減少傾向にあり、2015年度以降のごみ処理量は、ほぼ横ばい程度に留まっている。			
総合評価	人口や事業所が増加する中、2019年度はごみ処理量が前年度から1万トン以上減少するなど、概ね順調に進捗していると評価するが、社会情勢の変化やプラスチックごみや食品ロスなどの新たな課題に対応するための施策の推進が必要である。			★★

第3節 資源を活かす循環のまちづくり

第2項 廃棄物の適正処理の推進

施策の基本的方向

処理の優先順位に基づいて発生抑制・再使用・再生利用の取組みを行った上でも排出されるごみについては、効率的な収集運搬体制やごみ処理施設の運営により、適正に処理します。また、不法投棄防止や資源物の持ち去り防止対策に取り組み、適正処理を確保します。

施策の実施状況

●収集運搬の区分及び体制

- ・家庭から排出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空きびん・ペットボトルを委託業者が収集し、適正に処理を行った。

●びん・ペットボトルの再資源化

- ・収集されたびん・ペットボトルは、中継保管施設・選別処理施設に搬入・選別後、再商品化事業者にて再資源化した。

●資源物の持ち去り防止対策

- ・家庭の不燃ごみから資源物を持ち去る行為を防止するため、パトロールの実施や地域集団回収への排出誘導などを実施した。
(夜間パトロールの実施日数：264日、地域集団回収等回収実績（空き缶のみ）：513トン)

●広域連携

- ・福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市からなる一部事務組合「福岡都市圏南部環境事業組合」が建設した可燃ごみ処理施設（平成28年3月竣工）にて、ごみ処理を実施した。

●産業廃棄物排出事業者の監視・指導

- ・産業廃棄物排出事業者への立入検査及び適正指導を実施した。（立入り件数：1,196件）

●不法投棄対策

- ・廃棄物の不法投棄の防止・指導に努めた。（不法投棄処理量：23トン）

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
不法投棄処理量	87t (2012年度)	23t (2019年度)	39t (2024年度)	A

特記事項 (外部要因等)				
総合評価	成果指標の達成状況から概ね順調に進捗していると評価する。廃棄物の適正処理推進に向けた施策も着実に実施されている。		★ ★ ★	

第3項 水資源の有効利用の促進

施策の基本的方向

健全な水循環を図り、限られた水資源を有効に利用し、節水型のまちづくりに取り組みます。

施策の実施状況

●節水意識の高揚

- ・「限りある資源である水をたいせつに使う」心がけが市民（社会）全体に継承され続けるよう、街頭キャンペーンや水道施設見学会などの各種イベント及び各種印刷物を制作し広報活動を実施した。

●水の有効利用

- ・漏水防止調査、給水管の漏水対策、配水調整システムの整備を実施した。
（給水管の漏水対策 応急修理：1,211 件 給水管取替：1,819 件、配水調整システムの整備：15 か所）

●下水処理水や雨水等の有効利用

- ・下水処理水の一部を再生処理し、主に都心の大型ビルの水洗便所の洗浄用水として供給した。
（供給施設：470 件、新規供給施設：16 件）
- ・市役所本庁舎、マリンメッセなど公共・民間施設で雨水の有効利用（貯留）を図った。

●エネルギーの有効利用

- ・水素リーダー都市プロジェクトとして、下水バイオガス前処理技術・水素製造技術・水素供給技術を組合せ、下水バイオガスから水素を効率的に製造するシステムを構築し、長期運転による設備の耐久性や維持管理費の低減に向けた研究を継続実施した。

●水源地域・流域との連携・協力

- ・筑後川流域の日田市、朝倉市や吉野ヶ里町などの水源地域において、植樹や下草刈りなどの育林活動や農業体験、ダム見学等を通じて交流を行うとともに、水の大切さを学ぶ体験学習などを実施した。
- ① 育林活動等交流事業 6 事業、参加者：917 人
- ② 子ども体験学習 1 事業、参加者：43 人

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
市民1人あたり水使用量 (市民一人一日あたりの家事用水使用量)	201 リットル (2012 年度)	197 リットル (2019 年度)	現状維持 (2024 年度)	A

特記事項 (外部要因等)				
総合評価	成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。 限られた水資源の有効利用を図る施策や、市民向けの広報啓発等も着実に実施されている。		★★★	

第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第1項 省エネルギーの促進

施策の基本的方向

建築物の断熱性能の向上やエネルギー消費効率に優れた機器、電気自動車をはじめとするクリーンな次世代自動車の導入等を促進するとともに、市民・事業者の省エネ行動を支援することにより、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進めます。

施策の実施状況

●市民・事業者の省エネ行動の支援

- ・福岡市地球温暖化対策市民協議会（133 団体 ※R2 年 3 月末現在）と連携して、地球温暖化対策に向けた様々な事業を展開した。
 - ① 住宅用エネルギーシステム導入促進事業（補助実績：984 件）
 - ② E C Oチャレンジ応援事業（参加世帯数：1,065 世帯）
 - ③ 地球温暖化対策シンポジウムの開催（参加者数：115 人）
 - ④ 暮らし安心・適応リノベーション促進事業（住宅の窓の複層ガラス等への改修促進事業）
- ・地球温暖化防止及び水銀等の有害廃棄物の低減のため、町内会が設置管理する防犯灯の L E D 化を支援した。（L E D 防犯灯への建替え：2,265 基）
- ・事業所の自主的・計画的な省エネの取組みを促進するため、平成 30 年度より事業所省エネ計画書制度の運用を開始した。（新規参加事業所：14 事業所、累計：34 事業所）

●低炭素社会の構築に向けた情報提供等

- ・事業者向けに省エネ対策事例や国等の補助金等を紹介する省エネ講習会を夏期と冬期に実施した。（R1.6 月及び 12 月開催、参加人数：160 人）

●市有施設等における省エネの推進

- ・市有施設等における地球温暖化対策を推進するための様々な事業を実施した。
 - ① リース方式による旧型蛍光灯の LED 化（H25 年度から H27 年度までの LED 化本数：45,476 本、R1 年度：リース契約期間継続中）
 - ② 道路照明灯の LED 化（763 基）

●事業所省エネ技術導入サポート事業（ソフト ESCO 事業）等の利用促進

- ・業務部門の地球温暖化対策を推進するための様々な事業を実施した。
 - ① 省エネルギー診断事業（実施：3 施設、光熱水費削減額：約 48 百万円、市の利益：約 40 百万円）
 - ② 特定建築物に関わる省エネ計画書の届出（届出件数：558 件）
 - ③ 低炭素建築物の認定（認定件数：81 件）

●エネルギーの効率が良くクリーンな次世代自動車の普及促進

- ① 本市公用車における低公害車及び環境配慮型自動車の導入（合計 654 台 ※導入率：約 96%）
- ② 電気自動車等購入助成（補助実績：120 台 福岡市地球温暖化対策市民協議会と連携して実施）
- ・本市公用車として燃料電池自動車を活用した。（リース 2 台）

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
家庭部門における 1 世帯あたりのエネルギー消費量	30.1 キガジュール※ (2006～2010 年度平均)	21.0 キガジュール (2018 年度)	22.1 キガジュール (2024 年度)	A
業務部門における延床面積 1 m ² あたりのエネルギー消費量	1.08 キガジュール (2006～2010 年度平均)	0.78 キガジュール (2018 年度)	0.88 キガジュール (2024 年度)	A

特記事項 (外部要因等)		
総合評価	成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。 市民・事業者の省エネ行動を促す支援や適切な情報提供等、 環境負荷の少ないライフスタイル等へ向けた取組みも着実に実施されている。	★★★

第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用

施策の基本的方向

再生可能エネルギーなどの導入・活用を促進するとともに、十分に活用されていないエネルギーの活用を図ります。また、エネルギーを創り賢く使うことに対する市民や事業者の理解と行動を促進します。

施策の実施状況

●市有財産等を活用した再生可能エネルギーの率先導入

- 太陽光発電設備について、蒲田第2メガソーラー発電所、照葉北小学校、志賀公民館、田村公民館の4施設に設置した。

市有施設への導入状況（令和元年度末）

（ ）内は前年度比

種別		施設数	発電出力	備考
太陽光 発電	メガソーラー	6 (+1)	6,519kW (+1,199kW)	・大原メガソーラー発電所 ・蒲田メガソーラー発電所 ・青果市場太陽光発電所 ・西部水処理センター太陽光発電所 ・新西部水処理センター太陽光発電所 ・蒲田第2メガソーラー発電所
	その他	187 (+3)	2,474kW (+56kW)	公民館、小中学校等
バイオマス 発電	廃棄物発電	4	80,900kW	清掃工場 [東部、西部、臨海、福岡都市圏南部]
	その他	2	1,695kW	水処理センター[中部、和白]
小水力発電		3	222kW	・浄水場[瑞梅寺、乙金] ・曲淵ダム
合 計		202 (+4)	91,810kW (+1,254kW)	※屋根貸し等による事業者設置を含む 数値は小数点以下を四捨五入端数処理

●市民や事業者による再生可能エネルギー等の導入促進

- 民間施設については、自家消費型の住宅用エネルギーシステムの普及を促進するため、住宅用の蓄電池、家庭用燃料電池、太陽光発電設備及びH E M S（ホームエネルギーマネジメントシステム）の複合導入に重点を置いた補助を行った。（補助実績：984件）

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
再生可能エネルギーの設備導入量	11万1千kW (2012年度)	22万3千kW (2019年度)	30万kW (2024年度)	A

特記事項
(外部要因等)

総合評価

成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価するが、引き続き、国による制度見直しや、再生可能エネルギー等の導入動向に留意し、適切な施策を検討する必要がある。



第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

施策の基本的方向

拠点への都市機能の集積などによるコンパクトな都市構造への転換を図るとともに、建物更新などの機会を捉え、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等を面的に導入するなど、質の高い多様な都市活動を支えるエネルギーの効率化を図ります。

また、コンパクトな都市を快適・便利に移動できる低炭素型の交通体系の形成を促進します。

施策の実施状況

●公共交通幹線軸の強化

- 地下鉄七隈線の延伸事業として、博多駅工区等の土木本体工事等を進めるとともに車両製作の契約や軌道材料の製作を行う等、施設関連工事に順次着手した。

●公共交通の利便性向上と利用促進

- 地下鉄利用による環境貢献や健康づくりなど、地下鉄を含むライフスタイルを提案する「SUBWAY DIET」事業を実施した。

- 「はやかけん」を使った、パーク&ライド優待サービスやレール&カーシェアサービスを実施した。

R2年3月末：パーク&ライド優待サービス：11駅14か所

レール&カーシェアサービス：3駅5か所

●道路交通の円滑化

- 都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出するための都市計画道路の整備を行った。
(都市計画道路整備延長：0.7km)

●自転車で移動しやすい交通環境づくり

- 都心部に向かう道路及び最寄りの鉄道駅に向かう道路を中心に自転車通行空間の整備延長を行った。
(自転車通行空間整備延長：約21.3km)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
1日あたりの鉄道・バス乗車人員	112万1千人 (2012年度)	129万人 (2018年度)	120万人 (2022年度※)	A
公共交通の利便さへの評価	77.4% (2012年度)	78.6% (2019年度)	現状維持(80%程度を維持) (2022年度※)	A
都心部への自動車の流入台数	88,600台/12h (2013年度)	84,300台/12h (2019年度)	87,000台/12h (2022年度※)	A

※基本計画の目標年度が2024(R6)年度であるため、本成果指標については、目標年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

特記事項 (外部要因等)	
総合評価	成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。 低炭素型の交通体系形成に向けた取組みも着実に実施されている。 ★★★

福岡市の環境施策

第2章 分野横断型施策の実施状況

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第1項 環境行動を担う人材の育成

施策の基本的方向

環境行動の担い手である市民・事業者の育成のため、学校や地域など様々な機会や場所を捉え、また、大学等とも連携を図りながら、幅広く環境行動を担う人材の育成に取り組みます。

また、環境人材の育成については、あらゆる世代・事業者を対象とし、環境行動のリーダーとなる人材の育成及び相互の連携強化に力を入れます。

第2項 地域環境力の向上

施策の基本的方向

地域における環境の様々な情報を把握し活用します。また、自発的に環境活動を行う市民・団体・事業者等の活動を支援するとともに、個々の主体や活動のつながりを構築することにより、環境保全と地域活性化を同時に達成する「地域環境力」を高めます。

施策の実施状況

●地域におけるリーダーの育成

- ・「環境をまもる人づくり地域づくり事業」において、地域環境サポーター養成講座を実施し、地域のリーダーとなる人材を発掘・育成するとともに、その活動を支援した。(養成講座修了者：11人)
- ・地域環境活動を担う人材の発掘・育成を目的として、一般市民を対象に「食品ロス」をテーマにエコ料理教室を実施した。(受講者：17人)

●環境に関する多様な人材の把握とそのネットワーク化

- ・環境カウンセラーや環境に関する知識・経験を備えた講師の情報を「環境教育・学習人材リスト」として取りまとめ、ホームページで提供・案内した。(登録者数：54人)

●あらゆる年代に対する環境教育・学習

- ・「環境わくわく出前授業(講師派遣事業)」において、市内の小学校等を対象に環境教育・学習人材リスト登録者を派遣し、出前授業を実施した。(実施校：23校)
- ・「環境わくわく出前授業(指導者向け講座)」において、教員等を対象に、幼児への環境教育に関する実践的な講座を実施した。(出前講座：25回、研修会：2回)
- ・環境教育・学習人材リストの講師による環境学習や、職員による出前講座、NPO法人・企業による環境学習の情報を「環境学習プログラム集」にまとめ、各小学校や公民館へ配布した。
- ・「ごみ・環境」をテーマとした出前講座を実施し、市民への積極的な情報提供を行った。(17テーマ、計143回、参加者：延べ5,847人)

●活動のネットワークづくり

- ・市民団体・事業者・行政等の共働により、「私たちの未来に、いまできることってなんだろう。」をテーマに、来場者が環境について楽しく学べる参加体験型のイベント「環境フェスティバルふくおか」を開催した。(来場者：延べ45,000人、出展団体：47団体)

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
環境教育・学習人材リスト登録者数	44人 (2013年度)	54人 (2019年度)	80人 (2024年度)	B

特記事項 (外部要因等)				
総合評価	成果指標の達成状況から概ね順調に進捗していると評価するが、目標値に向けたペースは下回っているため、今後も引き続き、幅広く環境行動を担う人材の育成・把握を図り、環境行動のネットワーク強化に取り組む必要がある。			★★

第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用

施策の基本的方向

市民、事業者、行政の各主体が行う様々な活動において、環境への配慮を適切に行うため、各種規制や手続等の制度を整備し、適切に運用します。

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策の基本的方向

行政が率先して環境負荷の低減を図るとともに、市民・事業者の自主的な環境配慮を促進するための様々な支援等を行います。

第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

施策の基本的方向

市民・事業者が必要とされる大気・水質・騒音などの環境情報を収集し、調査・研究を行います。また、国や大学、他の自治体とも連携し、最新の幅広い情報の収集に努めます。

収集・整理した情報は、地域や社会のニーズに合わせ、様々な媒体を活用して効果的に発信するとともに、一方的な情報提供にとどまらない、双方向的な情報の活用方法についても検討します。

施策の実施状況

●環境影響評価の推進

- ・福岡市環境影響評価条例などの規定に基づき、下記事業の準備書に対する市長意見の送付を行った。
 - ① 福岡広域都市計画道路1・4・1-3号都市高速道路3号線延伸事業
 - ② 九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業

●福岡市環境配慮指針の適切な運用

- ・福岡市環境配慮指針などの運用により、各種開発事業の許認可等に際して、環境保全の見地から意見を述べ、環境への配慮を誘導した。
 - ① 都市計画法第29条の規定による開発行為許可（件数：69件）
 - ② 建築基準法第48条および第51条の規定による許可（件数：5件）
 - ③ 福岡県環境保全に関する条例による許可等（件数：1件）
 - ④ 砂利採取法および採石法による採取計画の認可（件数：5件）
 - ⑤ 福岡市土砂埋め立て等による災害発生の防止に関する条例第4条による埋立許可（件数：3件）
 - ⑥ 福岡県自然公園条例に係る意見（件数：2件）
 - ⑦ 環境に影響を及ぼすおそれのある事業に対する意見（公共施設：4件）

●表彰・助成

- ・「福岡市環境行動賞」において、環境保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰し、それらの模範的な活動を広く市民に知らせるため、表彰対象者の募集を行った。応募件数：90件（個人：18件、団体：52件、学校：9件、事業者：11件）
- ・市民団体やNPO法人などが自ら発意・企画し、主体的に行う環境活動に対し、「エコ発する事業」において支援を行うとともに、団体間のネットワークづくりを進めた。（補助件数：9件（ステップアップコース：4件、ビギナーコース：3件、U-30コース：2件））

成果指標の達成状況・・・成果指標なし

特記事項 (外部要因等)	
総合評価	環境影響評価制度等の適切な運用及び表彰・助成による市民・事業者の自主的な活動の支援、環境情報の収集及び調査・研究などの施策は着実に実施されており、概ね順調に進捗していると評価する。 ★★

第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携

施策の基本的方向

福岡都市圏をはじめ、近隣や九州、国内の地域と、環境施策の幅広い分野で連携・協力し、環境に関する共通の課題に向けた取組みや情報共有などを行います。

第2項 国際環境協力の推進

施策の基本的方向

本市や市内の大学等がこれまで培ってきた経験を活かし、廃棄物処理や自然環境保全等に関する技術・ノウハウについて、研修生の受入れや技術者派遣等により、ニーズに応じた国際協力を展開します。

また、市民・事業者等による自発的な国際環境協力への支援も積極的に行います。

施策の実施状況

●福岡都市圏の市町との環境協力の推進

- ・福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、定期的な意見交換を行い、エコバック等の啓発用品の共同購入を実施した。
- (総会：1回 幹事会：1回 情報交換会：1回)

●海外からの研修生等の受け入れ

- ・廃棄物埋立技術「福岡方式」等を学ぶ視察・研修の受け入れを実施した
- 研修受入人数：7か国 13人（エチオピア、ケニア等）
見学者受入人数：43か国 130人（韓国、イラク等）

●国際機関との連携による技術協力

- ・国連ハビタット事業として、ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市に職員を派遣し、「福岡方式」による埋立場整備に向けた協議や、埋立場建設候補地の測量・設計等の技術協力を実施した。
- 派遣回数：6回、派遣者数：延べ16人
- ・東アジア経済交流推進機構第14回環境部会に参加し、各参加都市が取り組む「リサイクル対策」について情報交換等を実施した。（R1.11.26～29 中国・青島市）

●アジアの環境改善に向け市民・事業者・行政が連携した取組みの推進

- ・ラプアース・クリーンアップ事業を実施し、市民・企業・行政が協力し、海岸・河川等の一斉清掃を行った。（R1.6.23）
- 福岡市参加者：43,809人、実施会場：382会場、ごみ回収量：約148トン

成果指標の達成状況

指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	達成状況
視察・研修受入人数	602人 (2011年度)	402人 (2019年度)	1,700人 (2022年度※)	C

※本成果指標の目標値は環境分野だけでなく、下水道・水道対応分野を含めた市全体としての数値である。

※基本計画の目標年度が⁶2024(R6)年度であるため、本成果指標については、2022(R4)年度以降に指標項目及び目標値の再設定を検討する。

特記事項 (外部要因等)	2019年度は、国際情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、視察研修受入人数が大幅に減少した。		
総合評価	国際情勢の変化等により、視察研修受入人数は減少したが、福岡都市圏の市町との協力や国際機関との連携による技術協力は、継続して行われており、概ね順調に進捗していると評価する。		★★

福岡市の環境施策

第3章 計画の推進

第3章 計画の推進

推進体制	内 容	R1年度 実績	局・区	課
福岡市環境審議会	環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、「福岡市環境審議会」を設置しています。	・ 総会：2回 (R1.11.5、R2.1.31) ・ 循環型社会構築部会：2回 (R1.9.25、R1.12.23)	環境局	環境政策課
福岡市環境調整会議	本市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するにあたっての調整、その他環境への配慮の推進に関する総合的調整等を行うため、「福岡市環境調整会議」を設置しています。	・ 福岡市環境調整会議（1回） (R1.12.12) ・ 福岡市環境調整会議幹事会（1回） (R2.3.30 書面開催)	環境局	環境政策課
福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	・ 総会、幹事会、情報交換会の開催、啓発用品作成・配布を行っている。 ・ 総会：1回（R1.5.24） ・ 幹事会：1回（R31.4.23） ・ 情報交換会：1回（R1.11.12）	環境局	環境政策課
福岡市環境教育・学習計画推進協議会	学識経験者、市民、市民団体、事業者、行政(教育委員会等)からなる「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」を設置し、施策の実施状況の報告や情報・意見の交換を行うとともに、今後の環境教育・学習に関する施策の検討を行い、環境教育・学習計画を推進しています。	・ 福岡市環境教育・学習計画推進協議会 (R1.9.5)	環境局	環境政策課
福岡市地球温暖化対策実行計画協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画の策定に関する協議を行うため、「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」を設置しています。	・ 福岡市地球温暖化対策実行計画協議会 (R1.8.29)	環境局	環境・エネルギー対策課
福岡市環境・エネルギー戦略会議	再生可能エネルギーの普及や、省エネルギーに関する全庁的な施策の推進及び市役所における率先導入について、市が一体となって積極的に推進していくため、「福岡市環境・エネルギー戦略会議」を設置しています。	・ 省エネ推進会議（R1.7.17）	環境局	環境・エネルギー対策課
福岡市地球温暖化対策市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化対策に向けた積極的な実践活動を推進することを目的に、さまざまな活動を行っています。	・ 福岡市地球温暖化対策市民協議会会員数：133団体（R2年3月末現在） ・ 総会の開催（R1.5.28） ・ 環境フェスティバルふくおか2019への出展 (R1.10.26～R1.10.27) 来場者数：約2,000人 ・ 協議会として下記の5事業を実施 ①住宅用エネルギーシステム導入促進事業 ②次世代自動車普及促進事業 (電気自動車購入等助成) (次世代自動車展示・試乗会) ③ECOチャレンジ応援事業 (交通系ICカードポイント付与) ④地球温暖化対策シンポジウムの開催 ⑤暮らし安心・適応リノベーション促進事業	環境局	環境・エネルギー対策課
博多湾環境保全計画推進委員会	「博多湾環境保全計画（第二次）」の着実な推進を図るために「博多湾環境保全計画推進委員会」において、計画の進行管理、施策の効果の評価及び新たな対策の検討などを行っています。 ＜計画目標等＞ 博多湾の将来像 “生きものが生まれ育つ博多湾”	・ 博多湾環境保全計画推進委員会（R1.8.9）	環境局	環境調整課
循環のまち・ふくおか推進会議	市民、事業者、行政が一体となって循環型社会に向けた活動を推進するための具体的な行動を協議するとともに、情報や意見の交換を通じて全庁的な実践活動の展開を図っています。 ＜計画目標等＞ 会議で情報・意見の交換を行い、地域でのごみ減量・リサイクルの実践活動に生かし、校区の特性に応じた活動を行う。	・ 循環のまち・ふくおか推進会議 (R2.2.6) ・ 区における循環型社会に向けた活動に関する連絡会議の開催 ・ 校区における循環型社会に向けた活動の推進	環境局	家庭ごみ減量推進課

環境の状況

I 環境の質に関するデータ (環境監視の結果等)

1 大気環境

福岡市における大気汚染は、自動車やビル・事業場のボイラー等から排出される汚染物質が主な原因であり、商業・都市生活型の汚染形態を示しています。さらに近年では、大陸からの汚染物質の移流の影響も懸念されています。

福岡市では、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を8局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を8局設置し、二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質濃度、大気汚染に関連する炭化水素等及び大気汚染に影響を与える風向風速や日射量等について、自動測定機により測定を行っています。

測定データは環境監視システム（テレメーターシステム）により収集し、集中的に常時監視を行っています。

※大気環境基準：

環境基本法第16条に基づき、大気汚染に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことで、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM_{2.5}）・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等が定められています。

※一般環境大気測定局：

大気汚染防止法に基づき環境大気の大気汚染状況を監視するための測定局で、工場の煙突の煙や自動車の排気ガスなどの直接的な影響の無い場所に設置します。福岡市では、主に小学校や中学校の校庭などに設置しています。ここで得られた測定結果は、環境基準の適否の判断、緊急時対策の実施、対策の立案やその効果の判定など基礎資料として使用されます。

※自動車排出ガス測定局：

自動車から出る排気ガスによる大気汚染の状況を監視するための測定局で、大きな交差点や幹線道路の沿道付近に設置します。ここで得られた測定結果は、一般環境大気測定局と同様に環境基準の適否の判断や自動車による汚染寄与度の推定などに使用されます。

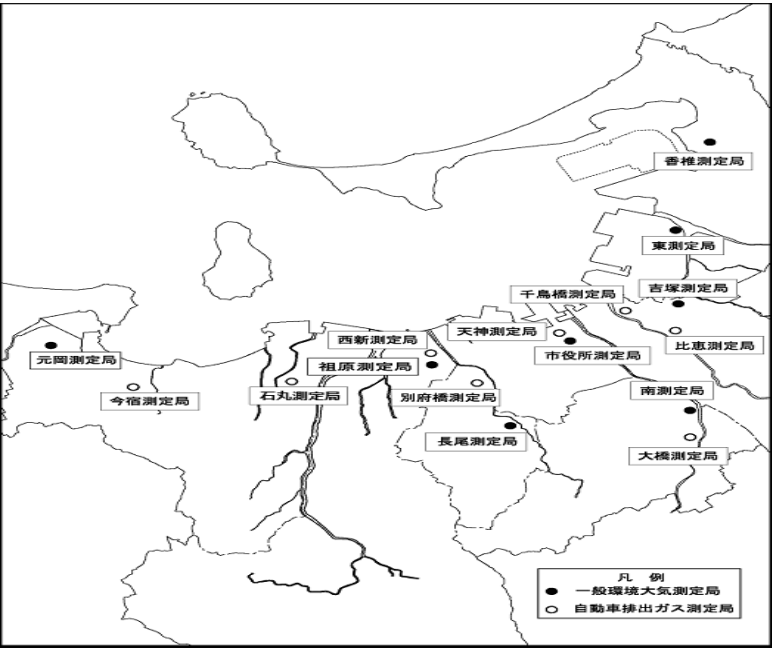
●大気常時監視測定局所在地及び測定項目

(令和2年3月31日現在)

測定局	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	日射量・温湿度
一般環境大気測定局	香椎	東 区香住ヶ丘3丁目10	○		○	○	○	○	○	
	東	東 区宮松4丁目21	○		○	○			○	
	吉塚	博多区吉塚6丁目8	○	○		○	○			○
	市役所	中央区天神1丁目10-1	○	○		○	○		○	
	南	南 区塩原1丁目27		○		○	○			○
	長尾	城南区長尾5丁目1-1		○		○	○		○	
	祖原	早良区祖原15-7	○	○		○	○	○	○	○
	元岡	西 区大字田尻108		○		○	○		○	
自動車排出ガス測定局	千鳥橋	博多区千代5丁目1		○		○	○	○		
	比恵	博多区東比恵1丁目3		○		○				
	天神	中央区天神2丁目12	○	○	○	○		○		
	大橋	南 区大橋3丁目18		○		○	○			
	別府橋	城南区別府1丁目22		○		○				
	西新	早良区西新3丁目1-1		○		○	○			
	石丸	西 区石丸2丁目25		○		○	○		○	
	今宿	西 区今宿青木草場137		○		○				

●大気常時監視測定局位置図

(令和2年3月31日現在)



※環境基準の評価：

○二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

①1年間の日平均値のうち、高い方から2%にあたる部分を除いた後の一番高い日平均値(日平均値の2%除外値)が環境基準値を超えていないこと。

②日平均値が環境基準値を2日以上連続して超えていないこと。

○二酸化窒素…1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値(日平均値の98%値)が環境基準値を超えていない場合は、環境基準「達成」と判定します。

○光化学オキシダント…1年間を通して昼間の1時間値が0.06ppmを超えていない場合のみ、環境基準「達成」と判定します。なお、昼間とは、5時から20時までをいいます。

○微小粒子状物質(PM_{2.5})…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

①1年間の平均値が環境基準値を超えていないこと。

②1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値(日平均値の98%値)が環境基準値を超えていないこと。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM_{2.5})については全ての測定局で環境基準を達成しました。特に、微小粒子状物質(PM_{2.5})については、平成23年度から測定を開始し、現在9局で測定していますが、初めて全局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。

●環境基準の達成状況

(令和元年度)

項目		二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素 (NO ₂)		一酸化炭素 (CO)		光化学 オキシダント (Ox)		浮遊粒子状物質 (SPM)			微小粒子状物質 (PM _{2.5})		
環境基準の 評価		年間日平均値 の2%除外値が 0.04ppm以下 かつ日平均値 0.04ppmを2日 以上連続して 超えないこと		年間日平均値 の98%値が 0.06ppm以下		年間日平均 値の2%除外 値が10ppm 以下かつ 日平均値 10ppmを2日 以上連続して 超えないこと		昼間の時間 (5時～20時)の 1時間値が 0.06ppm以下		年間日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下 かつ日平均値 0.10mg/m ³ を2日以上 連続して超えないこと			年平均値が15μg/m ³ 以下 かつ年間日平均値 の98%値が35μg/m ³ 以下 であること		
測定局		年間日 平均値の 2%除外 値(ppm)	達成 状況	年間日 平均値の 98%値 (ppm)	達成 状況	年間日 平均値の 2% 除外値 (ppm)	達成 状況	超過した 時間数 (括弧内は 日数)	達成 状況	年間日 平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)	基準 値を連続 して超過 した回数	達成 状況	年平均値 (μg/m ³)	年間日 平均値の 98%値 (μg/m ³)	達成 状況
一般環境大気測定局	香椎			0.020	○			576(96)	×	0.038	0	○	11.6	27.6	○
	東			0.027	○			329(65)	×	0.044	0	○			
	吉塚	0.006	○	0.028	○			289(59)	×	0.038	0	○	13.1	28.7	○
	市役所	0.007	○	0.025	○			302(59)	×	0.044	0	○	12.2	29.1	○
	南			0.020	○			428(74)	×	0.042	0	○			
	長尾			0.018	○			521(86)	×	0.040	0	○	11.6	26.3	○
	祖原	0.005	○	0.020	○			453(74)	×	0.038	0	○			
元岡			0.014	○			520(83)	×	0.042	0	○	13.7	32.6	○	
自動車排出ガス測定局	千鳥橋			0.029	○					0.042	0	○	12.3	28.0	○
	比恵			0.029	○					0.042	0	○			
	天神	0.004	○	0.043	○	1.8	○			0.037	0	○			
	大橋			0.019	○					0.040	0	○	13.0	29.3	○
	別府橋			0.024	○					0.046	0	○			
	西新			0.023	○					0.041	0	○	10.9	26.5	○
	石丸			0.017	○			181(37)	×	0.039	0	○	12.5	28.6	○
	今宿			0.016	○					0.047	0	○			

※日平均値：1時間値の1日平均値

年間日平均値：1年間にわたる1時間値の1日平均値

年平均値：1年間にわたる1日平均値の総和を測定日数で割った値

※二酸化硫黄：

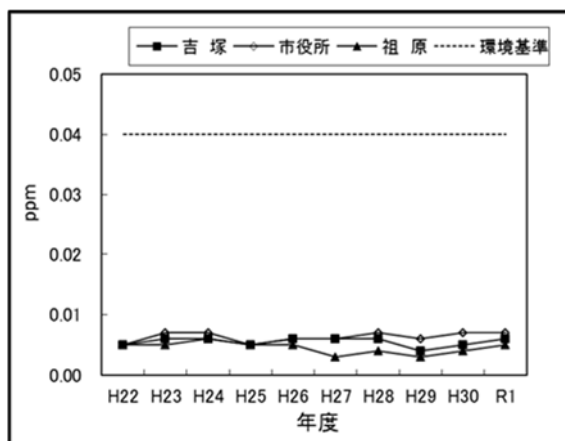
重油などの石油製品や石炭等の燃焼時に、その中に含まれる硫黄分が空気中の酸素と結びついて生成します。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。酸性雨の原因物質ともなります。

(1) 二酸化硫黄

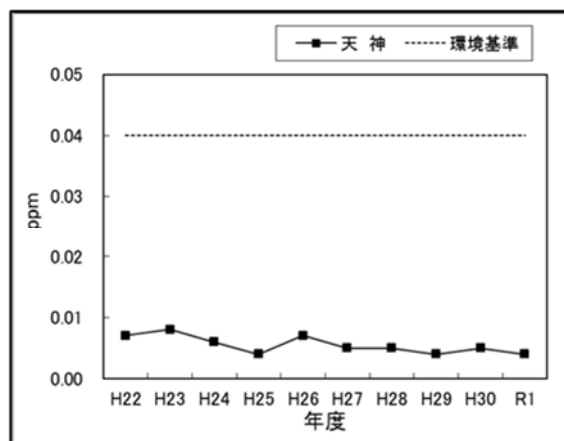
一般局3局、自排局1局で二酸化硫黄を測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

福岡市内の二酸化硫黄の主な発生源は、工場・事業場における重油ボイラ一等や、軽油を使用するディーゼル自動車などです。近年は、脱硫技術が進歩し、ばい煙発生施設等で使用する燃料や軽油中の硫黄分の低下により、一般局・自排局ともに、年平均値は横ばいで推移しています。

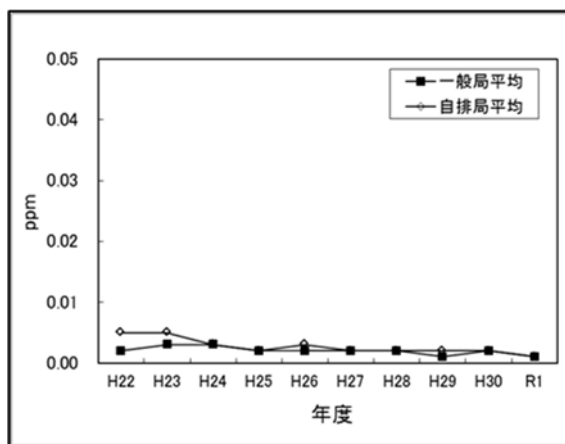
●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (一般局)



●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (自排局)



●二酸化硫黄の年平均値の推移 (一般局、自排局)



※窒素酸化物：

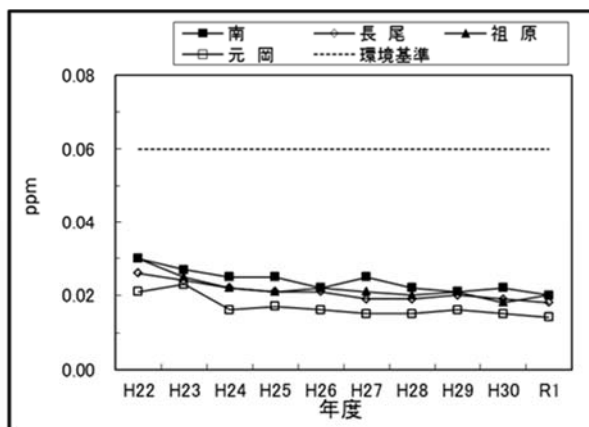
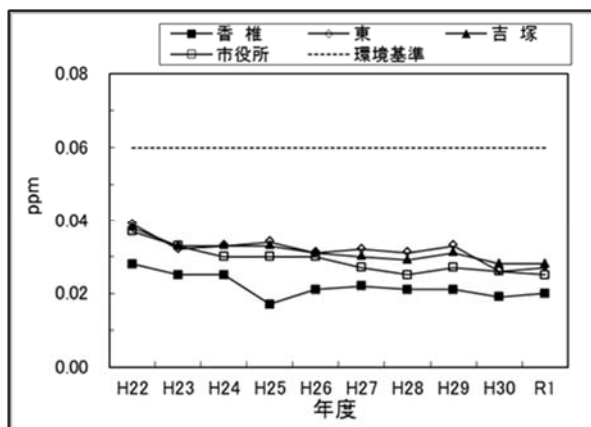
一酸化窒素と二酸化窒素の総称。空気中
や燃料中の窒素分が燃焼により空気中の酸
素と結びつくことなどにより発生します。
その多くは一酸化窒素として排出され、大
気中で更に酸化され、二酸化窒素となりま
す。（二酸化窒素は高濃度になると呼吸器
官に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学
オキシダントなどの原因物質となります。）
主な発生源は自動車、工場・事業場のボイ
ラーなどがあります。

（２）窒素酸化物

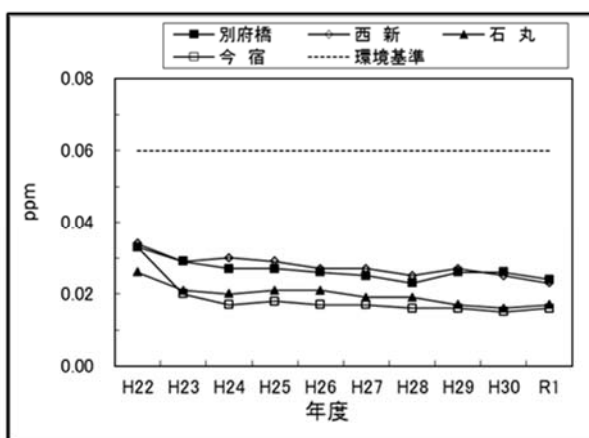
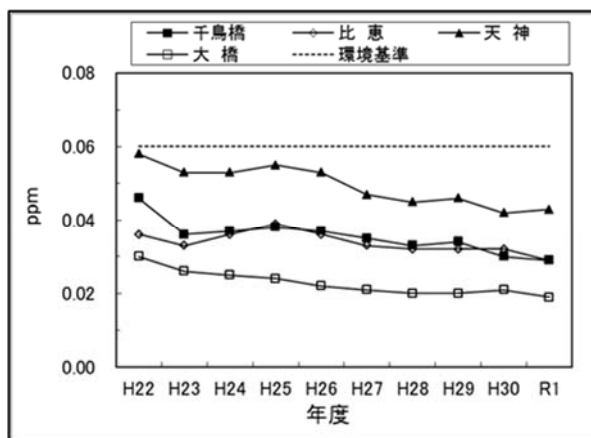
一般局 8 局と自排局 8 局で測定しており、全ての測定局で二酸化窒素の環境基準を達成しています。

製造業などの工場が比較的少ない福岡市では、自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物の量が全排出量のうち最も多くを占めていますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

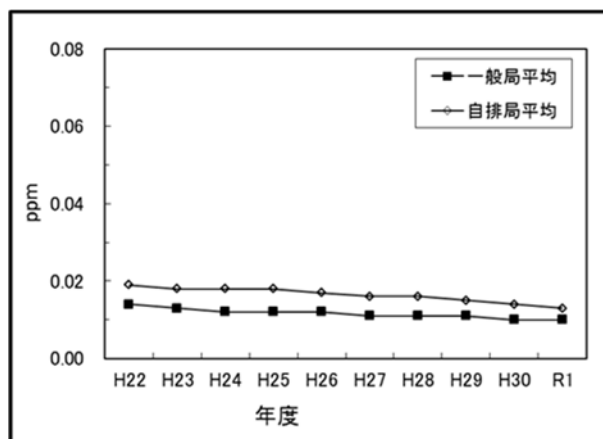
●二酸化窒素の日平均値の 98% 値の推移（一般局）



●二酸化窒素の日平均値の 98% 値の推移（自排局）



●二酸化窒素の年平均値の推移（一般局、自排局）



※一酸化炭素：

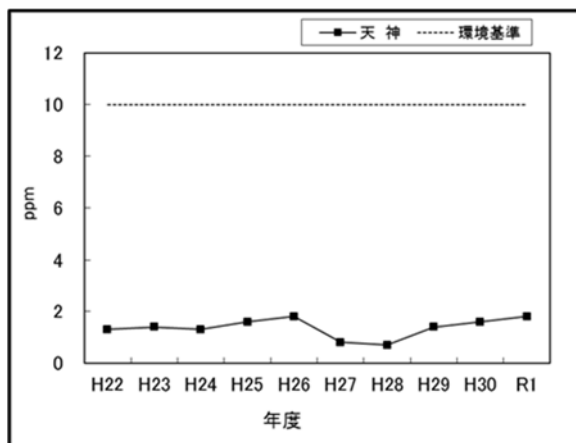
不完全燃焼により発生します。主な発生源は自動車と考えられ、人への健康影響には血液中の酸素運搬機能の阻害などがあります。

(3) 一酸化炭素

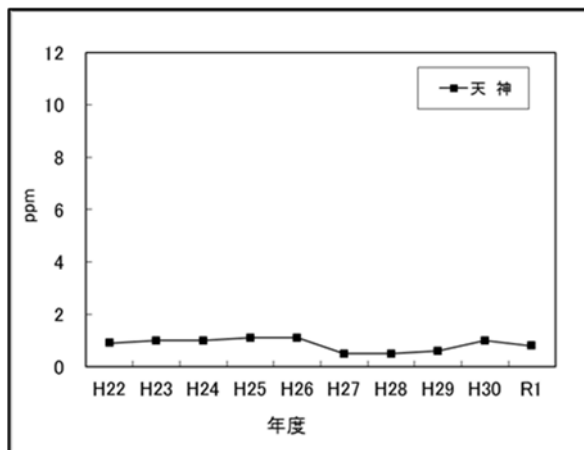
天神自排局で測定しており、環境基準を達成しています。

福岡市内の一酸化炭素の主な発生源は、自動車と考えられますが、自動車エンジンの改良が進んだことから、環境基準（10ppm）を大きく下回った状態で推移しています。

●一酸化炭素の日平均値の2%除外値の推移（天神局）



●一酸化炭素の年平均値の推移（天神局）



※光化学オキシダント：

窒素酸化物や炭化水素などが太陽光の紫外線の作用により、光化学反応を起こして生成されるオゾン等の酸化性物質の総称です。高濃度では目への刺激や呼吸器官への影響があるほか、植物にも生育阻害などをもたらします。発生には、日射・気温や風速などの気象条件の影響が大きく、影響範囲は市域内に限らず、周辺部にまで広範囲に及びます。

※光化学オキシダント注意報：

大気汚染防止法において、大気中の濃度が0.12ppm以上になると、健康被害防止のため、光化学オキシダント注意報の発令を行い、排出原因事業者への指導等を行うように定められています。

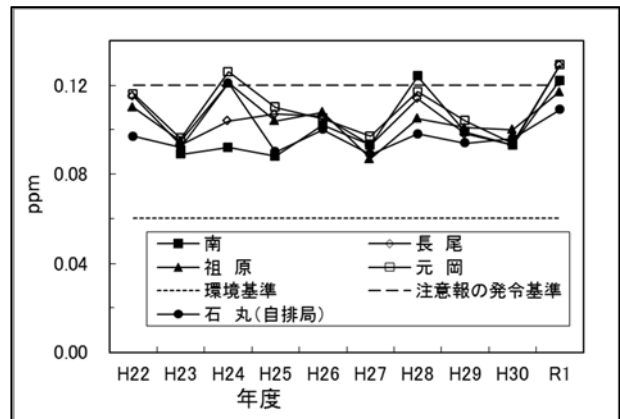
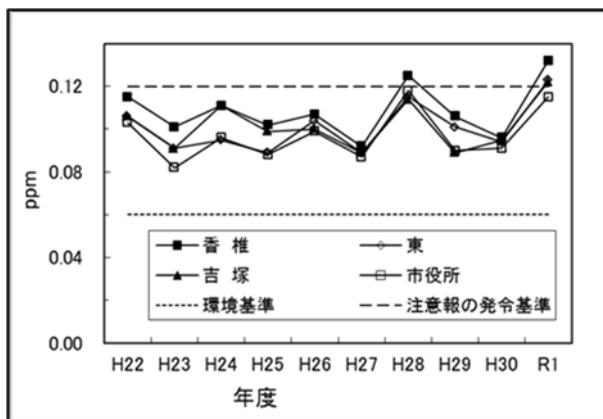
(4) 光化学オキシダント

一般局8局と自排局1局で測定しており、全測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントは、1年のうち1時間でも環境基準値である0.06ppmを超えると環境基準未達成と判定するため、全国のほとんどの測定局で環境基準未達成の状態が続いています。(全国測定局の平成30年度環境基準達成率：一般局0.1%、自排局0%)

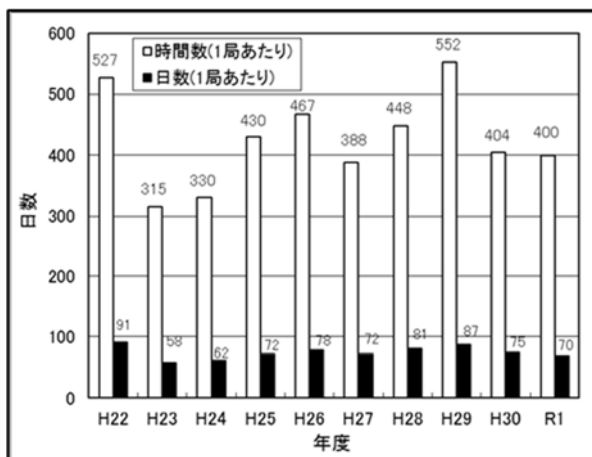
なお、昼間の1時間値の年平均値は、ほぼ横ばいの濃度で推移しています。

また、光化学オキシダントの緊急時の措置基準である0.12ppmを超える濃度が、令和元年5月23日は福岡市東部（東区・博多区）、中部（中央区・南区・城南区）、24日は市内全域で観測され、光化学オキシダント注意報が発令されました。

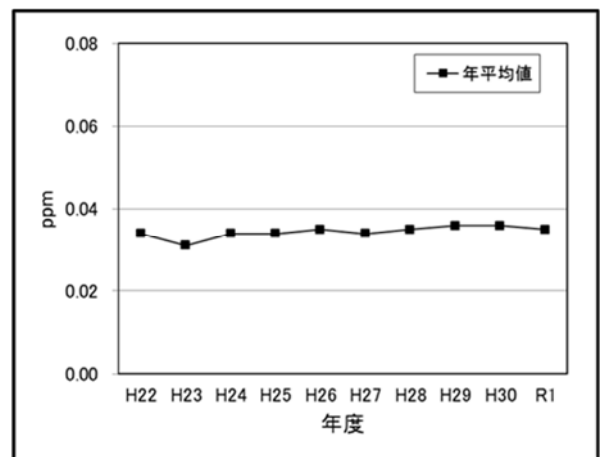
●光化学オキシダント昼間の1時間値の最高値の推移



●1年間で昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数・日数（1局あたり）



●昼間の1時間値の年平均値の推移



※浮遊粒子状物質：

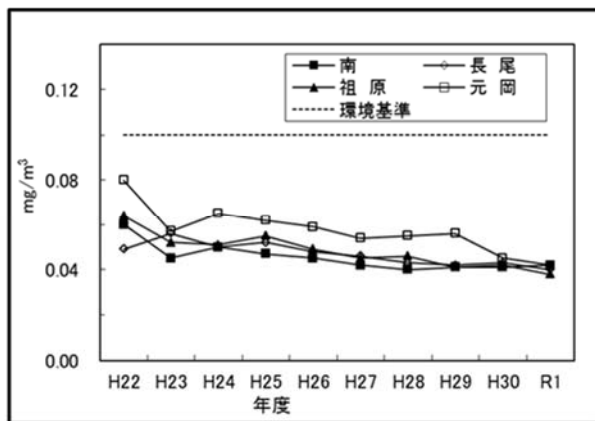
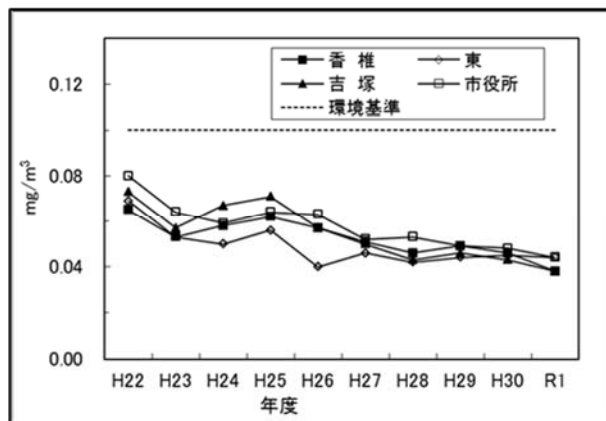
大気中に浮遊している粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下の粒子状物質。比較的長い時間大気中を浮遊し、気道や肺胞に沈着しやすく、高濃度では人の健康に影響を与えるといわれます。工場・事業場からのばい煙や自動車の排出ガス、家庭等からの煙など人為的に発生するものと、大陸からの黄砂や火山活動に伴う灰、砂ぼこり等自然的な要因のがあります。

(5) 浮遊粒子状物質

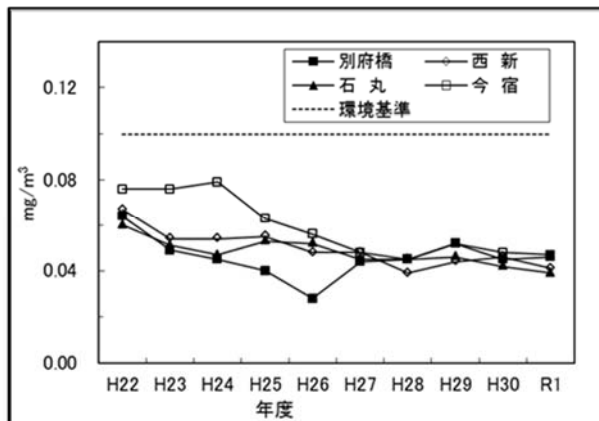
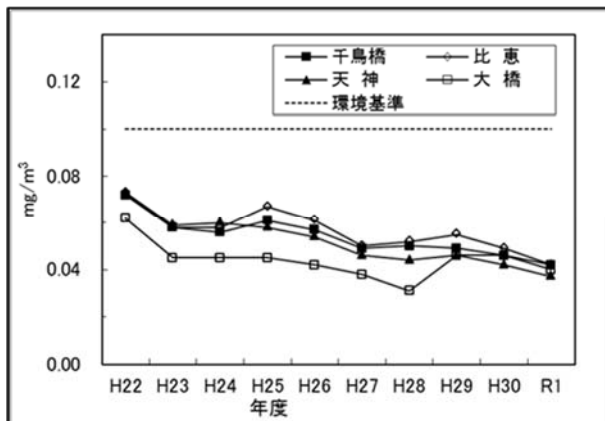
一般局 8 局と自排局 8 局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

環境基準達成状況は、黄砂等の気象現象に大きく影響を受けますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（一般局）

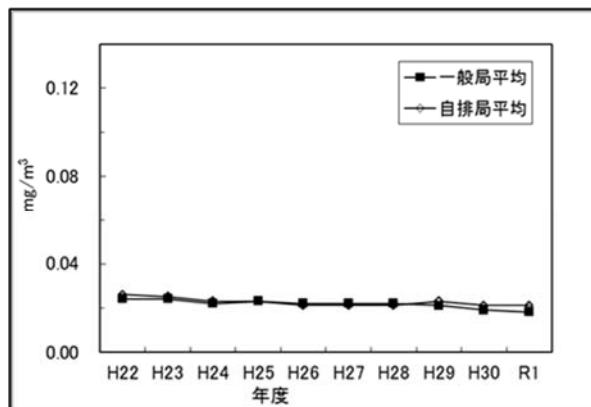


●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（自排局）

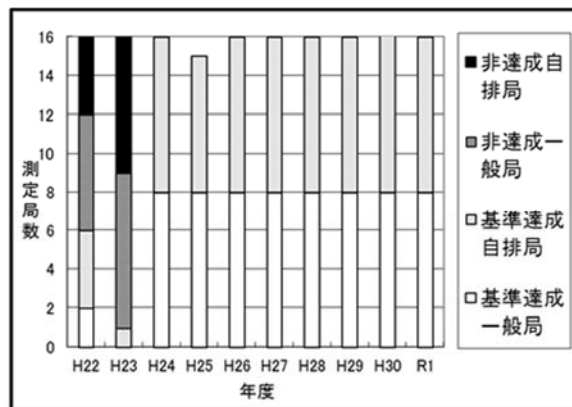


※平成 25 年度西新局については参考値

●浮遊粒子状物質の年平均値の推移（一般局、自排局）



●浮遊粒子状物質の環境基準達成状況の推移（一般局、自排局）



※平成 25 年度西新局については、年間測定時間が 6,000 時間未満のため、評価対象外

※微小粒子状物質：

従来からは大気中に漂う粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきていますが、そのなかで粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)と呼んでいます。微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

※暫定指針値：

平成25年2月に環境省が設置した「 $\text{PM}_{2.5}$ に関する専門家会合」において、注意喚起のための暫定的な指針値として、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ が示されました。

ただし、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える $\text{PM}_{2.5}$ への曝露によって、すべての人に必ず健康影響が生じるというものではないことに留意が必要とされています。

(6) 微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)

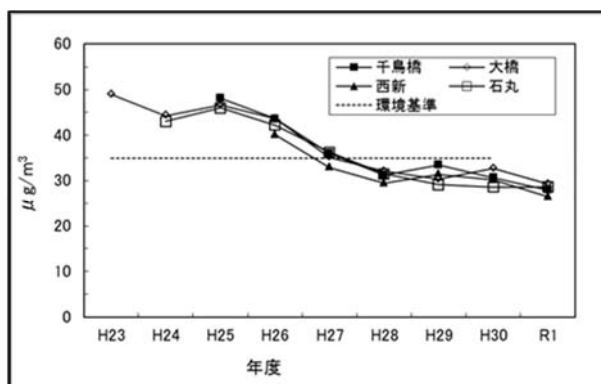
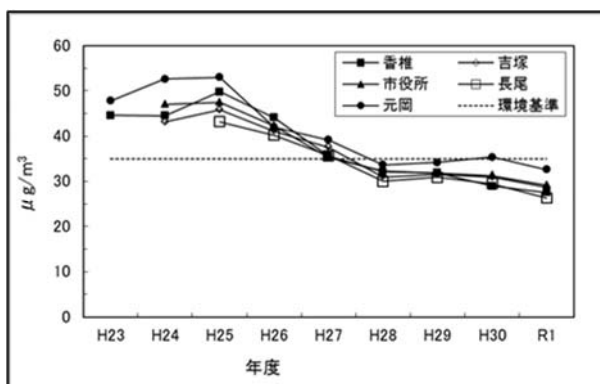
一般局5局と自排局4局で測定しており、全局で環境基準を達成しました。

また、濃度が暫定指針値を超過すると予測された場合に県が発令する注意喚起は、ありませんでした。

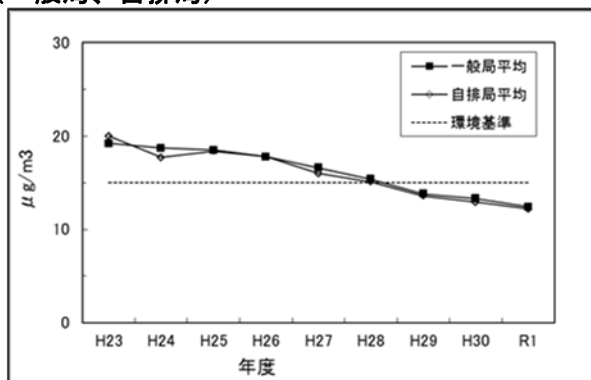
なお、年平均値は、測定を開始した平成23年度以降、一般局・自排局ともにゆるやかな減少傾向にあります。

微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$)の成分割合については、有機炭素が27%、硫酸イオンが23%を占めていました。

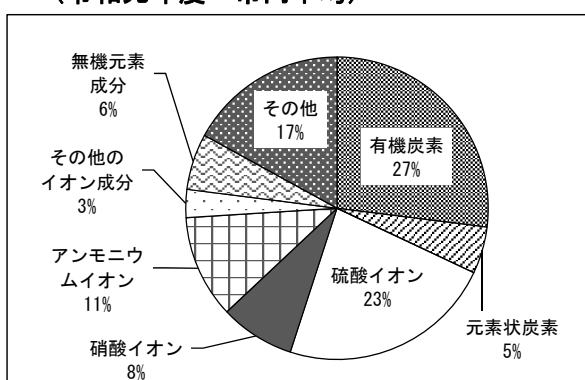
●微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$) の日平均値の98%値の推移 (一般局と自排局)



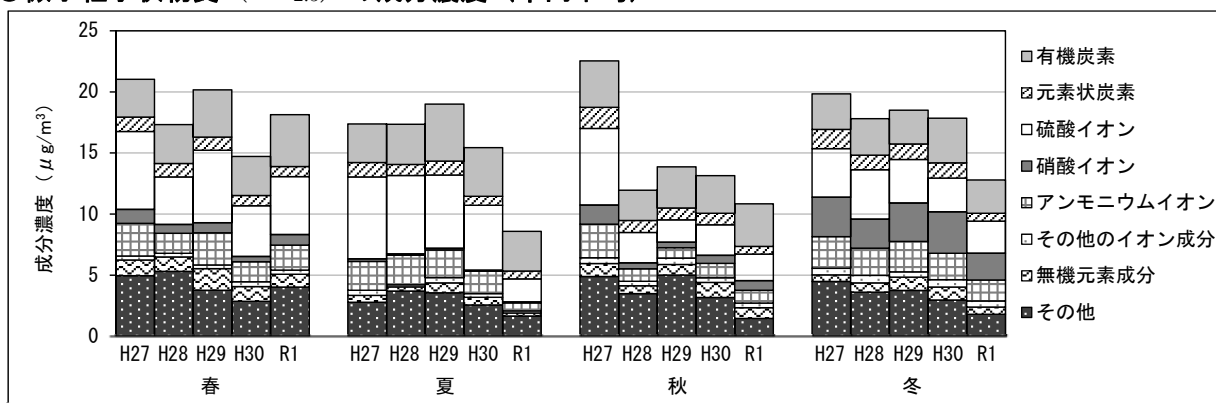
●微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$) の年平均値の推移 (一般局、自排局)



●微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$) の成分割合 (令和元年度 市内平均)



●微小粒子状物質 ($\text{PM}_{2.5}$) の成分濃度 (市内平均)



※平成27～30年度は市役所局・元岡局・西新局の3局平均、令和元年度は市役所局・元岡局の2局平均

※炭化水素：

石油及び有機溶剤などの精製・生産や消費の過程で発生します。主な発生源は、自動車や石油関連施設です。なお、灯油やガスを使用する事業場や家庭からも排出されます。

※メタン：

有機物が腐敗発酵する際に生成され、沼沢などから発生することもあります。天然ガスや石炭ガスの主成分です。地球規模の温暖化に関与するいわゆる温室効果ガスの一つでもあります。

※非メタン炭化水素：

光化学オキシダントの生成に関係する成分です。メタン以外の炭化水素のことをいいます。光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針として、光化学オキシダントの昼間の1時間値0.06ppmに対応する午前6時～9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20～0.31ppmCの範囲と示されています。

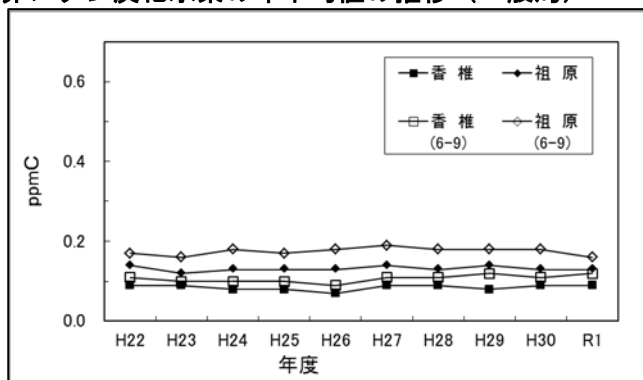
(7) 炭化水素

一般局2局と自排局2局で測定しています。

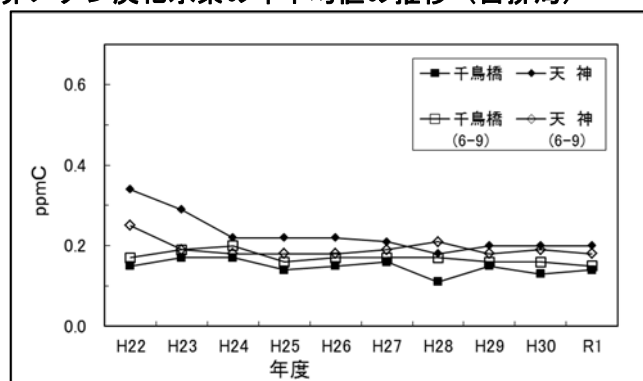
大気中の炭化水素のうち、光化学オキシダントの生成に関係する成分を非メタン炭化水素として、メタンと区別して測定しています。非メタン炭化水素は、一般局・自排局ともに、近年ではほぼ横ばいの濃度で推移していますが、長期的には減少傾向にあります。

なお、非メタン炭化水素に環境基準値はありませんが、大気汚染に係る指針において、午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲以下が適当とされており、この指針を超過した日数の割合は、香椎局で3.4%、祖原局で3.7%、千鳥橋局で3.3%、天神局で6.8%でした。

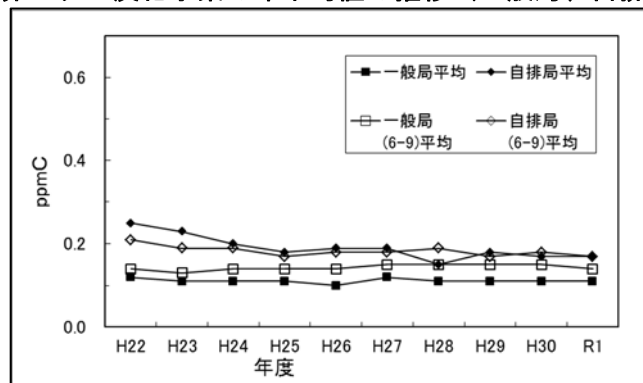
●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（自排局）



●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局、自排局）



(参考) 大気環境に関する詳細データ

(1) 二酸化硫黄

①二酸化硫黄の日平均値の2%除外値

(単位: ppm)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
吉 塚	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.004	0.005	0.006
市役所	0.005	0.007	0.007	0.005	0.006	0.006	0.007	0.006	0.007	0.007
祖 原	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.003	0.004	0.003	0.004	0.005

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
天 神	0.007	0.008	0.006	0.004	0.007	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004

②二酸化硫黄の年平均値

(単位: ppm)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
吉 塚	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
市役所	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002
祖 原	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
平 均	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
天 神	0.005	0.005	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001

(2) 二酸化窒素

①二酸化窒素の日平均値の年間98%値

(単位: ppm)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	0.028	0.025	0.025	0.017	0.021	0.022	0.021	0.021	0.019	0.020
東	0.039	0.032	0.033	0.034	0.031	0.032	0.031	0.033	0.026	0.027
吉 塚	0.038	0.033	0.033	0.033	0.031	0.030	0.029	0.031	0.028	0.028
市役所	0.037	0.033	0.030	0.030	0.030	0.027	0.025	0.027	0.026	0.025
南	0.030	0.027	0.025	0.025	0.022	0.025	0.022	0.021	0.022	0.020
長 尾	0.026	0.024	0.022	0.021	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019	0.018
祖 原	0.030	0.025	0.022	0.021	0.022	0.021	0.020	0.021	0.018	0.020
元 岡	0.021	0.023	0.016	0.017	0.016	0.015	0.015	0.016	0.015	0.014

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	0.046	0.036	0.037	0.038	0.037	0.035	0.033	0.034	0.030	0.029
比 恵	0.036	0.033	0.036	0.039	0.036	0.033	0.032	0.032	0.032	0.029
天 神	0.058	0.053	0.053	0.055	0.053	0.047	0.045	0.046	0.042	0.043
大 橋	0.030	0.026	0.025	0.024	0.022	0.021	0.020	0.020	0.021	0.019
別府橋	0.033	0.029	0.027	0.027	0.026	0.025	0.023	0.026	0.026	0.024
西 新	0.034	0.029	0.030	(0.029)	0.027	0.027	0.025	0.027	0.025	0.023
石 丸	0.026	0.021	0.020	0.021	0.021	0.019	0.019	0.017	0.016	0.017
今 宿	0.033	0.020	0.017	0.018	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015	0.016

※太字は、日平均値の年間98%値において環境基準非達成年度

また、平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

②二酸化窒素の年平均値

(単位：ppm)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	0.010	0.011	0.010	0.008	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008
東	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012	0.012
吉 塚	0.014	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.014	0.013	0.013
市役所	0.020	0.019	0.018	0.016	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015	0.013
南	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009
長 尾	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
祖 原	0.013	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
元 岡	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
平 均	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019	0.017	0.016
比 恵	0.018	0.017	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019	0.018	0.018	0.016
天 神	0.039	0.035	0.035	0.035	0.034	0.031	0.031	0.030	0.029	0.027
大 橋	0.015	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009
別府橋	0.016	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011
西 新	0.017	0.016	0.017	(0.017)	0.016	0.016	0.015	0.013	0.012	0.012
石 丸	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008
今 宿	0.014	0.009	0.009	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
平 均	0.019	0.018	0.018	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013

※平成 25 年度の西新局については、年間測定時間が 6,000 時間未満のため、参考値である。

(3) 一酸化炭素

①一酸化炭素の日平均値の 2 %除外値

(単位：ppm)

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
天 神	1.3	1.4	1.3	1.6	1.8	0.8	0.7	1.4	1.6	1.8

②一酸化炭素の年平均値

(単位：ppm)

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
天 神	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	0.5	0.5	0.6	1.0	0.8

(4) 光化学オキシダント

①光化学オキシダントの昼間の1時間の最高値

(単位: ppm)

測定局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	0.115	0.101	0.111	0.102	0.107	0.092	0.125	0.106	0.096	0.132
東	0.106	0.091	0.095	0.089	0.104	0.089	0.115	0.101	0.094	0.123
吉 塚	0.106	0.091	0.111	0.099	0.100	0.089	0.114	0.089	0.095	0.122
市役所	0.103	0.082	0.096	0.088	0.099	0.087	0.118	0.090	0.091	0.115
南	0.106	0.089	0.092	0.088	0.102	0.093	0.124	0.099	0.093	0.122
長 尾	0.115	0.093	0.104	0.107	0.106	0.093	0.114	0.098	0.093	0.129
祖 原	0.110	0.095	0.121	0.104	0.108	0.087	0.105	0.101	0.100	0.117
元 岡	0.116	0.096	0.126	0.110	0.105	0.097	0.117	0.104	0.094	0.129
石丸 (自排局)	0.097	0.092	0.121	0.090	0.100	0.089	0.098	0.094	0.096	0.109

※昼間とは、5時～20時までをいう。

②光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(上段)と日数(下段)

測定局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	634	482	543	542	666	528	648	713	504	576
	103	81	95	80	103	84	111	106	90	96
東	467	209	175	287	365	446	404	566	324	329
	85	47	43	49	69	83	72	93	65	65
吉 塚	403	281	313	407	418	346	322	476	335	289
	74	52	63	72	73	66	66	83	64	59
市役所	252	105	161	318	301	242	341	365	194	302
	59	26	29	57	56	56	68	70	47	59
南	612	257	211	291	384	389	639	603	403	428
	105	51	41	55	75	78	107	95	75	74
長 尾	697	384	375	561	521	451	510	742	539	521
	113	67	70	89	89	78	92	108	94	86
祖 原	638	460	430	599	495	294	427	613	462	453
	107	79	74	94	75	60	77	91	86	74
元 岡	686	451	521	601	635	517	577	694	497	520
	107	75	94	96	98	87	99	100	84	83
石丸 (自排局)	354	203	238	261	415	280	163	197	382	181
	67	44	46	52	65	57	36	38	70	37
計	4743	2832	2967	3867	4200	3493	4031	4969	3640	3599
	820	522	555	644	703	649	728	784	675	633

③光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値

(単位: ppm)

測定局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	0.037	0.035	0.037	0.035	0.039	0.038	0.039	0.039	0.038	0.038
東	0.033	0.030	0.031	0.031	0.034	0.034	0.033	0.035	0.034	0.033
吉 塚	0.032	0.030	0.033	0.033	0.035	0.032	0.033	0.034	0.034	0.033
市役所	0.030	0.026	0.029	0.032	0.032	0.032	0.034	0.033	0.032	0.034
南	0.035	0.030	0.031	0.031	0.035	0.034	0.037	0.037	0.036	0.035
長 尾	0.036	0.030	0.034	0.035	0.037	0.034	0.036	0.039	0.037	0.036
祖 原	0.036	0.034	0.036	0.037	0.034	0.033	0.036	0.037	0.037	0.035
元 岡	0.038	0.035	0.039	0.038	0.039	0.038	0.039	0.040	0.038	0.038
石丸 (自排局)	0.030	0.030	0.032	0.032	0.033	0.032	0.029	0.029	0.035	0.032
平 均	0.034	0.031	0.034	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036	0.036	0.035

(5) 浮遊粒子状物質

①浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値

(単位: mg/m³)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	0.065	0.053	0.058	0.062	0.057	0.051	0.046	0.049	0.046	0.038
東	0.069	0.053	0.050	0.056	0.040	0.046	0.042	0.044	0.045	0.044
吉 塚	0.073	0.057	0.067	0.071	0.057	0.050	0.043	0.046	0.043	0.038
市役所	0.080	0.064	0.059	0.064	0.063	0.052	0.053	0.049	0.048	0.044
南	0.060	0.045	0.050	0.047	0.045	0.042	0.040	0.041	0.041	0.042
長 尾	0.049	0.056	0.050	0.052	0.048	0.046	0.043	0.042	0.043	0.040
祖 原	0.064	0.052	0.051	0.055	0.049	0.045	0.046	0.041	0.042	0.038
元 岡	0.080	0.057	0.065	0.062	0.059	0.054	0.055	0.056	0.045	0.042

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	0.072	0.058	0.056	0.061	0.057	0.049	0.050	0.049	0.046	0.042
比 恵	0.073	0.058	0.058	0.067	0.061	0.050	0.052	0.055	0.049	0.042
天 神	0.073	0.059	0.060	0.058	0.054	0.046	0.044	0.046	0.042	0.037
大 橋	0.062	0.045	0.045	0.045	0.042	0.038	0.031	0.046	0.046	0.040
別府橋	0.064	0.049	0.045	0.040	0.028	0.044	0.045	0.052	0.045	0.046
西 新	0.067	0.054	0.054	(0.055)	0.048	0.048	0.039	0.044	0.046	0.041
石 丸	0.060	0.051	0.047	0.053	0.052	0.045	0.045	0.046	0.042	0.039
今 宿	0.076	0.076	0.079	0.063	0.056	0.048	0.045	0.052	0.048	0.047

※平成 25 年度の西新局については、年間測定時間が 6,000 時間未満のため、参考値である。

②浮遊粒子状物質の年平均値

(単位: mg/m³)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	0.029	0.024	0.025	0.026	0.025	0.023	0.023	0.023	0.022	0.018
東	0.021	0.021	0.020	0.021	0.019	0.020	0.022	0.022	0.020	0.019
吉 塚	0.028	0.025	0.030	0.027	0.023	0.021	0.020	0.020	0.017	0.016
市役所	0.031	0.029	0.024	0.025	0.027	0.024	0.025	0.024	0.022	0.021
南	0.016	0.016	0.016	0.017	0.016	0.018	0.018	0.018	0.016	0.018
長 尾	0.017	0.028	0.022	0.023	0.021	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018
祖 原	0.024	0.023	0.019	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020	0.019	0.017
元 岡	0.027	0.022	0.022	0.024	0.023	0.023	0.025	0.022	0.019	0.018
平 均	0.024	0.024	0.022	0.023	0.022	0.022	0.022	0.021	0.019	0.018

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	0.025	0.024	0.022	0.025	0.024	0.023	0.022	0.022	0.020	0.018
比 恵	0.031	0.028	0.024	0.027	0.026	0.025	0.025	0.025	0.023	0.02
天 神	0.030	0.027	0.027	0.027	0.027	0.023	0.023	0.022	0.020	0.018
大 橋	0.018	0.017	0.016	0.017	0.016	0.015	0.014	0.022	0.021	0.019
別府橋	0.023	0.022	0.020	0.015	0.011	0.019	0.022	0.022	0.021	0.019
西 新	0.026	0.024	0.023	(0.024)	0.021	0.021	0.020	0.022	0.021	0.019
石 丸	0.022	0.020	0.019	0.021	0.021	0.021	0.022	0.021	0.019	0.018
今 宿	0.030	0.035	0.029	0.025	0.025	0.022	0.022	0.024	0.022	0.020
平 均	0.026	0.025	0.023	0.023	0.021	0.021	0.021	0.023	0.021	0.019

※平成 25 年度の西新局については、年間測定時間が 6,000 時間未満のため、参考値である。

(6) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

①微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の日平均値の年間 98%値

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	(39.5)	44.6	44.5	49.8	44.1	35.6	32.1	31.9	29.0	27.6
吉 塚	—	(42.5)	43.1	45.8	41.1	37.5	31.0	31.6	30.9	28.7
市役所	—	(42.3)	47.0	47.4	42.2	35.3	32.3	31.8	31.3	29.1
長 尾	—	—	(41.0)	43.2	40.2	35.7	30.0	30.9	29.5	26.3
元 岡	—	47.8	52.6	53.0	42.0	39.2	33.7	34.2	35.4	32.6

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	—	—	(47.6)	48.1	43.6	36.0	31.2	33.5	30.7	28.0
大 橋	(43.4)	48.9	44.3	46.6	43.6	35.1	32.1	30.3	32.7	29.3
西 新	—	—	—	(34.8)	40.1	32.9	29.4	31.4	30.2	26.5
石 丸	—	(38.8)	43.0	46.0	42.2	36.2	31.5	29.4	28.6	28.6

※**太字**は、日平均値の年間 98%値において環境基準非達成年度

※平成 22 年度の香椎局及び大橋局については、平成 23 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 23 年度の吉塚局、市役所及び石丸局については、平成 24 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 24 年度の長尾局及び千鳥橋局については、平成 25 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

②微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の年平均値

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	(18.4)	17.7	18.1	19.4	17.8	15.8	14.8	13.7	12.4	11.6
吉 塚	—	(19.2)	16.9	17.3	17.8	16.7	15.4	13.9	13.1	13.1
市役所	—	(20.8)	18.9	19.4	18.4	17.0	16.6	14.6	13.9	12.2
長 尾	—	—	(21.7)	17.5	17.4	16.0	14.7	13.7	12.3	11.6
元 岡	—	20.7	20.9	19.1	17.5	17.4	15.3	13.2	15.0	13.7
平 均	—	19.2	18.7	18.5	17.8	16.6	15.4	13.8	13.3	12.4

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	—	—	(25.1)	19.0	18.6	17.2	15.8	15.3	13.3	12.3
大 橋	(21.2)	20.0	18.9	18.5	19.2	16.5	15.9	13.6	14.2	13
西 新	—	—	—	(18.2)	16.2	14.8	14.0	13.0	11.9	10.9
石 丸	—	(19.4)	16.5	17.8	17.1	15.4	14.5	12.6	12.0	12.5
平 均	—	20.0	17.7	18.4	17.8	16.0	15.1	13.6	12.9	12.2

※**太字**は、年平均値において環境基準非達成年度

※平成 22 年度の香椎局及び大橋局については、平成 23 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 23 年度の吉塚局、市役所及び石丸局については、平成 24 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 24 年度の長尾局及び千鳥橋局については、平成 25 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

③微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分割合（令和元年度 市内平均）

有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
27%	5%	23%	8%	11%	3%	6%	17%

④微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分濃度（市内平均）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定季節		有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
春	H27	3.1	1.2	6.4	1.1	2.7	0.33	1.3	5.0
	H28	3.2	1.1	3.9	0.71	1.6	0.31	1.2	5.3
	H29	3.9	1.1	5.9	0.83	2.6	0.30	1.8	3.8
	H30	3.2	0.85	4.2	0.43	1.6	0.39	1.2	2.9
	R1	4.2	0.82	4.7	0.88	2.0	0.35	1.0	4.0
夏	H27	3.2	1.2	6.7	0.20	2.4	0.42	0.56	2.8
	H28	3.3	0.90	6.4	0.096	2.4	0.17	0.34	3.7
	H29	4.7	1.1	6.0	0.13	2.3	0.43	0.81	3.6
	H30	4.0	0.74	5.3	0.089	1.8	0.30	0.64	2.6
	R1	3.2	0.65	1.9	0.073	0.7	0.16	0.25	1.7
秋	H27	3.8	1.7	6.3	1.6	2.7	0.47	1.1	4.9
	H28	2.5	0.98	2.5	0.49	1.0	0.37	0.64	3.5
	H29	3.4	1.0	1.8	0.43	0.86	0.52	0.86	5.0
	H30	3.1	0.95	2.5	0.65	1.2	0.39	1.2	3.2
	R1	3.5	0.64	2.2	0.78	1.1	0.37	0.9	1.5
冬	H27	2.9	1.6	4.0	3.2	2.6	0.54	0.53	4.5
	H28	3.0	1.2	4.0	2.4	2.2	0.62	0.76	3.6
	H29	2.8	1.3	3.6	3.1	2.5	0.43	1.1	3.8
	H30	3.7	1.2	2.8	3.4	2.2	0.61	1.1	3.0
	R1	2.7	0.6	2.6	2.2	1.7	0.50	0.6	1.8

(7) 炭化水素

①全炭化水素の年平均値

(単位: ppmC)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	1.95	1.94	1.96	1.97	1.98	2.00	2.00	2.02	2.01	2.03
祖 原	2.00	1.99	2.01	2.02	2.04	2.06	2.05	2.08	2.07	2.08

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	2.02	2.04	2.05	2.04	2.06	2.07	2.09	2.10	2.08	2.11
天 神	2.26	2.21	2.15	2.16	2.17	2.19	2.19	2.17	2.17	2.19

②非メタン炭化水素の年平均値

(単位: ppmC)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09
祖 原	0.14	0.12	0.13	0.13	0.13	0.14	0.13	0.14	0.13	0.13
平 均	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	0.15	0.17	0.17	0.14	0.15	0.16	0.15	0.15	0.13	0.14
天 神	0.34	0.29	0.22	0.22	0.22	0.21	0.22	0.20	0.20	0.20
平 均	0.25	0.23	0.20	0.18	0.19	0.19	0.19	0.18	0.17	0.17

③非メタン炭化水素の6～9時における年平均値

(単位: ppmC)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.11	0.11	0.12	0.11	0.12
祖 原	0.17	0.16	0.18	0.17	0.18	0.19	0.18	0.18	0.18	0.16
平 均	0.14	0.13	0.14	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	0.17	0.19	0.20	0.16	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.15
天 神	0.25	0.19	0.18	0.18	0.18	0.19	0.21	0.18	0.19	0.18
平 均	0.21	0.19	0.19	0.17	0.18	0.18	0.19	0.17	0.18	0.17

④非メタン炭化水素の6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数の割合

(単位: %)

一般局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
香 椎	0.8	1.7	0.6	1.7	1.4	2.0	3.7	3.9	0.6	3.4
祖 原	8.2	5.8	10.0	8.9	10.2	12.6	8.6	10.2	8.0	3.7

自排局	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
千鳥橋	3.9	5.3	6.8	2.2	4.4	4.4	4.5	3.9	5.5	3.3
天 神	23.5	4.8	3.1	3.8	5.2	8.3	7.7	5.8	5.8	6.8

(8) 降下ばいじん量の経年変化

(単位: t/km²/月)

測 定 点	H22 年度 (2010)	H23 年度 (2011)	H24 年度 (2012)	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)
吉塚小学校	2.8	2.5	2.8	2.8	2.5	2.6	2.1	2.5	2.2	2.4

(9) 風向の年間測定結果表 (令和元年度)

(単位: %)

測定局	風 向 頻 度																
	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CALM
香 椎	6.9	6.4	4.6	2.9	3.3	4.2	12.8	16.7	3.5	2.0	1.9	2.1	5.9	7.5	10.5	6.1	2.9
東	5.7	5.9	2.1	2.9	7.5	15.7	11.2	9.6	2.3	1.1	1.3	2.1	6.3	5.9	8.2	10.3	1.8
吉 塚	6.3	5.6	3.2	3.1	6.5	10.6	14.3	5.3	3.0	1.4	1.1	3.7	2.9	2.9	16.6	7.8	5.7
市役所	4.2	2.1	3.7	3.9	1.8	3.8	18.2	11.0	1.8	0.7	1.3	3.1	3.2	6.4	11.3	20.0	3.7
南	10.1	7.9	3.5	1.9	1.6	1.3	2.6	13.3	22.8	3.3	1.7	1.0	2.9	7.5	6.2	7.3	5.0
長 尾	8.0	4.1	2.0	2.2	2.5	4.9	20.1	7.8	2.5	2.0	2.1	4.8	8.7	6.4	8.1	8.1	5.9
祖 原	7.9	15.3	3.5	2.1	3.2	11.8	6.9	4.7	5.9	5.8	5.0	5.9	4.7	4.7	3.7	6.0	3.0
元 岡	2.8	4.2	15.5	11.4	5.4	4.2	3.9	1.4	0.8	1.2	7.7	10.0	9.4	8.2	5.2	3.2	5.6
石 丸	10.6	3.8	1.4	2.0	3.3	6.4	11.8	16.9	1.9	0.5	0.8	4.1	8.9	3.6	3.4	9.4	11.0

(10) 風速の年間測定結果表 (令和元年度)

(単位: m/s)

測定局	年平均値	1 時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 最低値
香 椎	2.7	13.2	10.1	0.8
東	2.4	12.5	6.6	1.0
吉 塚	1.8	9.6	4.9	0.7
市役所	1.8	11.6	4.8	0.6
南	2.2	14.2	6.2	0.7
長 尾	2.3	13.3	7.1	0.6
祖 原	1.8	11.6	5.6	0.5
元 岡	3.0	14.8	10.4	0.9
石 丸	1.2	7.7	4.5	0.5

環境基準の達成状況を把握するためにBOD等の環境基準点 19 か所で月 1 回、補助地点 12 か所で年 4 回、水質等の調査をしています。調査の結果、長期的に見ると、下水道整備が進んだことにより水質は改善されてきました。

生活環境の保全に関する環境基準のうち生物化学的酸素要求量（BOD）については、令和元年度は環境基準点 19 地点中全ての地点で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準のうちふっ素、ほう素は、河口付近の調査地点で海水の影響を受けて環境基準値を超過した地点もありましたが、その他の項目は、全調査地点で環境基準を達成しました。

●河川 B O D 75% 値の環境基準達成状況

(単位：mg/L)

水 系	河川名	調査地点	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 値 (mg/L)	BOD75%値										達 令 成 和 状 元 況 年 度
						H 22 年 度	H 23 年 度	H 24 年 度	H 25 年 度	H 26 年 度	H 27 年 度	H 28 年 度	H 29 年 度	H 30 年 度	R 1 年 度	
唐の原川	唐の原川	浜田橋	C	ロ	5 以下	1.1	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2	0.9	1.1	1.6	1.3	○
多々良川	多々良川	名島橋	C	イ	5 以下	1.3	2.3	1.1	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.6	1.2	○
		雨水橋	A	ロ	2 以下	1.1	1.6	1.4	1.4	1.6	1.5	0.9	1.3	1.7	1.7	○
	須恵川	休也橋	C	イ	5 以下	1.4	2.0	1.5	1.6	1.5	1.4	1.4	1.7	2.2	1.9	○
	宇美川	塔の本橋	C	ロ	5 以下	1.2	1.6	1.4	1.8	1.2	1.2	0.8	1.4	1.6	1.7	○
御笠川	御笠川	千島橋	D	イ	8 以下	1.2	2.2	1.4	1.5	1.1	1.4	1.0	1.0	1.4	1.1	○
		金島橋	D	ハ	8 以下	1.7	2.6	1.4	1.4	1.4	1.8	1.4	1.1	1.9	1.2	○
		板付橋	B	イ	3 以下	1.3	1.5	1.4	1.4	1.1	1.6	1.3	1.6	1.5	1.4	○
那珂川	那珂川	那の津大橋	C	イ	5 以下	1.1	2.2	1.3	2.4	1.0	1.2	0.7	1.3	1.7	1.1	○
		住吉橋	B	イ	3 以下	0.9	1.7	0.9	1.3	0.6	0.9	0.6	1.6	1.4	1.0	○
		塩原橋	A	イ	2 以下	1.0	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.6	1.6	1.2	1.1	○
樋井川	樋井川	旧今川橋	B	イ	3 以下	0.8	1.1	0.9	1.1	0.8	0.9	0.7	1.1	1.1	1.2	○
室見川	金屑川	飛石橋	C	イ	5 以下	0.8	1.1	0.6	1.0	0.7	1.1	0.7	0.7	1.1	0.8	○
	室見川	室見橋	A	イ	2 以下	0.8	1.3	0.9	0.9	0.8	0.9	0.7	0.8	1.0	0.7	○
名柄川	名柄川	興徳寺橋	C	イ	5 以下	0.8	1.1	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.6	1.1	0.7	○
十郎川	十郎川	壱岐橋	C	イ	5 以下	0.9	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	0.7	0.9	1.0	0.9	○
七寺川	七寺川	上鯉川橋	C	イ	5 以下	0.8	1.0	1.0	0.8	0.8	0.9	0.6	0.9	0.9	0.7	○
江の口川	江の口川	玄洋橋	C	ロ	5 以下	1.5	1.4	1.7	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	○
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	A	イ	2 以下	1.2	1.6	1.4	1.5	1.6	1.6	1.2	2.0	3.1	1.5	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5 年以内に可及的速やかに達成

「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成

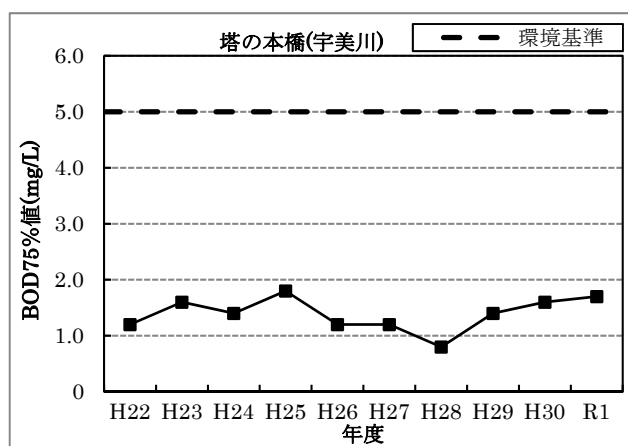
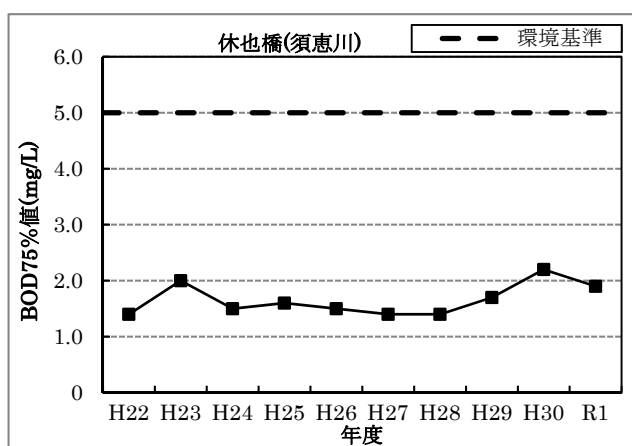
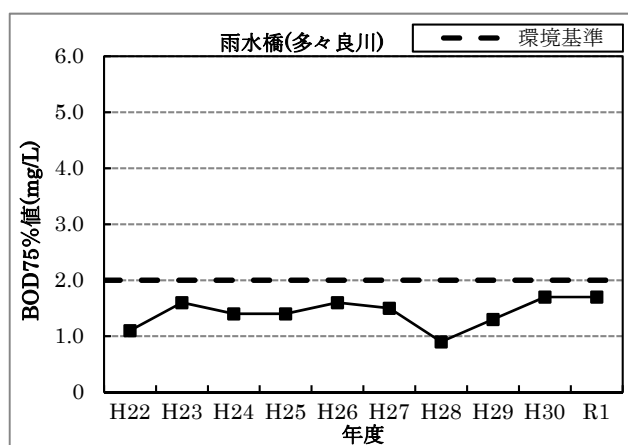
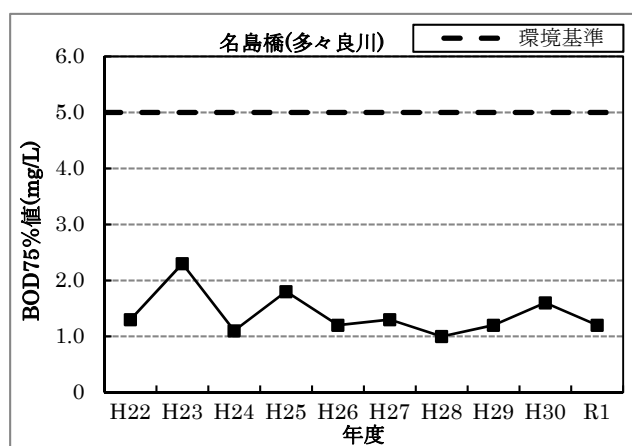
①多々良川水系

多々良川水系は、三郡山系に源を発し、東区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入します。上・中流は水道水源になっており、下流域には多々良川浄化センター、東部水処理センターの2下水処理場の放流水が流入しています。

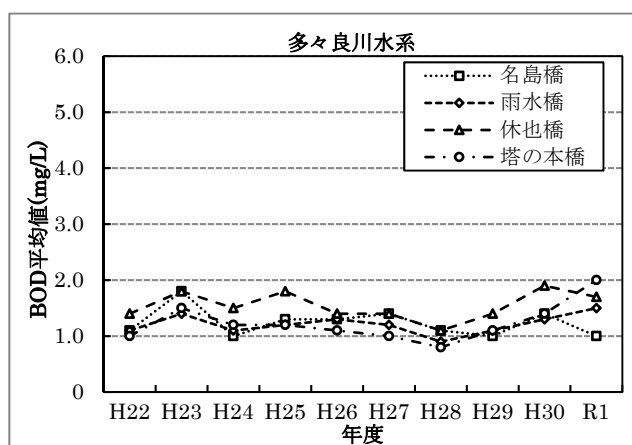
多々良川水系では、環境基準点である名島橋・雨水橋（以上多々良川）・休也橋（以上須恵川）及び塔の本橋（宇美川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は全環境基準点（名島橋、雨水橋、休也橋、塔の本橋）で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（多々良川水系）



●BOD年平均值の推移（多々良川水系）



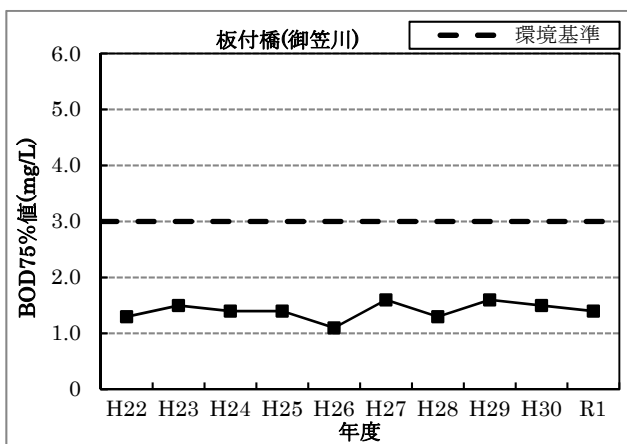
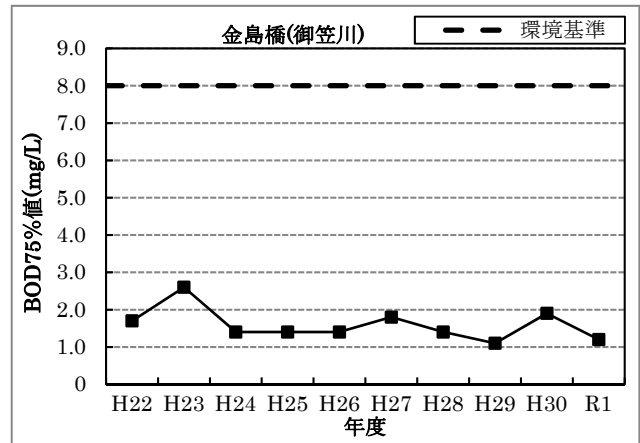
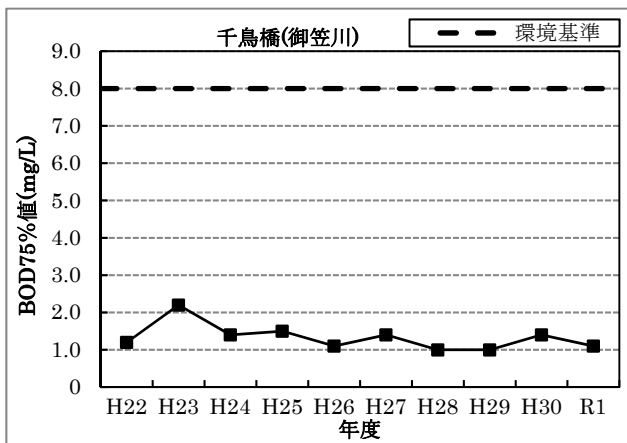
②御笠川水系

御笠川水系は、三郡山系の宝満山に源を発し、博多区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入しています。中流域は工業用水の水源になっており、中流域には御笠川浄化センター（下水処理場）の放流水が流入しています。

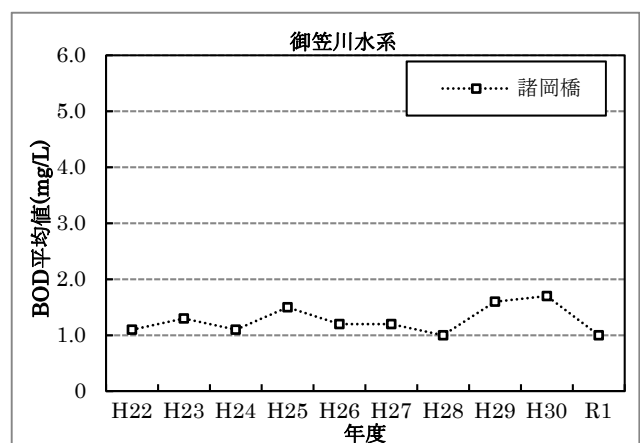
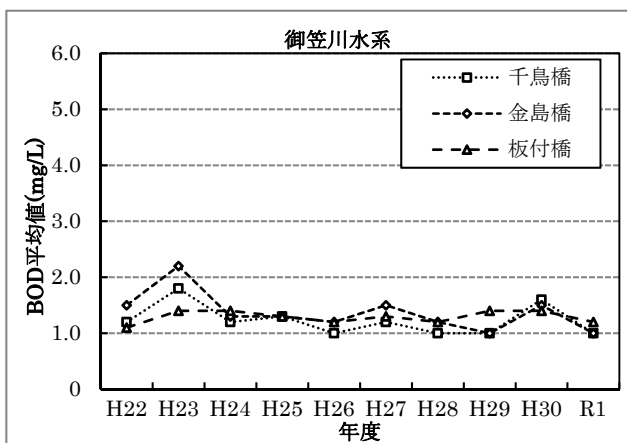
御笠川水系では、環境基準点である千鳥橋・金島橋・板付橋（以上御笠川）及び補助地点である諸岡橋（諸岡川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は全環境基準点（千鳥橋、金島橋、板付橋）で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（御笠川水系）



●BOD年平均值の推移（御笠川水系）



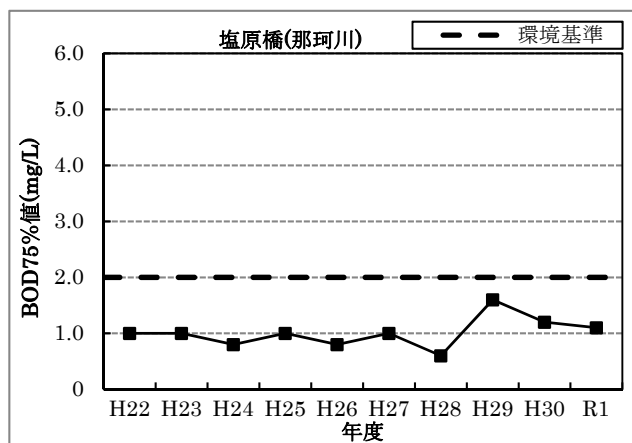
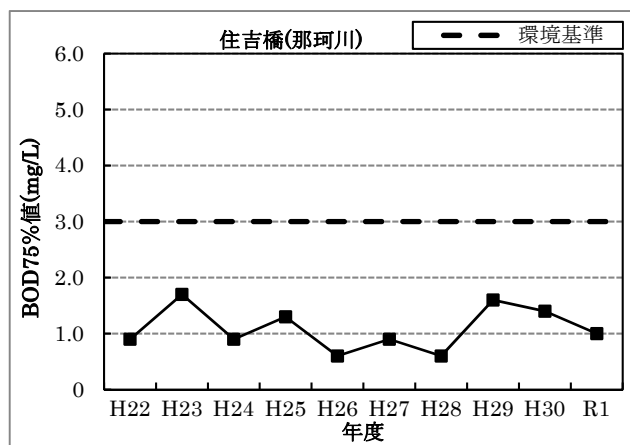
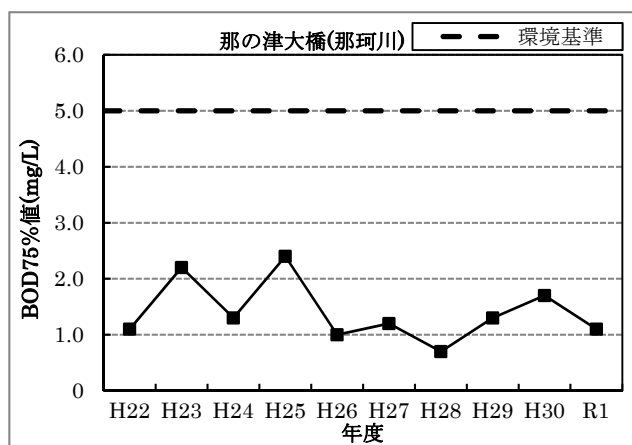
③那珂川水系

那珂川水系は、脊振山系に源を発し、那珂川町、南区の市街地を流れ、博多区と中央区の境界を流れ、博多湾東部海域に流入しています。上・中流域は水道水源として利用され、脊振ダム、南畑ダムや番托・塩原取水場があります。

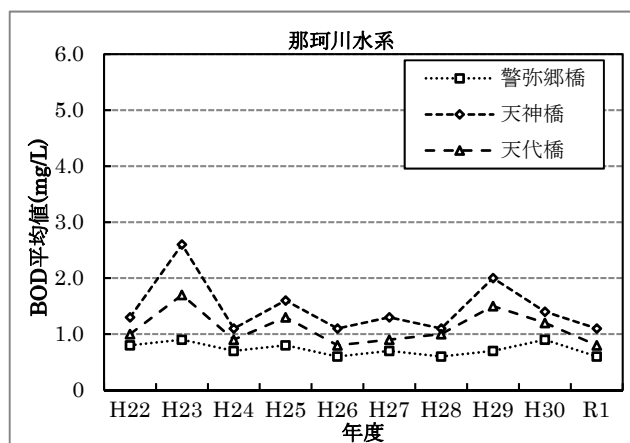
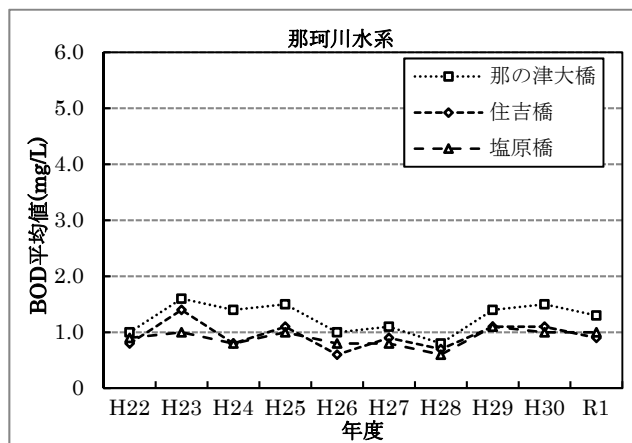
那珂川水系では、環境基準点である那の津大橋・住吉橋・塩原橋及び補助地点である警弥郷橋（以上那珂川）、天神橋（薬院新川）、天代橋（若久川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は全環境基準点（那の津大橋、住吉橋、塩原橋）で環境基準を達成しました。BOD年平均値は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（那珂川水系）



●BOD年平均値の推移（那珂川水系）



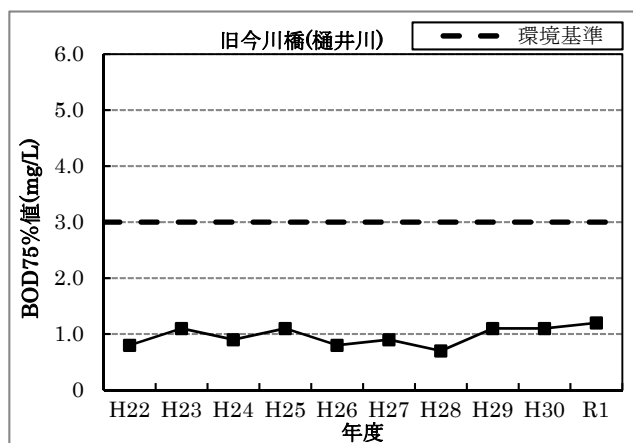
④樋井川水系

樋井川水系は油山に源を発し、本市の南区から城南区の市街地を流れ、下流域で七隈川が合流し、中央区と早良区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。流域はほとんど下水道処理区域です。

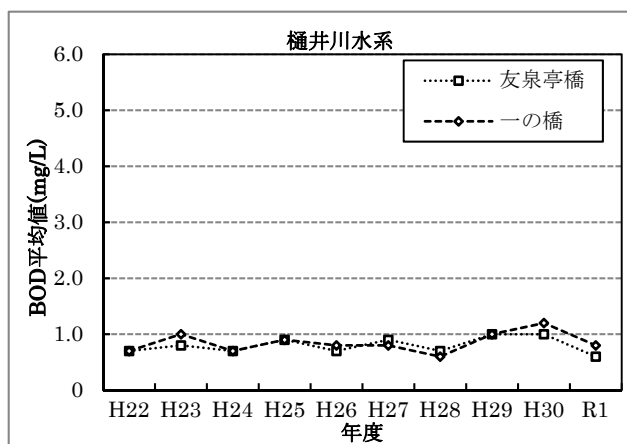
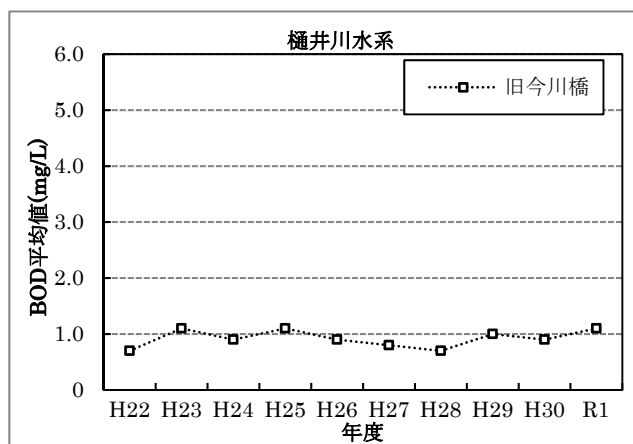
樋井川水系では、環境基準点である旧今川橋及び補助地点である友泉亭橋（以上樋井川）、一の橋（七隈川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は旧今川橋で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（樋井川水系）



●BOD年平均值の推移（樋井川水系）



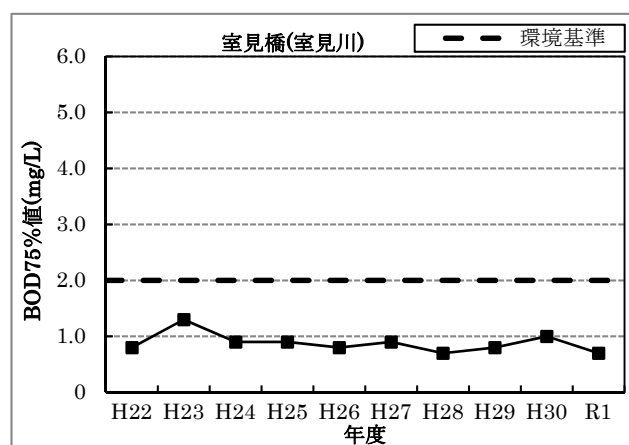
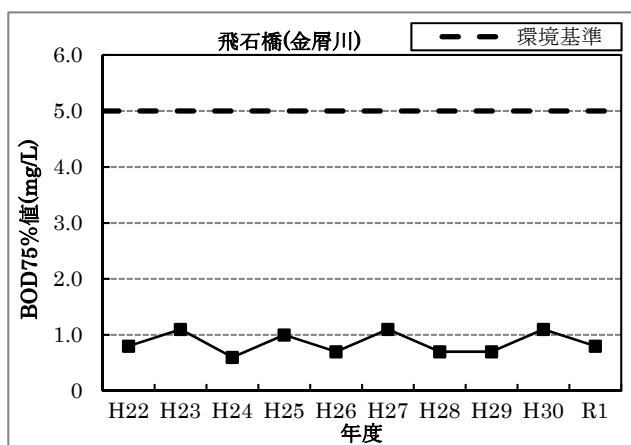
⑤室見川水系

室見川水系は、脊振山系に源を発し、早良区の田園地帯を経て早良区と西区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。水道水源として利用されており、上流域には曲渕ダム、下流域には室見取水場があります。

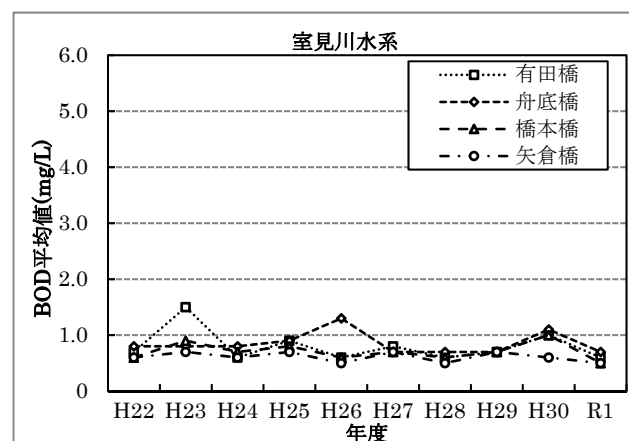
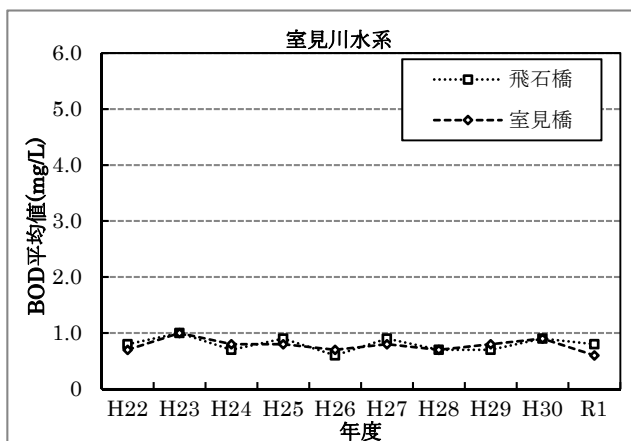
室見川水系では、環境基準点である飛石橋（金屑川）、室見橋（室見川）及び補助地点である橋本橋・矢倉橋（室見川）、有田橋（金屑川）、舟底橋（油山川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は飛石橋、室見橋の両地点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（室見川水系）



●BOD年平均值の推移（室見川水系）



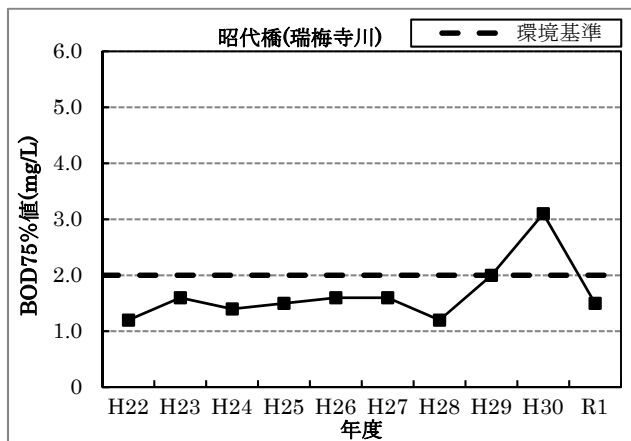
⑥瑞梅寺川水系

瑞梅寺川水系は、脊振山系の井原山に源を発し、糸島市の田園地帯、本市西区の西端を経て博多湾西部海域に流入しています。上流域は水道水源になっており、瑞梅寺ダムがあります。下流域には新西部水処理センターの放流水が流入しています。

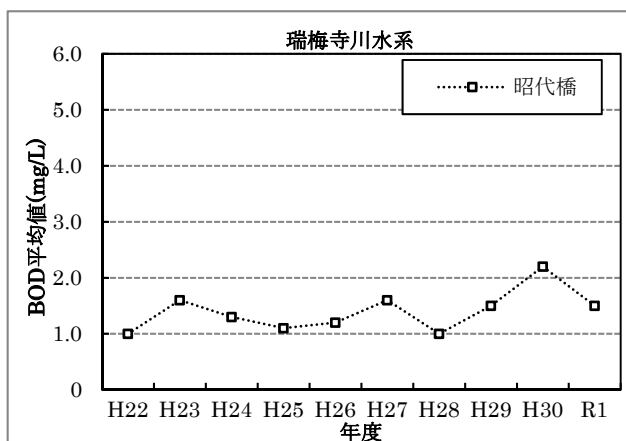
瑞梅寺川水系では、環境基準点である昭代橋（瑞梅寺川）で調査を行っています。

BODについては、令和元年度は昭代橋で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（瑞梅寺川水系）



●BOD年平均值の推移（瑞梅寺川水系）



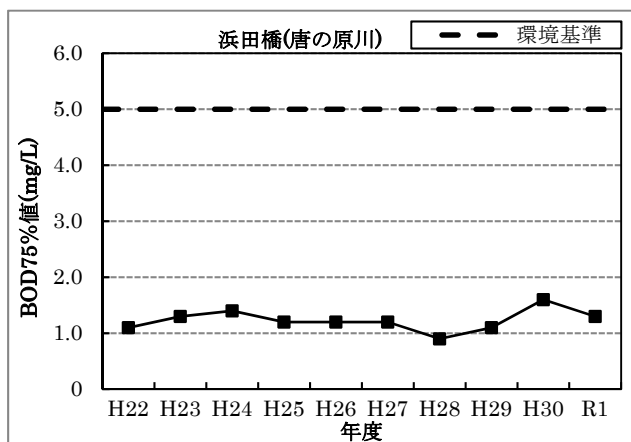
⑦東部小河川

唐の原川は三日月山に、浜男川、香椎川は香椎丘陵に源を発し、博多湾の東部海域に流入しています。流域面積は小さく、人口密度が高い住宅地区を流れています。

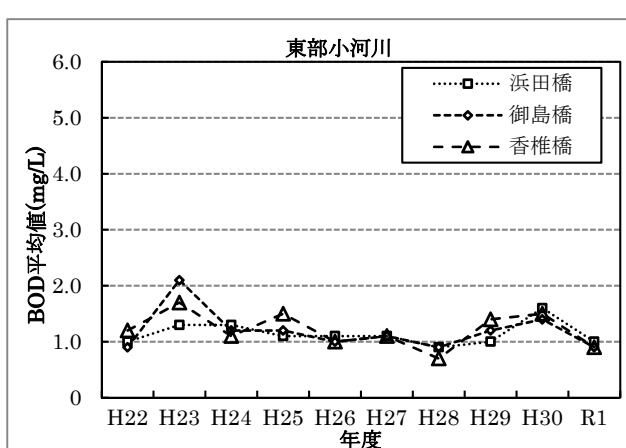
環境基準点である浜田橋（唐の原川）及び補助地点である御島橋（浜男川）、香椎橋（香椎川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は浜田橋で環境基準を達成しています。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（東部小河川）



●BOD年平均值の推移（東部小河川）



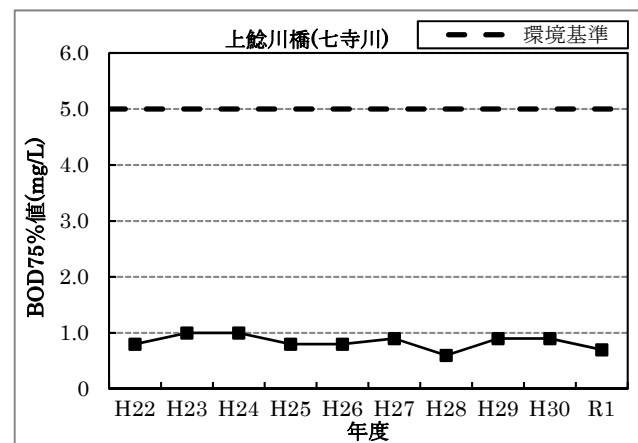
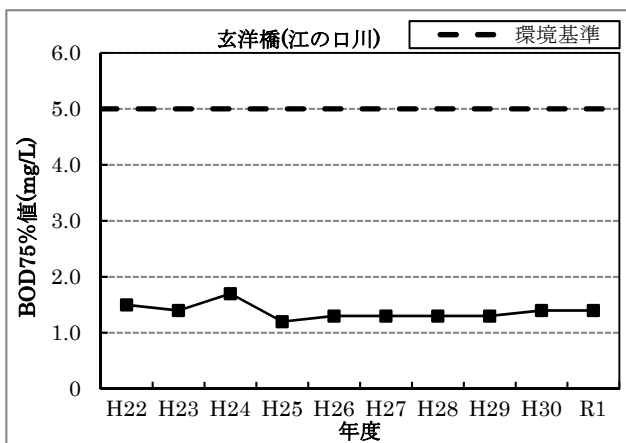
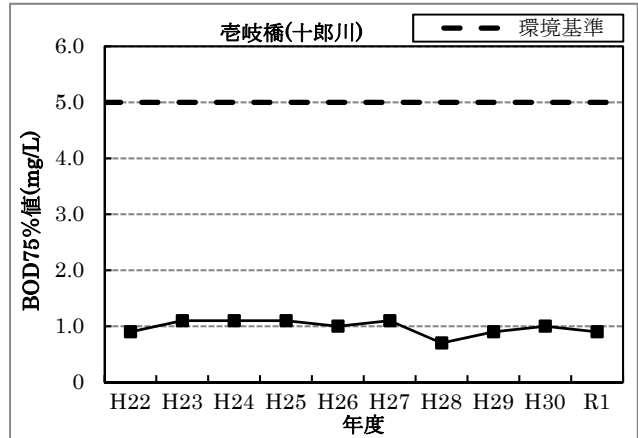
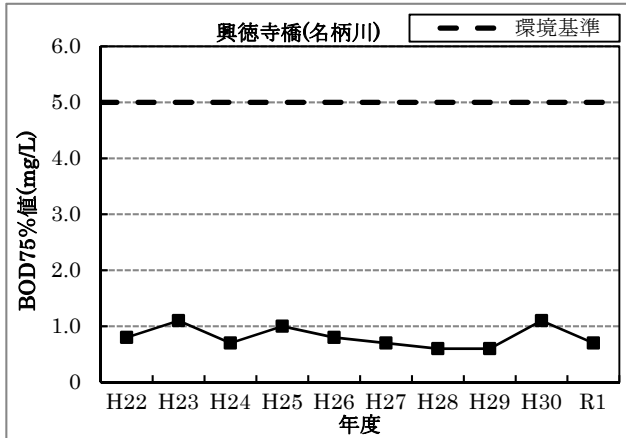
⑧西部小河川

名柄川、十郎川、七寺川及び江の口川は、本市西部の住宅地域を経て博多湾西部海域に流入しています。

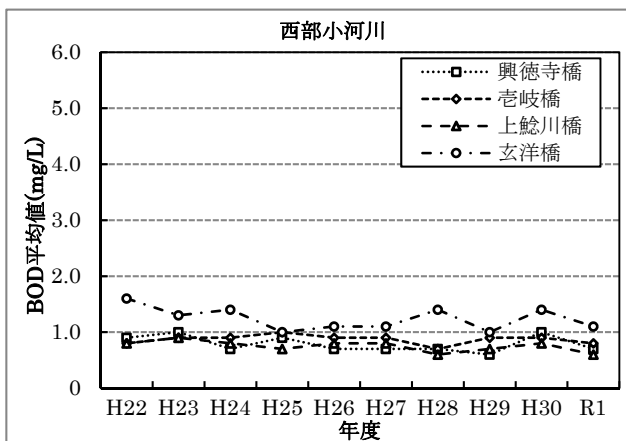
環境基準点である興徳寺橋（名柄川）、老岐橋（十郎川）、上鯰川橋（七寺川）及び玄洋橋（江の口川）で調査しています。

BODについては、令和元年度は全ての地点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（西部小河川）



●BOD年平均值の推移（西部小河川）



(参考) 河川水環境に関する詳細データ

①BOD平均値の経年変化(環境基準点)

(単位: mg/L)

水 系	河 川 名	調査地点	平 均 値									
			H 22 年 度	H 23 年 度	H 24 年 度	H 25 年 度	H 26 年 度	H 27 年 度	H 28 年 度	H 29 年 度	H 30 年 度	R 1 年 度
唐の原川	唐の原川	浜 田 橋	1.0	1.3	1.3	1.1	1.1	1.1	0.9	1.0	1.4	1.0
多々良川	多々良川	名 島 橋	1.1	1.8	1.0	1.3	1.3	1.4	1.1	1.0	1.4	1.0
		雨 水 橋	1.1	1.4	1.1	1.2	1.3	1.2	0.9	1.1	1.3	1.5
	須恵川	休 也 橋	1.4	1.8	1.5	1.8	1.4	1.4	1.1	1.4	1.9	1.7
	宇美川	塔の本橋	1.0	1.5	1.2	1.2	1.1	1.0	0.8	1.1	1.4	2.0
御笠川	御笠川	千 鳥 橋	1.2	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.0	1.0	1.6	1.0
		金 島 橋	1.5	2.2	1.3	1.3	1.2	1.5	1.2	1.0	1.5	1.0
		板 付 橋	1.1	1.4	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4	1.4	1.2
那珂川	那珂川	那の津大橋	1.0	1.6	1.4	1.5	1.0	1.1	0.8	1.4	1.5	1.3
		住 吉 橋	0.8	1.4	0.8	1.1	0.6	0.9	0.7	1.1	1.1	0.9
		塩 原 橋	0.9	1.0	0.8	1.0	0.8	0.8	0.6	1.1	1.0	1.0
樋井川	樋井川	旧今川橋	0.7	1.1	0.9	1.1	0.9	0.8	0.7	1.0	0.9	1.1
室見川	金屑川	飛 石 橋	0.8	1.0	0.7	0.9	0.6	0.9	0.7	0.7	0.9	0.8
	室見川	室 見 橋	0.7	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.9	0.6
名柄川	名柄川	興徳寺橋	0.9	1.0	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	1.0	0.7
十郎川	十郎川	壺 岐 橋	0.8	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9	0.9	0.8
七寺川	七寺川	上鯰川橋	0.8	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6
江の口川	江の口川	玄 洋 橋	1.6	1.3	1.4	1.0	1.1	1.1	1.4	1.0	1.4	1.1
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭 代 橋	1.0	1.6	1.3	1.1	1.2	1.6	1.0	1.5	2.2	1.5

②BOD75%値の経年変化（補助地点）

（単位：mg/L）

水 系	河 川 名	調査地点	BOD75%値									
			H 22 年 度	H 23 年 度	H 24 年 度	H 25 年 度	H 26 年 度	H 27 年 度	H 28 年 度	H 29 年 度	H 30 年 度	R 1 年 度
香 椎 川	浜 男 川	御 島 橋	0.9	2.2	1.3	1.2	0.9	1.2	0.8	0.8	1.4	1.0
	香 椎 川	香 椎 橋	1.3	1.3	1.2	1.7	1.0	0.9	0.8	1.0	1.5	1.0
御 笠 川	諸 岡 川	諸 岡 橋	1.1	1.2	1.1	1.6	1.2	1.2	0.9	2.0	1.7	1.0
那 珂 川	那 珂 川	警弥郷橋	0.9	1.1	0.8	0.9	0.6	0.7	0.5	0.8	0.9	0.5
	薬院新川	天 神 橋	1.6	2.5	1.1	1.7	1.2	1.3	1.6	2.9	1.4	1.2
	若 久 川	天 代 橋	1.0	1.8	0.9	1.3	0.8	0.9	1.1	1.8	1.2	0.9
樋 井 川	樋 井 川	友泉亭橋	0.8	0.7	0.7	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	0.6
	七 隈 川	一 の 橋	0.8	1.1	0.7	0.9	0.7	0.8	0.6	0.8	1.2	0.8
室 見 川	金 屑 川	有 田 橋	0.7	1.2	0.5	1.0	0.6	0.8	0.6	0.5	1.0	0.6
	油 山 川	舟 底 橋	0.7	0.7	0.8	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6	1.1	0.7
	室 見 川	橋 本 橋	0.6	0.9	0.8	0.9	0.6	0.6	0.6	0.7	1.0	0.5
		矢 倉 橋	0.5	0.7	0.6	0.8	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5

③BOD平均値の経年変化（補助地点）

（単位：mg/L）

水 系	河 川 名	調査地点	BOD平均値									
			H 22 年 度	H 23 年 度	H 24 年 度	H 25 年 度	H 26 年 度	H 27 年 度	H 28 年 度	H 29 年 度	H 30 年 度	R 1 年 度
香 椎 川	浜 男 川	御 島 橋	0.9	2.1	1.2	1.2	1.0	1.1	0.9	1.2	2.3	0.9
	香 椎 川	香 椎 橋	1.2	1.7	1.1	1.5	1.0	1.1	0.7	1.4	1.8	0.9
御 笠 川	諸 岡 川	諸 岡 橋	1.1	1.3	1.1	1.5	1.2	1.2	1.0	1.6	1.4	1.0
那 珂 川	那 珂 川	警弥郷橋	0.8	0.9	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6
	薬院新川	天 神 橋	1.3	2.6	1.1	1.6	1.1	1.3	1.1	2.0	1.1	1.1
	若 久 川	天 代 橋	1.0	1.7	0.9	1.3	0.8	0.9	1.0	1.5	1.0	0.8
樋 井 川	樋 井 川	友泉亭橋	0.7	0.8	0.7	0.9	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.6
	七 隈 川	一 の 橋	0.7	1.0	0.7	0.9	0.8	0.8	0.6	1.0	0.9	0.8
室 見 川	金 屑 川	有 田 橋	0.7	1.5	0.6	0.9	0.6	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6
	油 山 川	舟 底 橋	0.8	0.8	0.8	0.9	1.3	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7
	室 見 川	橋 本 橋	0.6	0.9	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.5
		矢 倉 橋	0.6	0.7	0.6	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.5

④人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果（令和元年度）その1

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	唐の原川 浜田橋	多々良川 名島橋	多々良川 雨水橋	須恵川 休也橋	宇美川 塔の本橋	御笠川 千鳥橋	御笠川 金島橋	御笠川 板付橋	那珂川 那の津大橋	那珂川 住吉橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005
砒素	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.35	1.0	0.37	0.58	0.66	5.6	6.5	0.50	0.42	0.54
ふっ素	0.8以下	0.43	0.91	0.09	0.57	0.41	0.36	0.15	0.12	0.69	0.43
ほう素	1以下	1.2	3.1	0.04	1.8	1.4	1.1	0.17	0.05	2.2	1.5
1, 4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005

その2

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	那珂川 塩原橋	樋井川 旧今川橋	金屑川 飛石橋	室見川 室見橋	名柄川 興徳寺橋	十郎川 老岐橋	七寺川 上鯉川橋	江の口川 玄洋橋	瑞梅寺川 昭代橋
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム	0.05以下	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-
P C B	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.43	0.36	0.22	0.25	0.22	0.12	0.60	0.23	1.0
ふっ素	0.8以下	<0.08	0.66	0.15	0.51	0.26	0.82	0.09	0.83	0.16
ほう素	1以下	0.01	2.1	0.21	1.6	0.61	2.8	0.02	2.6	0.34
1, 4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-

その3

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	浜男川	香椎川	諸岡川	那珂川	薬院新川	若久川	樋井川	七隈川
		御島橋	香椎橋	諸岡橋	警弥郷橋	天神橋	天代橋	友泉亭橋	一の橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.49	0.60	0.42	0.47	0.17	0.94	0.72	0.38
ふっ素	0.8以下	0.66	0.73	0.14	<0.08	0.82	0.13	<0.08	0.46
ほう素	1以下	2.1	2.4	0.04	0.02	2.7	0.15	0.01	1.5
1, 4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

その4

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	金屑川	油山川	室見川	室見川
		有田橋	舟底橋	橋本橋	矢倉橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-
鉛	0.01以下	-	-	-	-
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-
砒素	0.01以下	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-
P C B	検出されないこと	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-
セレン	0.01以下	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.26	0.38	0.53	0.52
ふっ素	0.8以下	-	0.10	-	-
ほう素	1以下	0.03	0.01	0.03	0.01
1, 4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-

⑤人の健康の保護に関する要監視項目検査結果（令和元年度） その1

（単位：mg/L）

要監視項目	指針値	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
クロロホルム	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
イソキサチオン	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
ダイアジノン	0.005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
フェニトロチオン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
イソプロチオラン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
オキシ銅	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
クロロタロニル	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
プロピザミド	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
EPN	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
ジクロロボス	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
フェノブカルブ	0.03以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
イプロベンホス	0.008以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
クロロニトロフェン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
トルエン	0.6以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
キシレン	0.4以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.006	<0.006
ニッケル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005
モリブデン	0.07以下	0.007	0.007	-	0.008	0.010	0.009	<0.007	0.013	<0.007	<0.007
アンチモン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	0.0004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00004	<0.00004
全マンガン	0.2以下	0.038	0.043	0.024	0.061	0.057	0.050	0.034	0.028	0.034	0.042
ウラン	0.002以下	0.0010	0.0018	-	0.0013	0.0010	0.0007	<0.0002	-	0.0014	0.0009
クロロホルム *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
フェノール *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-
ホルムアルデヒド *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.03	-
4-tert-オクチルフェノール *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00004	-
アニリン *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-
2,4-ジクロロフェノール *	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-

*は水生生物の保全にかかる要監視項目

その2

（単位：mg/L）

要監視項目	指針値	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
クロロホルム	0.06以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン	0.008以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン	0.005以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
フェニトロチオン	0.003以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン	0.04以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅	0.04以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル	0.05以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド	0.008以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
EPN	0.006以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス	0.008以下	<0.0001	<0.0001	-	-	<0.0001	-	-	-	-
フェノブカルブ	0.03以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス	0.008以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン	-	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	0.6以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	0.4以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	<0.006	<0.006	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	-	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	0.07以下	<0.007	0.007	-	-	-	0.007	-	0.008	-
アンチモン	0.02以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002以下	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-
エピクロロヒドリン	0.0004以下	<0.00004	<0.00004	-	-	-	-	-	-	-
全マンガン	0.2以下	0.019	0.026	0.036	0.023	0.17	0.044	0.016	0.059	0.040
ウラン	0.002以下	<0.0002	0.0015	0.0002	0.0011	0.0003	0.0017	-	0.0018	0.0002
クロロホルム *	-	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
フェノール *	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド *	-	-	<0.03	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール *	-	-	<0.00004	-	-	-	-	-	-	-
アニリン *	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール *	-	-	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-

*は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑥水生生物保全項目検査結果（令和元年度・平均値）

（単位：mg/L）

水 系	多々良川			御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
河川名	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
調査地点	名島橋	休也橋	塔の本橋	千島橋	那の津大橋	旧今川橋	室見橋	矢倉橋	昭代橋
型 類	生物 B							生物 A	生物 B
間 期 成 達	イ								
全亜鉛	0.011	0.013	0.017	0.021	0.006	0.007	0.004	0.003	0.010
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
L A S	0.0010	0.0015	0.0014	0.0015	0.0007	0.0012	0.0006	0.0006	0.0009
環境基準達成状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

※環境基準値：全亜鉛 0.05mg/L 以下、ノニルフェノール 0.03mg/L 以下、LAS 0.002mg/L 以下

⑦底質調査結果（令和元年度）

河川名 地点名 調査項目	唐の 原川	多々 良川		須恵 川	宇美 川	御笠 川			那珂 川			樋井 川	金屑 川	室見 川	名柄 川	十郎 川	七寺 川	江の 口川	瑞梅 寺川
	浜田 橋	名島 橋	雨水 橋	休也 橋	塔の本 橋	千島 橋	金島 橋	板付 橋	那の津 大橋	住吉 橋	塩原 橋	旧今川 橋	飛石 橋	室見 橋	興徳寺 橋	老岐 橋	上鯉川 橋	玄洋 橋	昭代 橋
pH	7.8	7.7	7.8	7.8	7.9	7.7	7.3	7.9	7.6	7.7	7.7	7.9	7.8	7.9	7.8	7.9	7.5	7.7	7.6
COD (mg/g)	2.0	2.3	2.0	1.6	1.7	1.4	<0.5	<0.5	11	1.4	0.5	2.9	0.8	<0.5	5.1	3.1	2.5	8.2	2.1
乾燥減量 (%)	19	18	20	18	19	23	21	17	34	23	17	19	18	20	23	18	19	27	20
強熱減量 (%)	1.2	1.3	2.0	0.83	1.7	1.1	0.54	0.40	6.6	1.4	0.54	1.5	0.59	0.62	2.3	1.5	1.2	3.9	1.2
硫化物 (mg/kg)	14	22	12	19	18	16	2	3	480	6	3	54	9	4	16	81	6	280	20
有機炭素 (mg/g)	2.0	1.7	2.6	1.6	2.4	1.0	0.4	0.5	12	0.9	0.4	2.7	1.3	0.5	4.1	3.4	1.5	11	1.9
全窒素 (mg/kg)	330	360	360	270	310	270	180	170	1300	300	200	350	230	220	650	280	240	960	290
全りん (mg/kg)	350	300	360	130	180	140	90	90	510	230	170	130	110	100	320	130	110	370	250
カドミウム (mg/kg)	0.05	<0.05	0.08	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	0.14	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	0.11	<0.05	<0.05	0.16	<0.05
シアン (mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
有機りん (mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
鉛 (mg/kg)	5.7	4.6	5.5	2.6	8.4	4.2	1.9	2.2	13	4.8	2.3	3.9	1.7	1.4	8.9	3.3	3.3	12	3.0
総クロム (mg/kg)	44	30	69	8	10	6	2	2	18	6	6	8	3	3	15	8	5	35	17
六価クロム (mg/kg)	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2
ひ素 (mg/kg)	3.6	3.7	4.5	1.5	3.1	1.3	0.8	1.0	6.6	2.2	1.8	2.7	1.1	0.7	4.5	1.7	1.1	4.5	2.1
総水銀 (mg/kg)	<0.01	0.01	0.01	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.07	0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.01	<0.01	0.07	0.01
アルキル水銀 (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノニルフェノール (μg/kg)	<10	<10	-	<10	25	<10	-	-	24	-	-	13	<10	<10	20	14	<10	16	<10
4-tert-オクチルフェノール (μg/kg)	<1.0	<1.0	-	<1.0	1.0	1.0	-	-	<1.0	-	-	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0

※pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥固形物当りの濃度

(2) 博多湾

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。

福岡市では、環境基準点 8 地点において、毎月 1 回調査しています。

令和元年度は、生活環境の保全に関する環境基準のうち化学的酸素要求量（COD）については、西部海域の 1 地点と東部海域の 1 地点で環境基準を達成しました。

全窒素、全りんについては、全海域で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準については、全項目・全調査地点において基準値以下でした。

※海域の区分：

東部海域、中部海域、西部海域の 3 海域に区分の上環境基準の類型が指定されており、環境基準点は、東部海域に 2 地点、中部海域及び西部海域に各 3 地点の合計 8 地点設定されています。

※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。COD、pH 等の基準値が定められています。全窒素及び全りんに関する環境基準値は、平成 8 年 6 月 14 日付け福岡県告示で類型指定されました。

※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。ひ素、水銀等の基準値が定められています。

※化学的酸素要求量

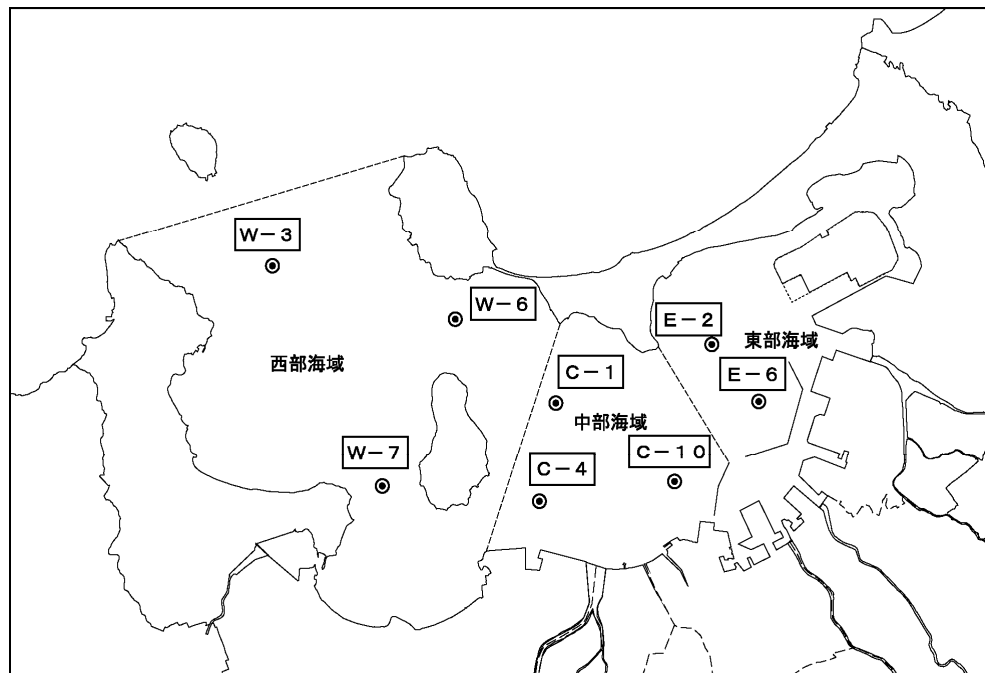
(COD)：

水中の有機物等が酸化剤によって酸化されるとき、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したものです。数字が大きいたくことは、消費された酸化剤が多いということになり、水中の有機物等が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。COD は海域・湖沼での汚濁の指標として用いられています。

●博多湾の諸元（平成 14 年度）

表面積	水量	平均水深	干満の差	流域面積
126 km ²	13.5 億m ³	10.7 m	2.20 m	690 km ²
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	市域外も含む

●水質及び底質調査地点図



・東部海域

福岡市東区西戸崎二丁目 2905 番地先南端と博多湾西防波堤（以下「西防波堤」という。）北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目 3 番 50 号地先北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域

・中部海域

福岡市東区大岳四丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸二丁目 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの

・西部海域

福岡市東区勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域および中部海域に係る部分を除いたもの

●博多湾COD75%値*の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位: mg/L)

水 域	類型, 達成期間	環 境 基準値	地点名	H22 年 度	H23 年 度	H24 年 度	H25 年 度	H26 年 度	H27 年 度	H28 年 度	H29 年 度	H30 年 度	R1 年 度	R1年度環 境基準達 成状況
東部海域	B, ロ	3 以下	E－2	3.1	4.5	2.6	3.2	2.8	3.1	2.5	2.7	3.1	3.0	○
			E－6	3.0	4.8	2.7	3.0	2.9	3.2	3.0	2.7	3.2	3.2	×
中部海域	A, ロ	2 以下	C－1	2.5	4.0	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.3	2.6	2.5	×
			C－4	2.6	3.7	2.6	2.4	2.8	2.7	2.7	2.3	2.4	2.7	×
			C－10	2.7	3.5	2.3	2.5	2.6	2.5	2.7	2.5	2.9	2.7	×
西部海域	A, イ	2 以下	W－3	1.6	1.5	1.3	1.2	1.5	1.3	1.4	1.2	1.2	1.3	○
			W－6	2.1	2.8	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	1.9	2.2	×
			W－7	1.9	3.1	2.1	1.9	2.0	1.8	2.0	1.7	2.0	2.4	×

*各月の全層平均値を値が小さい順に並べ替えた12個のデータの9番目のデータ

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

●博多湾全窒素の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位: mg/L)

水 域	類型, 達成期間	環 境 基準値	地点名	H22 年 度	H23 年 度	H24 年 度	H25 年 度	H26 年 度	H27 年 度	H28 年 度	H29 年 度	H30 年 度	R1 年 度	R1年度環 境基準達 成状況
東部海域	Ⅲ, ニ	0.6以下	E－2	0.58	0.57	0.55	0.50	0.49	0.50	0.47	0.57	0.53	0.53	○
			E－6	0.56	0.55	0.54	0.51	0.41	0.48	0.48	0.60	0.60	0.59	
			海域平均	0.57	0.56	0.55	0.51	0.45	0.49	0.48	0.59	0.57	0.56	
中部海域	Ⅲ, イ	0.6以下	C－1	0.37	0.42	0.35	0.36	0.33	0.31	0.32	0.38	0.35	0.36	○
			C－4	0.46	0.51	0.43	0.47	0.33	0.39	0.37	0.45	0.38	0.42	
			C－10	0.48	0.53	0.44	0.41	0.38	0.41	0.44	0.43	0.43	0.42	
			海域平均	0.44	0.49	0.41	0.41	0.35	0.37	0.38	0.42	0.39	0.40	
西部海域	Ⅱ, イ	0.3以下	W－3	0.18	0.20	0.14	0.15	0.14	0.16	0.18	0.14	0.15	0.15	○
			W－6	0.32	0.32	0.28	0.27	0.25	0.27	0.27	0.29	0.26	0.29	
			W－7	0.35	0.37	0.30	0.28	0.28	0.28	0.29	0.26	0.28	0.32	
			海域平均	0.28	0.30	0.24	0.23	0.22	0.24	0.25	0.23	0.23	0.25	

●博多湾全りんの環境基準値達成状況及び経年変化

(単位: mg/L)

水 域	類型, 達成期間	環 境 基準値	地点名	H22 年 度	H23 年 度	H24 年 度	H25 年 度	H26 年 度	H27 年 度	H28 年 度	H29 年 度	H30 年 度	R1 年 度	R1年度環 境基準達 成状況
東部海域	Ⅲ, ニ	0.05以下	E－2	0.035	0.040	0.030	0.037	0.033	0.034	0.040	0.039	0.032	0.037	○
			E－6	0.032	0.042	0.027	0.033	0.028	0.032	0.039	0.037	0.038	0.039	
			海域平均	0.034	0.041	0.029	0.035	0.031	0.033	0.040	0.038	0.035	0.038	
中部海域	Ⅲ, イ	0.05以下	C－1	0.021	0.028	0.019	0.023	0.023	0.023	0.027	0.027	0.023	0.024	○
			C－4	0.026	0.033	0.021	0.028	0.024	0.027	0.029	0.028	0.026	0.029	
			C－10	0.026	0.034	0.025	0.027	0.026	0.029	0.037	0.032	0.027	0.029	
			海域平均	0.024	0.032	0.022	0.026	0.024	0.026	0.031	0.029	0.025	0.027	
西部海域	Ⅱ, イ	0.03以下	W－3	0.013	0.015	0.011	0.013	0.015	0.015	0.016	0.013	0.012	0.011	○
			W－6	0.018	0.024	0.015	0.018	0.018	0.020	0.023	0.021	0.019	0.022	
			W－7	0.021	0.028	0.019	0.021	0.022	0.023	0.028	0.021	0.020	0.024	
			海域平均	0.017	0.022	0.015	0.017	0.018	0.019	0.022	0.018	0.017	0.019	

※全窒素及び全燐に係る環境基準への適合性の評価については、各海域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該海域内のすべての基準点について平均した値により行う。

※平成8年6月14日付け福岡県告示第1140号にて、博多湾における窒素及び燐に係る環境基準の類型が指定された。

※全窒素及び全燐に係る環境基準の達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成。「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

①東部海域

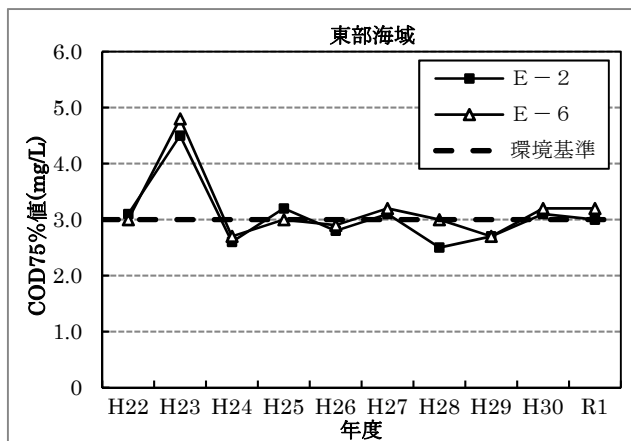
主な流入河川に多々良川、御笠川、那珂川があり、また、東部水処理センターほか5つの下水処理場の放流水※が流入しています。

本海域は博多湾の最奥部に位置しているため外海水との交換が最も悪く、また、博多湾の流入負荷量（COD、全窒素、全りん）の多くが流入していること等から、博多湾3海域の中では、水質項目の濃度は最高値を示しています。

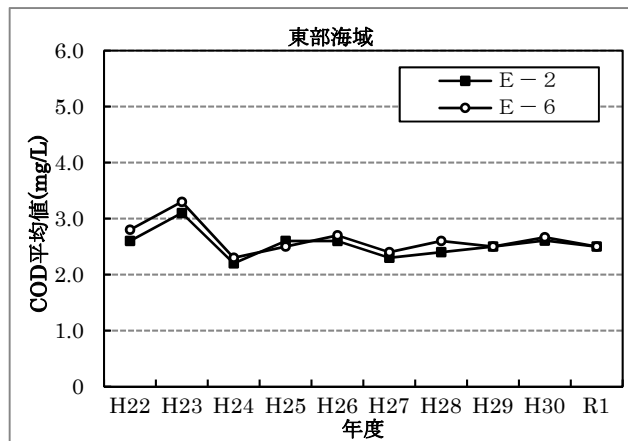
令和元年度は、CODについては2地点のうち1地点は環境基準を達成しました。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素／全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

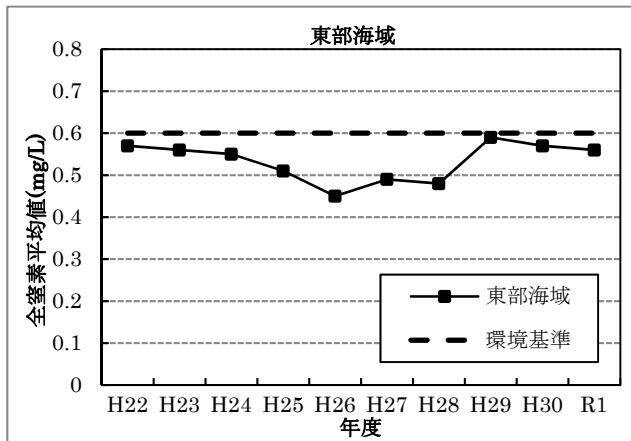
●COD75%値の推移（東部海域）



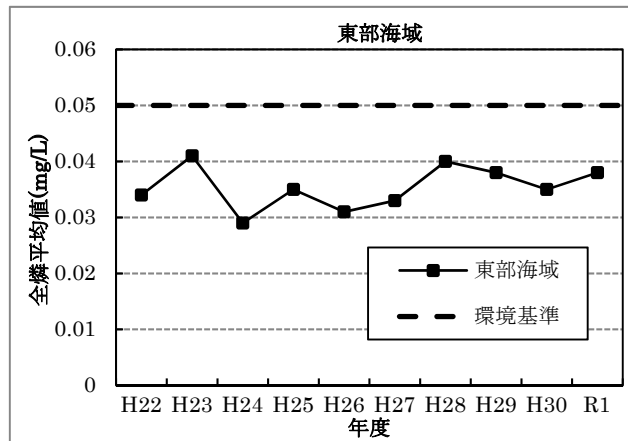
●COD年平均値の推移（東部海域）



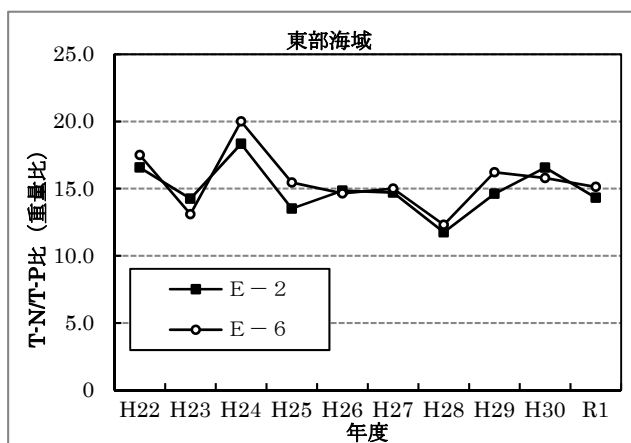
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



※放流水流入

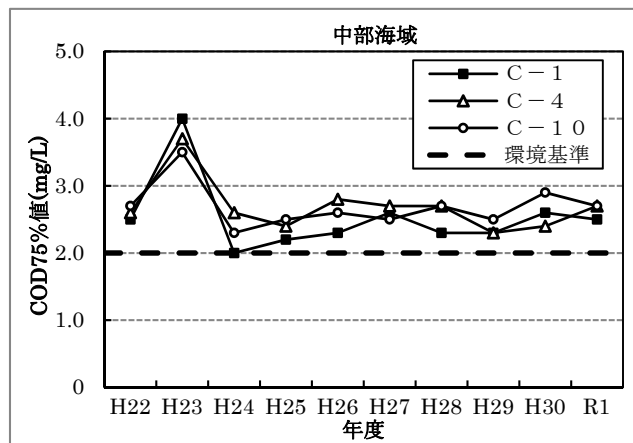
西戸崎水処理センター
和白水処理センター
東部水処理センター
多々良川浄化センター
御笠川浄化センター
中部水処理センター

②中部海域

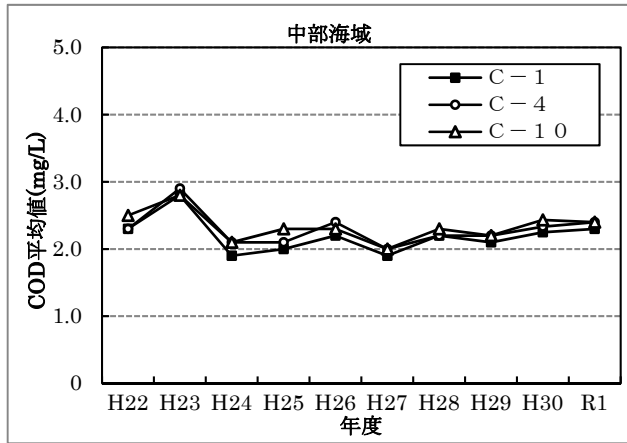
主な流入河川に樋井川、室見川、名柄川があり、西部水処理センターの放流水が流入しています。令和元年度は、CODについては3地点とも環境基準を達成しませんでした。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素／全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

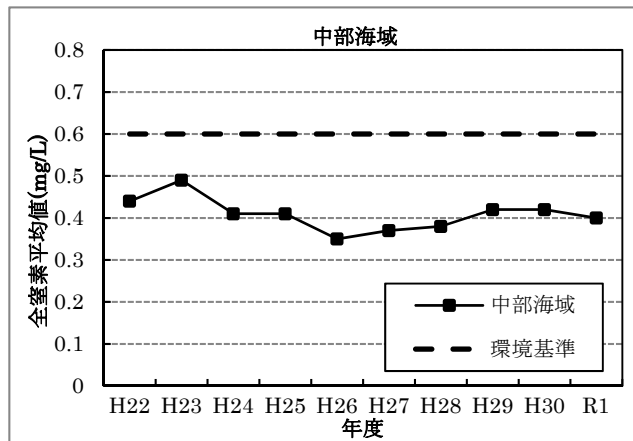
●COD75%値の推移（中部海域）



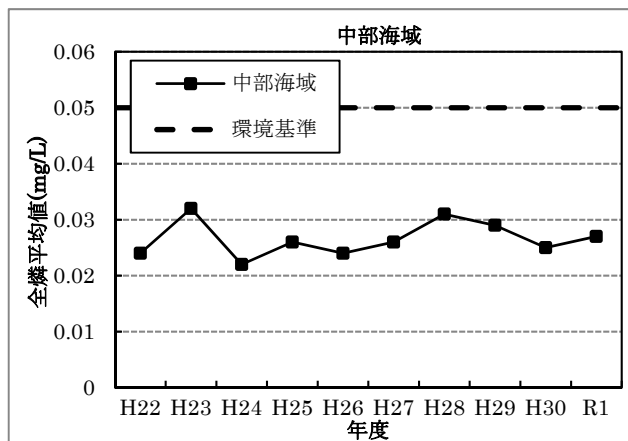
●COD年平均値の推移（中部海域）



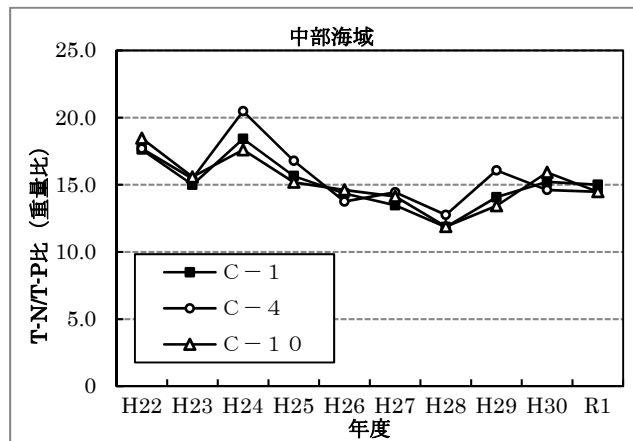
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



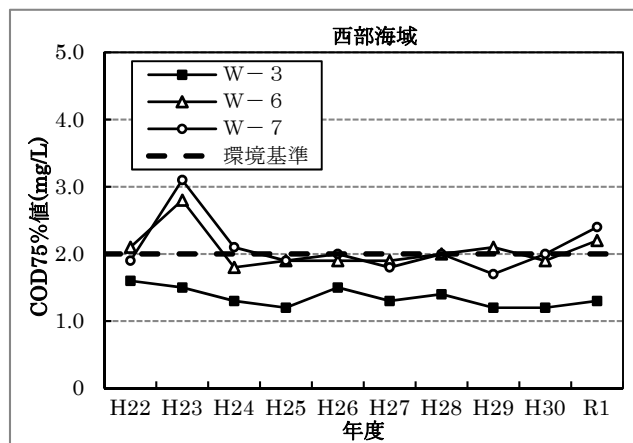
③西部海域

主な流入河川に十郎川、瑞梅寺川があり、新西部水処理センターの放流水が流入しています。本海域は湾口部に位置し、外海水との交換も比較的良好です。

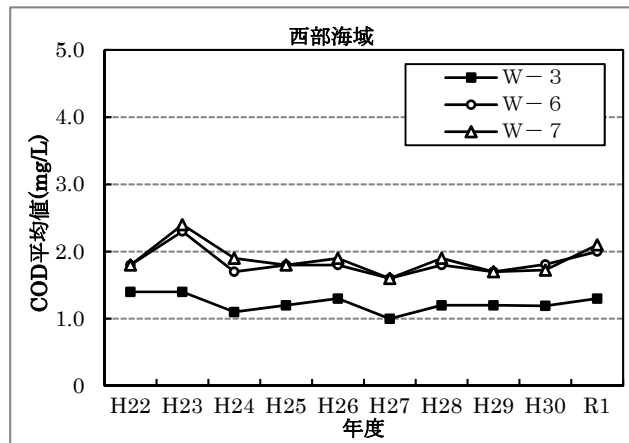
令和元年度は、CODについては3地点のうち1地点は環境基準を達成しました。また、全窒素及び全りんについては、全地点で環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りん及び全窒素／全りん比（重量比）は概ね横ばい傾向にあります。

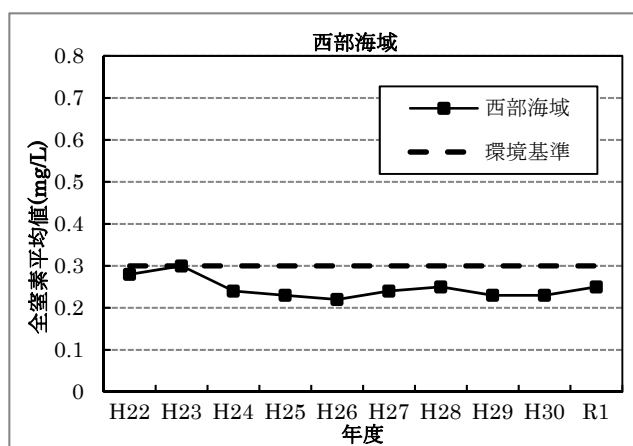
●COD 75%値の推移（西部海域）



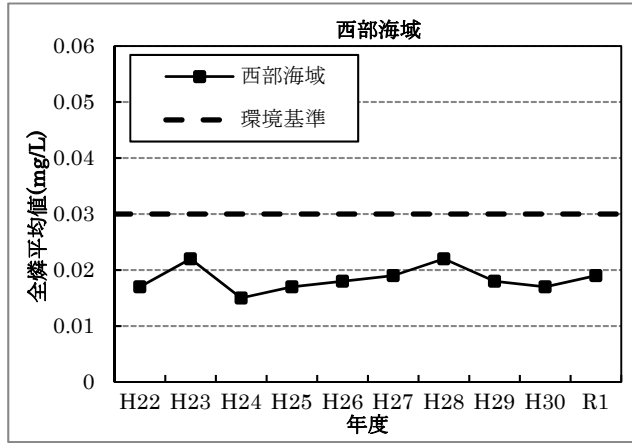
●COD 年平均値の推移（西部海域）



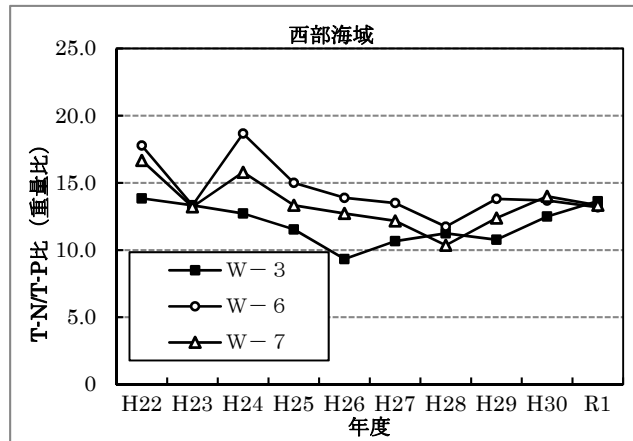
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



(参考) 博多湾水環境に関する詳細データ

① 博多湾COD平均値*の経年変化

(単位: mg/L)

水域	地点名	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
東部海域	E-2	2.6	3.1	2.2	2.6	2.6	2.3	2.4	2.5	2.6	2.5
	E-6	2.8	3.3	2.3	2.5	2.7	2.4	2.6	2.5	2.7	2.5
中部海域	C-1	2.3	2.8	1.9	2.0	2.2	1.9	2.2	2.1	2.3	2.3
	C-4	2.3	2.9	2.1	2.1	2.4	2.0	2.2	2.2	2.3	2.4
	C-10	2.5	2.8	2.1	2.3	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.4
西部海域	W-3	1.4	1.4	1.1	1.2	1.3	1.0	1.2	1.2	1.2	1.3
	W-6	1.8	2.3	1.7	1.8	1.8	1.6	1.8	1.7	1.8	2.0
	W-7	1.8	2.4	1.9	1.8	1.9	1.6	1.9	1.7	1.7	2.1

*各月の全層平均値を平均したもの

② 博多湾全窒素／全りん比*の経年変化

水域名	地点名	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
東部海域	E-2	16.57	14.25	18.33	13.51	14.85	14.71	11.75	14.62	16.56	14.32
	E-6	17.50	13.10	20.00	15.45	14.64	15.00	12.31	16.22	15.79	15.13
中部海域	C-1	17.62	15.00	18.42	15.65	14.35	13.48	11.85	14.07	15.22	15.00
	C-4	17.69	15.45	20.48	16.79	13.75	14.44	12.76	16.07	14.62	14.48
	C-10	18.46	15.59	17.60	15.19	14.62	14.14	11.89	13.44	15.93	14.48
西部海域	W-3	13.85	13.33	12.73	11.54	9.33	10.67	11.25	10.77	12.50	13.64
	W-6	17.78	13.33	18.67	15.00	13.89	13.50	11.74	13.81	13.68	13.18
	W-7	16.67	13.21	15.79	13.33	12.73	12.17	10.36	12.38	14.00	13.33

③ 人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果（令和元年度）

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
カドミウム	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-
鉛	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
六価クロム	0.05以下	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	-	-	-
砒素	0.01以下	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
P C B	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
チウラム	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
シマジン	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
セレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.15	0.13	0.070	0.083	0.097	0.030	0.055	0.053
ふっ素	(0.8以下)	-	-	1.0	1.0	1.1	-	-	-
ほう素	(1以下)	-	-	2.9	3.3	3.2	-	-	-
1, 4-ジオキサン	0.05以下	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-

※海域については、ふっ素、ほう素の環境基準は適用されない。

④ 人の健康の保護に関する要監視項目測定結果（令和元年度）

（単位：mg/L）

要監視項目	指針値	東部海域		中部海域			西部海域		
	(mg/L)	E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
クロロホルム	0.06以下	－	－	<0.001	<0.001	<0.001	－	－	－
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－
イソキサチオン	0.008以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
ダイアジノン	0.005以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
フェニトロチオン	0.003以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
イソプロチオラン	0.04以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
オキシ銅	0.04以下	－	－	<0.004	<0.004	<0.004	－	－	－
クロロタロニル	0.05以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
プロピザミド	0.008以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
E P N	0.006以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
ジクロロボス	0.008以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
フェノブカルブ	0.03以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
イプロベンホス	0.008以下	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
クロルニトロフェン	－	－	－	<0.0001	<0.0001	<0.0001	－	－	－
トルエン	0.6以下	－	－	<0.06	<0.06	<0.06	－	－	－
キシレン	0.4以下	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	－	－	<0.006	<0.006	<0.006	－	－	－
ニッケル	－	－	－	<0.001	<0.001	<0.001	－	－	－
モリブデン	0.07以下	0.009	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009
アンチモン	0.02以下	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－
塩化ビニルモノマー	0.002以下	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－
エピクロロヒドリン	0.0004以下	－	－	<0.00004	<0.00004	<0.00004	－	－	－
全マンガン	0.2以下	0.012	0.008	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ウラン	0.002以下	0.0033	0.0032	0.0032	0.0032	0.0031	0.0032	0.0030	0.0032
クロロホルム*		－	－	<0.001	<0.001	<0.001	－	－	－
フェノール*		－	－	<0.001	<0.001	<0.001	－	－	－
ホルムアルデヒド*		－	－	<0.008	<0.008	<0.008	－	－	－
4-tert-ブチルフェノール*		－	－	<0.00004	<0.00004	<0.00004	－	－	－
アニリン*		－	－	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－
2,4-ジクロロフェノール*		－	－	<0.0003	<0.0003	<0.0003	－	－	－

*は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑤ 水生生物の保全に係る環境基準項目測定結果（令和元年度）

（単位：mg/L）

環境基準健康項目	東部海域	中部海域	西部海域
	E-2	C-4	W-3
全亜鉛	0.002	0.001	<0.001
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	0.0006	<0.0006

※数値はすべて年平均値

水生生物の保全に係る環境基準項目は博多湾においては類型指定が無い

⑥ 底質調査結果（令和元年度）

項 目	単位	東 部 海 域		中 部 海 域			西 部 海 域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
p H	(-)	7.6	7.8	7.8	7.8	7.9	7.8	7.8	7.8
C O D	(mg/g)	20	14	14	18	8.8	1.5	5.1	7.9
乾 燥 減 量	(%)	63	56	52	57	44	24	46	26
強 熱 減 量	(%)	11	8.9	8.1	9.9	6.3	1.7	6.5	3.2
硫 化 物	(mg/kg)	170	110	130	140	95	9	64	57
有 機 炭 素	(mg/g)	15	16	10	15	7.1	1.4	4.6	8.8
全 窒 素	(mg/kg)	1600	1200	1300	1500	840	200	430	700
全 り ん	(mg/kg)	480	480	520	550	410	310	490	570
カドミウム	(mg/kg)	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
シアン化合物	(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
鉛	(mg/kg)	19	21	15	18	11	4.8	9.8	12
総クロム	(mg/kg)	85	83	78	79	80	21	51	100
六価クロム	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
ひ 素	(mg/kg)	7	9	7	7	7	5	5	3
総 水 銀	(mg/kg)	0.24	0.26	0.18	0.22	0.18	<0.02	0.05	0.08
アルキル水銀化合物	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
P C B	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※ p H、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥試料当りの濃度

⑦ 博多湾の赤潮発生状況

年 度	月 別												発生 件数	延べ 発生 件数	延 日 数
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
平成 22		2 (2)	(1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	(1)						6	(8)	74
平成 23	2 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)					9	(9)	60
平成 24			1 (1)	2 (2)	2 (3)	1 (1)	(1)						6	(8)	104
平成 25		1 (1)	2 (2)	4 (5)	1 (1)	1 (1)							9	(10)	60
平成 26		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)						1 (1)	6	(6)	55
平成 27	(1)	3 (3)	1 (2)	(1)				1 (1)					5	(8)	72
平成 28		1 (1)	2 (2)	1 (1)	5 (5)				1 (1)				10	(10)	66
平成 29		1 (1)						1 (1)					2	(2)	8
平成 30			1 (1)	1 (1)									2	(2)	25
令和 元		1 (1)	1 (2)	1 (1)	(1)	1 (1)	1 (1)	(1)					5	(8)	74

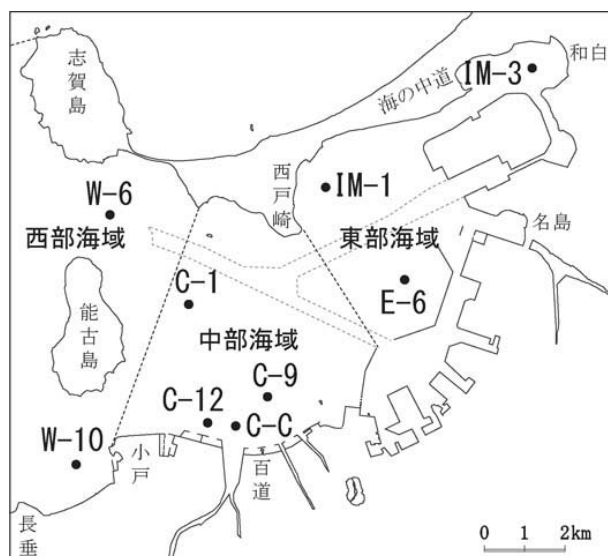
※各欄上段は、月別発生件数。上段の（ ）内は、延べ発生件数

下段の数値は赤潮発生日の合計件数

※水産庁九州漁業調整事務所及び福岡県水産海洋技術センターの調査結果（暦年）を年度別にまとめ直した

⑧令和元年度博多湾貧酸素発生状況調査結果

(調査地点)



※W-6、E-6、C-1 は環境基準点

海底上 0.1m の DO の観測結果と気象状況 (令和元年度)

調査項目	調査地点		調査日									平均値	最大値	最小値
			5/17	5/30	6/21	7/22	8/19	9/12	9/25	10/10	10/24			
底層 DOの測定結果 [mg/L]	西部海域	W-6	7.2	6.7	5.6	6.3	5.1	4.3	5.1	6.4	6.4	5.9	7.2	4.3
		W-10	6.3	5.1	3.0	3.1	2.4	0.4	3.4	3.0	5.5	3.6	6.3	0.4
	中部海域	C-1	7.4	6.5	5.4	5.6	5.0	3.6	5.4	6.0	6.1	5.7	7.4	3.6
		C-9	4.7	4.6	2.2	3.0	2.3	0.1	4.3	5.7	3.8	3.4	5.7	0.1
		C-12	4.7	3.8	2.0	3.8	1.8	0.5	3.8	6.1	5.2	3.5	6.1	0.5
		C-C	5.0	4.5	1.6	2.9	1.4	0.6	3.2	6.3	4.3	3.3	6.3	0.6
	東部海域	E-6	4.6	6.1	1.9	3.0	2.9	1.7	4.2	6.5	3.1	3.8	6.5	1.7
		IM-1	8.1	7.1	2.3	3.3	2.4	1.6	6.1	7.6	6.3	5.0	8.1	1.6
		IM-3	6.9	5.2	4.8	1.1	3.2	2.2	3.6	6.5	5.3	4.3	6.9	1.1
	各月の平均値		5.8		3.2	3.6	2.9	1.7	4.3	6.0	5.1	4.1	6.0	1.7
気象状況 福岡管区 气象台	月平均気温 [℃]	元年度	21.1		23.4	26.4	28.0	25.9		20.5		24.2		
		平年値	19.4		23.0	27.2	28.1	24.4		19.2		23.6		
	月降水量 [mm]	元年度	42.0		94.0	295.5	497.0	136.0		136.5		1201.0※		
		平年値	142.5		254.8	277.9	172.0	178.4		73.7		1099.3※		
	月平均 全天日射量 [MJ/m ² ・日]	元年度	21.3		19.4	14.8	14.8	14.4		12.1		16.1		
		平年値	17.9		16.2	16.9	17.6	14.4		12.5		15.9		
	最大風速 10m/s以上 の出現日数	元年度	0		1	0	2	6		2				
		平年値	0.7		0.4	0.6	1.1	1.6		1.2				

注1) 表中の■は3.6mg/L以下(貧酸素)を表す。

注2) 平年値は、1981年～2010年の平均値である。

※：5～10月の合計値を表す。

海底の正常な底生生物の分布が危うくなる底層 DO3.6mg/L (2.5mL/L より換算) 以下を貧酸素とした。

出典：「シンポジウム「貧酸素水塊」のまとめ」, 柳哲雄, 沿岸海洋研究ノート (1989)

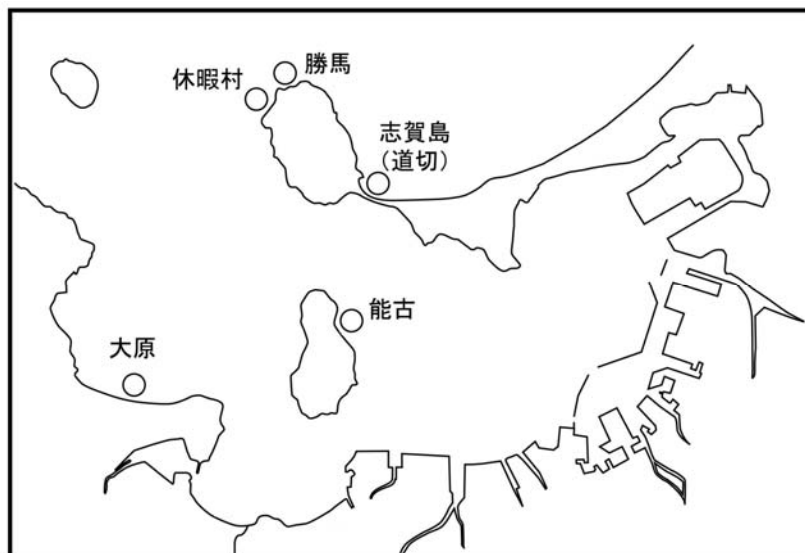
(3) 海水浴場

市内の主要な5海水浴場については、毎年、遊泳期間前及び遊泳期間中に水質調査を実施し、水浴利用の適否を判定しています。

令和元年度の調査結果について、志賀島及び勝馬では期間前及び期間中ともに適、休暇村では期間前が適で期間中は可、大原、能古では期間前及び期間中ともに可であり、全ての海水浴場が水浴場として利用可能な状況でした。腸管出血性大腸菌O157も検出されておられません。

また、海水及び空気中の放射性物質についても調査し、水浴に支障がないことを確認しました。

● 海水浴場調査地点図



● 海水浴場の水質判定基準

区	分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1 m 以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1 m 以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満～50cm
	水質C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満～50cm
不適		1,000 個/100mL を 超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

① 海水浴場水質調査結果（令和元年度）

海水浴場名	期 間	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の 有無	COD (mg/L)	透明度	判定	(参考) O157
休 暇 村	遊泳期間前	<2	な し	1.8	1 m 以上	適・水質 A A	不検出
	遊泳期間中	<2	な し	2.6	1 m 以上	可・水質 B	不検出
勝 馬	遊泳期間前	<2	な し	1.9	1 m 以上	適・水質 A A	不検出
	遊泳期間中	4	な し	1.9	1 m 以上	適・水質 A	不検出
志賀島 (道切)	遊泳期間前	<2	な し	2.0	1 m 以上	適・水質 A A	不検出
	遊泳期間中	<2	な し	1.7	1 m 以上	適・水質 A A	不検出
大 原	遊泳期間前	2	な し	2.5	1 m 以上	可・水質 B	不検出
	遊泳期間中	17	な し	2.3	1 m 以上	可・水質 B	不検出
能 古	遊泳期間前	<2	な し	2.5	1 m 以上	可・水質 B	不検出
	遊泳期間中	75	な し	3.7	1 m 以上	可・水質 B	不検出

② 海水浴場放射性物質調査（令和元年度）（遊泳期間前、遊泳期間中）

海水浴場名	表層		下層	
	ヨウ素131	セシウム134 セシウム137	ヨウ素131	セシウム134 セシウム137
指 針 値	—	10Bq/L	—	10Bq/L
休 暇 村	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
勝 馬	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
志賀島（道切）	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
大 原	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
能 古	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず

※指針値：環境省が「水浴場の放射性物質に関する指針について（平成 24 年 6 月改訂）」において示した値

※ゲルマニウム半導体検出器を用い測定

検出下限値：放射性ヨウ素 131 0.6Bq/L 放射性セシウム 0.6Bq/L

※水深約1.5メートル地点における表層・下層の海水を採水

③ 令和元年度空气中の放射線量調査結果（遊泳期間前、遊泳期間中）

（単位：μSv/h）

海水浴場名	測定値		
	地表面	地上50cm	地上1m
休 暇 村	0.06	0.06	0.05～0.07
勝 馬	0.03～0.04	0.04	0.03～0.04
志賀島（道切）	0.05～0.06	0.04～0.06	0.05～0.06
大 原	0.05	0.05	0.05
能 古	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05

※休暇村 3 地点、勝馬 3 地点、志賀島 2 地点、大原 3 地点、能古 2 地点で調査を実施

※TCS-172B（NaI シンチレーションサーベイメータ）を用いて、時定数 30 秒において地表面から 1cm、50cm、1m の高さで 1 分 30 秒保持後、30 秒毎に 5 回数値を読み取る。5 回の平均をその地点の空間放射線量率（μSv/h）とする。

(4) 地下水

福岡市では、環境基準に定められている重金属及び揮発性有機化合物など 28 項目について地下水調査を実施し、水質を監視しています。

調査の種類は、全体的な福岡市の状況を把握するための概況調査、概況調査で環境基準を超過した項目があった場合に周辺の汚染の広がりや原因を把握するための汚染井戸周辺地区調査、地域的な汚染を継続的に監視する継続監視調査、及び必要に応じて行うその他の調査があり、全体及び詳細を把握するよう努めています。

① 概況調査

地下水の水質の状況を全体的に把握するため、基準地域メッシュ（1辺約1km）を利用した調査区画について、各区画1井戸の概況調査をしています。令和元年度は第四次概況調査(平成 29～令和 3 年度)の3年目にあたり、16 井戸で調査を行いました。その結果、2 井戸で環境基準を超過していました。

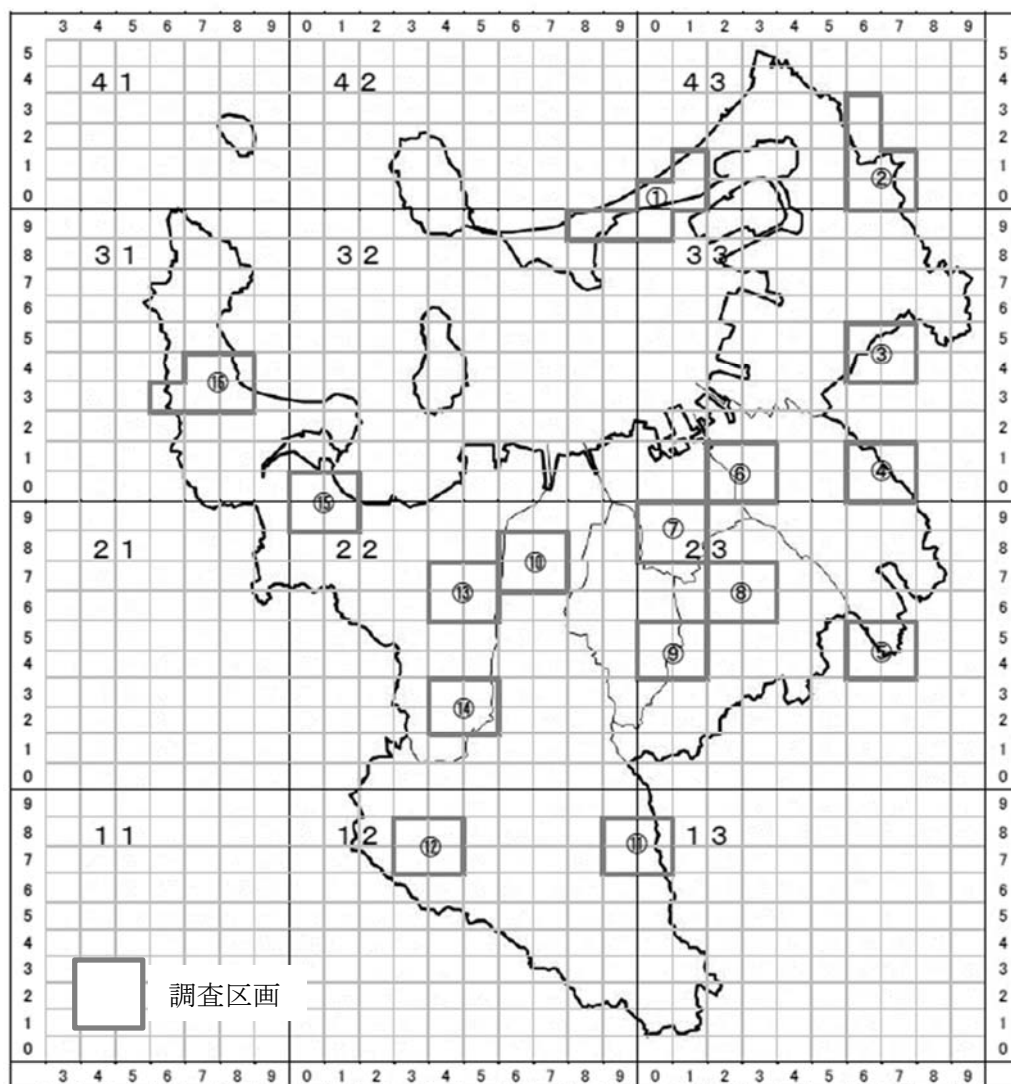
② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で汚染が判明した井戸及びその周辺の井戸（合計5井戸）で調査を行いました。その結果、概況調査で基準超過が確認された井戸のみ環境基準を超過し、周辺井戸では基準超過はありませんでした。

③ 継続監視調査

令和元年度は 25 井戸で継続監視調査を行いました。その結果、10 井戸で環境基準を超過していました。

令和元年度概況調査実施地域図



●地下水質調査結果総括表（令和元年度）

調査区分	調査 井戸数	基準 超過 井戸数	項目別基準超過井戸延数内訳		
			重金属等	揮発性有機化合物	その他
概況調査	16	2	2	0	0
汚染井戸周辺地区調査	5	1	1	0	0
継続監視調査	25	10	1	9	0
その他の調査	3	0	0	0	0
合 計	49	13	4	9	0

※重金属等：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ふっ素、ほう素

※揮発性有機化合物：ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1, 3-ジクロロプロペン及び1, 4-ジオキサン

※その他：PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

●概況調査結果（令和元年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数	環境基準（mg/L）
カドミウム	16	0	0.003
全シアン	16	0	検出されないこと
鉛	16	1	0.01
六価クロム	16	0	0.05
砒素	16	0	0.01
総水銀	16	0	0.0005
アルキル水銀	16	0	検出されないこと
P C B	16	0	検出されないこと
ジクロロメタン	16	0	0.02
四塩化炭素	16	0	0.002
クロロエチレン	16	0	0.002
1, 2-ジクロロエタン	16	0	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	16	0	0.1
1, 2-ジクロロエチレン	16	0	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	16	0	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	16	0	0.006
トリクロロエチレン	16	0	0.01
テトラクロロエチレン	16	0	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	16	0	0.002
チウラム	16	0	0.006
シマジン	16	0	0.003
チオベンカルブ	16	0	0.02
ベンゼン	16	0	0.01
セレン	16	0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	0	10
ふっ素	16	1	0.8
ほう素	16	0	1
1, 4-ジオキサン	16	0	0.05

●汚染井戸周辺地区調査結果（令和元年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数	汚染原因
鉛	5	1	配管由来と推定

●継続監視調査内訳（令和元年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数
四塩化炭素	5	1
クロロエチレン	22	3
1, 1-ジクロロエチレン	22	0
1, 2-ジクロロエチレン	22	4
1, 1, 1-トリクロロエタン	19	0
トリクロロエチレン	22	5
テトラクロロエチレン	22	8
六価クロム	3	1

●継続監視調査結果（令和元年度）

(mg/L)

No.	地点名	六価クロム	四塩化炭素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	香椎駅前①	－	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.0032	<0.0005	0.001	<0.0005
2	香椎駅前②	－	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
3	香椎駅前③	－	0.0028	0.0057	0.012	1.3	<0.0005	40	2.6
4	土井	－	－	0.0036	0.0001	0.056	<0.0005	0.005	0.013
5	原田	－	－	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
6	井尻	－	－	0.0002	<0.0001	0.008	<0.0005	0.009	0.026
7	中尾	－	－	0.0003	<0.0001	0.013	<0.0005	0.012	0.11
8	花畑①	－	－	0.22	0.0029	0.58	<0.0005	0.099	0.25
9	花畑②	－	－	<0.0002	<0.0001	0.0027	<0.0005	0.001	0.0021
10	皿山	－	－	<0.0002	<0.0001	0.0043	<0.0005	<0.001	0.0071
11	桧原	－	0.0014	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
12	田島①	－	－	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
13	田島②	－	－	<0.0002	0.0001	0.093	<0.0005	0.026	5.3
14	茶山①	－	－	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
15	茶山②	－	－	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
16	南庄	－	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0005	0.0006	0.001	0.18
17	今宿駅前	－	－	<0.0002	<0.0001	0.0067	<0.0005	0.012	<0.0005
18	今宿東	－	－	<0.0002	<0.0001	0.0039	<0.0005	0.002	<0.0005
19	周船寺	－	－	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
20	博多駅南①	0.30	－	－	－	－	－	－	－
21	博多駅南②	<0.005	－	－	－	－	－	－	－
22	博多駅南③	<0.005	－	－	－	－	－	－	－
23	那の川	－	－	<0.0002	<0.0001	0.0002	－	<0.001	0.026
24	下山門①	－	－	<0.0002	<0.0001	0.0002	－	<0.001	0.0063
25	下山門②	－	－	<0.0002	<0.0001	0.0002	－	<0.001	0.0048
環境基準値		0.05	0.002	0.002	0.1	0.04	1	0.01	0.01
定量下限(mg/L)		0.005	0.0002	0.0002	0.0001	0.0002	0.0005	0.001	0.0005

※数値はすべて平均値(測定は年2回、ただしNo.1、No.3、No.6、No.7は年1回)

※網掛けは環境基準超過

3 土壌環境（土壌汚染対策法関連）

平成 15 年 2 月 15 日に土壌汚染対策法が施行され、一定の機会を捉えて土地の所有者等が土壌汚染状況調査を行うこととなりました。本市では、提出された土壌汚染状況調査結果報告書により判明した土壌汚染について、土壌汚染対策の指導などを実施しています。

●令和元年度土壌汚染対策法の施行状況

手続き種別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
法第 3 条第 1 項 ^{※1} 調査報告件数	0 件	3 件	1 件
法第 3 条第 1 項ただし書きの確認 ^{※2} 通知件数	6 件	11 件	4 件
法第 3 条第 7 項 ^{※3} ・第 4 条第 1 項届出 ^{※4} 件数	75 件	74 件	82 件
法第 3 条第 8 項 ^{※5} ・第 4 条第 3 項調査命令 ^{※6} 件数	2 件	1 件	13 件
法第 5 条調査命令 ^{※7} 件数	0 件	0 件	0 件
要措置区域等指定 ^{※8} 件数（追加指定は含まない）	6 件	7 件	4 件
要措置区域等解除 ^{※9} 件数（全部解除のみ）	4 件	2 件	3 件
法第 14 条指定の申請 ^{※10} 件数	6 件	8 件	4 件

※1 有害物質使用特定施設の廃止時に行う土地の土壌調査の報告

※2 法第 3 条に基づく土壌調査報告が一時的に免除する通知

※3 法第 3 条第 1 項ただし書きの確認を受けた土地で、900 m²以上の土地の形質変更時に行う届出（平成 31 年 4 月 1 日以降）

※4 3、000 m²以上の土地の形質変更時に行う届出

※5 法第 3 条第 7 項届出をした場合の土地の土壌調査命令（平成 31 年 4 月 1 日以降）

※6 法第 4 条第 1 項届出をした土地に土壌汚染のおそれがある場合の土壌調査命令

※7 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の土壌調査命令

※8 土壌調査の結果、特定有害物質による汚染状態が指定基準を超過した場合の区域の指定

※9 指定区域において、汚染の除去等の措置により区域の全部又は一部についてその事由がなくなつたと認められる場合の区域の解除

※10 自主調査に基づく指定の申請

●要措置区域等指定の状況（令和元年度末現在）

区 分	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区
件 数	7	5	2	1	2	2

※件数は、要措置区域及び形質変更時要届出区域の合計

4 音環境

騒音・振動は身近な生活環境問題であり、工場・事業場、建設作業、各種交通機関などからの騒音や振動、移動販売車及び飲食店などの深夜営業に伴う騒音、エアコンの室外機などの一般家庭における生活から発生する騒音など多岐にわたり、苦情相談も数多くあります。

福岡市では、自動車、航空機、新幹線鉄道、在来鉄道の騒音や、道路交通、新幹線鉄道及び在来鉄道の振動について定期的に測定しています。

◆「環境基準」について◆

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

騒音に係る環境基準については、下記のとおり地域の類型に応じてそれぞれ基準値が定められています。

- 1 騒音に係る環境基準（自動車騒音を含む）
- 2 航空機騒音に係る環境基準
- 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

なお、振動に係る環境基準は設定されていません。

（１）自動車騒音・道路交通振動

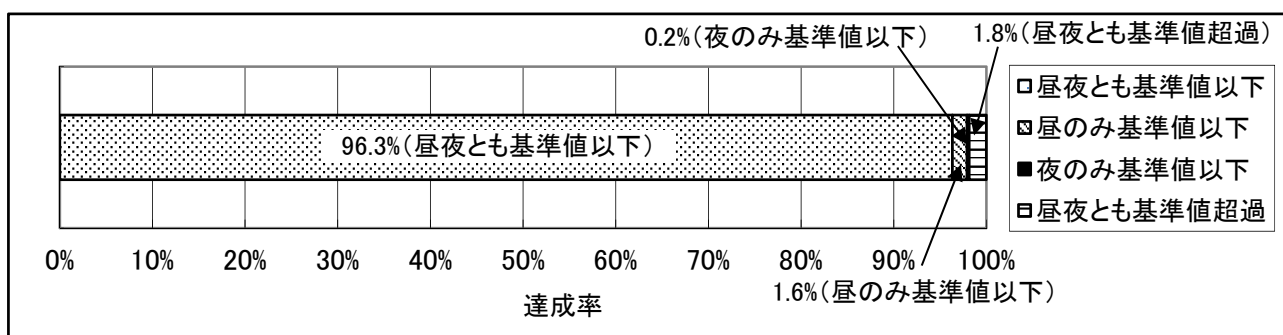
福岡市では、平成29年度からの5年間で521区間（405.8km）について自動車騒音の常時監視を行う5か年計画を策定しており、令和元年度は、計画の3年目にあたります。

令和元年度は、幹線道路の道路端での騒音測定等を53地点で実施するとともに、521区間で道路から50mの範囲にある住居等の約23万2千戸について騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況を評価しました。その結果、沿道住居等の96.3%で昼夜とも環境基準を達成しました。

道路交通振動については、11地点で振動レベルを測定しましたが、要請限度を超える地点はありませんでした。

●令和元年度 道路に面する地域における環境基準の達成状況（昼夜別）

	環境基準達成状況（総戸数 231,920 戸）			
	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
戸数	223,414 戸	3,677 戸	539 戸	4,290 戸
達成率	96.3%	1.6%	0.2%	1.8%



◆「道路に面する地域における環境基準の評価」について◆

道路に面する地域の環境基準の評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価することとされています。また、評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によることとされています。

●令和元年度 自動車騒音測定結果（継続測定路線）

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L _{Aeq})		(参考)環境基準		(参考)要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 3 号	10010-4	東区松香台 1 丁目 24	76	71	70	65	75	70
2	一般国道 3 号	10090-1	博多区千代 3 丁目 18	72	66	70	65	75	70
3	一般国道 3 号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田 4 丁目 33	72	69	70	65	75	70
4	一般国道 202 号	10305-1	中央区赤坂 2 丁目 4	67	66	70	65	75	70
5	一般国道 202 号	10390-4	西区今宿青木	73	68	70	65	75	70
6	一般国道 202 号	10410-1	西区周船寺 3 丁目 19	71	69	70	65	75	70
7	一般国道 202 号 (外環状線)	10490-1	南区桧原 1 丁目 30	69	64	70	65	75	70
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮 2 丁目 3	70	67	70	65	75	70
9	堅粕西新 2 号線	80180-1	中央区鳥飼 1 丁目 4	68	64	70	65	75	70
10	清水干隈線	80210-4	南区長住 3 丁目 2	67	62	65	60	75	70
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取 1 丁目 1	65	63	70	65	75	70

●令和元年度 道路交通振動測定結果

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L ₁₀)		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道 3 号	10010-4	東区松香台 1 丁目 24	41	36	65	60
2	一般国道 3 号	10090-1	博多区千代 3 丁目 18	44	41	70	65
3	一般国道 3 号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田 4 丁目 33	42	40	70	65
4	一般国道 202 号	10305-1	中央区赤坂 2 丁目 4	41	36	70	65
5	一般国道 202 号	10390-4	西区今宿青木	43	37	65	60
6	一般国道 202 号	10410-1	西区周船寺 3 丁目 19	44	40	70	65
7	一般国道 202 号 (外環状線)	10490-1	南区桧原 1 丁目 30	34	30	65	60
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮 2 丁目 3	41	37	70	65
9	堅粕西新 2 号線	80180-1	中央区鳥飼 1 丁目 4	46	39	65	60
10	清水干隈線	80210-4	南区長住 3 丁目 2	37	31	65	60
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取 1 丁目 1	37	34	70	65

◆自動車騒音及び道路交通振動の環境省令で定める限度（要請限度）について ◆

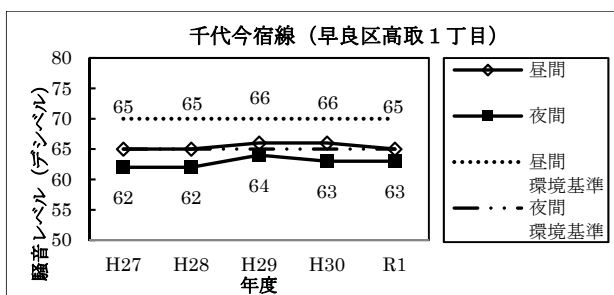
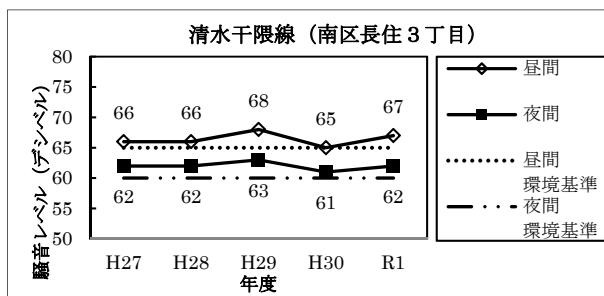
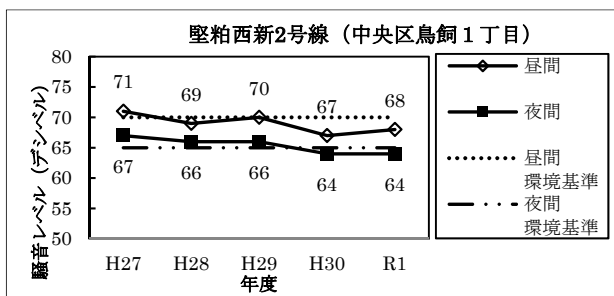
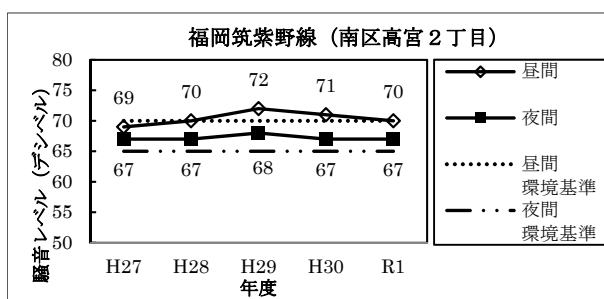
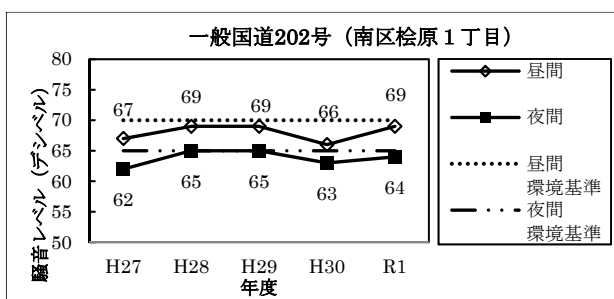
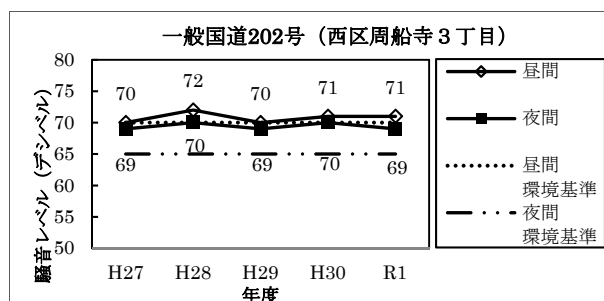
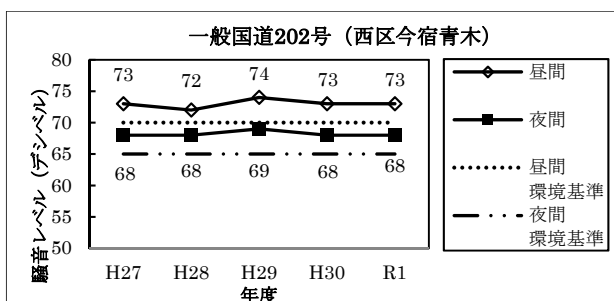
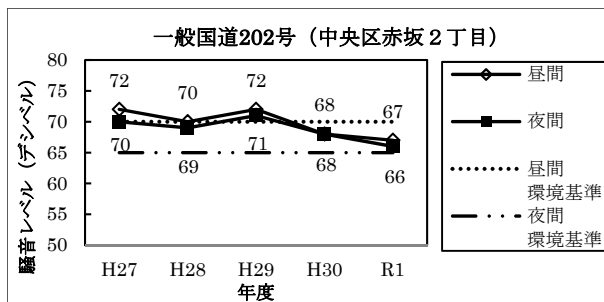
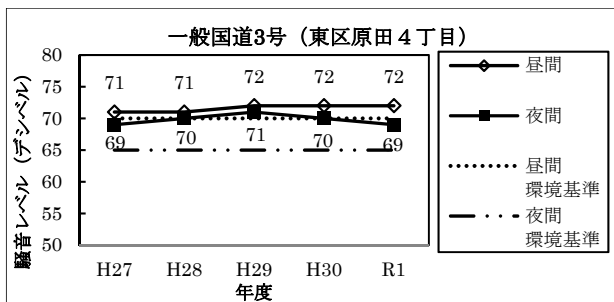
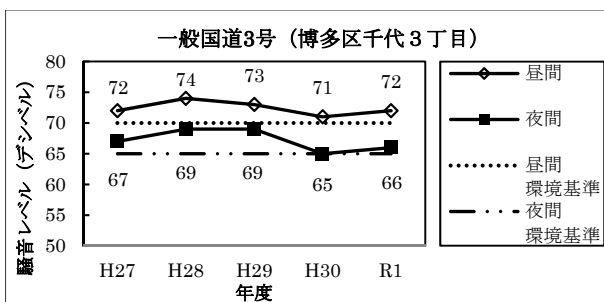
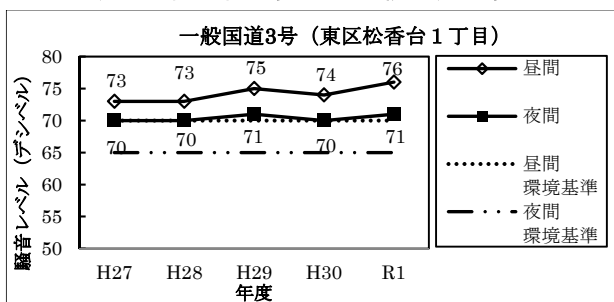
●自動車騒音の要請限度

騒音規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請できる環境省令で定める限度です。

●道路交通振動の要請限度

振動規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、道路管理者に対して道路交通振動の防止のための措置や公安委員会に対して道路交通法の規定による措置等を要請できる環境省令で定める限度です。

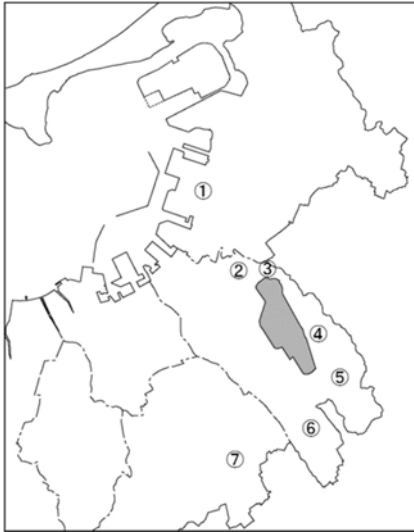
●自動車騒音の経年変化（継続測定路線）



(2) 航空機騒音

航空機騒音について、令和元年度は空港周辺の7地点について年2回の測定を実施しました。その結果、3地点で環境基準を達成しました。

●航空機騒音測定地点



地点番号	測定地点	測定場所
①	東箱崎小学校	東区箱崎5丁目11-20
②	東吉塚公民館	博多区吉塚6丁目6-10
③	大井集会所	博多区大井2丁目10-15
④	席田会館	博多区東平尾2丁目20-1
⑤	月隈公民館	博多区月隈3丁目27-3
⑥	板付公民館	博多区麦野1丁目29-12
⑦	野多目小学校	南区野多目2丁目6-1

●令和元年度航空機騒音測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	測定地点	測定期間	地域類型	測定結果(L _{den})	環境基準
①	東箱崎小学校	R1.5.31~6.6 R1.12.1~12.7	Ⅱ	64	62
②	東吉塚公民館	R1.7.3~7.8,7.10 R2.1.9~1.13,1.19~1.20	Ⅱ	59	62
③	大井集会所	R1.6.19~6.25 R1.12.13~12.18,12.20	Ⅱ	61	62
④	席田会館	R1.5.31~6.6 R1.12.1~12.7	Ⅱ	65	62
⑤	月隈公民館	R1.7.5~7.11 R1.12.13~12.18,12.20	Ⅱ	67	62
⑥	板付公民館	R1.7.17~7.23 R2.1.25~1.27,1.29~2.1	I	59	57
⑦	野多目小学校	R1.9.6~9.12 R2.2.1~2.3,2.5~2.6,2.8~2.9	I	50	57

※太数字 は環境基準を超えるもの

※測定結果は測定期間全日のエネルギー平均値

②R1.7.9 東吉塚公民館：測定地点近くで工事が実施されていたため欠測。

R2.1.14~1.18 東吉塚公民館：測定地点近くで工事が実施されていたため欠測。

③R1.12.19 大井集会所：運行状況の変更（エンジントラブルによる滑走路閉鎖）があったため欠測。

⑤R1.12.19 月隈公民館：運行状況の変更（エンジントラブルによる滑走路閉鎖）があったため欠測。

⑥R2.1.28 板付公民館：測定機器不調のため欠測。

⑦R2.2.4 野多目小学校：人の声及び車のクラクションの影響のため欠測。

R2.2.7 野多目小学校：人の声の影響のため欠測。

◆「航空機騒音に係る環境基準」について◆

航空機騒音に係る環境基準は、L_{den}で評価します。L_{den}とは時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機に伴う飛行騒音や地上騒音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標であり、単位はデシベルで表します。

環境基準値は、東区・博多区・中央区・南区のうち、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の地域をⅠ類型に、その他の地域をⅡ類型に当てはめ、各地域の類型毎に定められています。

(3) 鉄道騒音・振動

①新幹線鉄道

令和元年度は、山陽新幹線 4 地域 7 地点、九州新幹線 2 地域 4 地点の計 6 地域 11 地点で騒音・振動を測定しました。

その結果、騒音については軌道中心から 12.5m 地点の 3 地点、25m 地点の 3 地点で環境基準を超過し、残り 5 地点では環境基準を達成しました。

振動については、全地点で「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」の指針値 (70 デシベル以下) 以下でした。

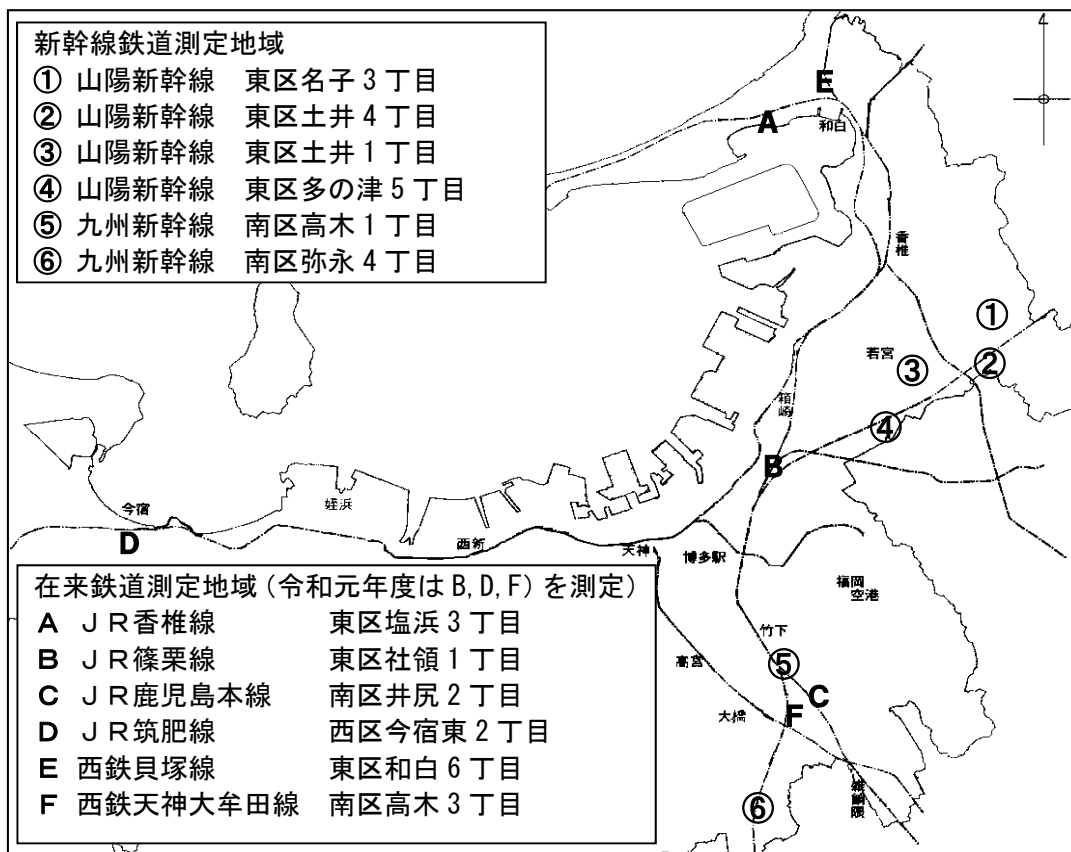
②在来鉄道

市内の在来鉄道は、九州旅客鉄道株式会社の鹿児島本線・篠栗線・筑肥線・香椎線、西日本鉄道株式会社の天神大牟田線・貝塚線及び福岡市営地下鉄の空港線・箱崎線・七隈線の計 9 路線で運行されています。

令和元年度は、鹿児島本線、篠栗線、筑肥線、香椎線、天神大牟田線、貝塚線の沿線 6 地域のうち、3 地域 (篠栗線、筑肥線、天神大牟田線の沿線) で騒音・振動を測定しました。

なお、在来鉄道の騒音・振動に係る環境基準は定められていませんが、「在来鉄道騒音測定マニュアル」が示されていることから、福岡市では、このマニュアルに基づき騒音を測定するとともに、振動については新幹線鉄道振動の測定方法に準じて測定を実施し、現状の把握に努めています。

●鉄道騒音・振動の測定地点



●令和元年度 新幹線鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	路線名	測定場所	測定年月日	地域類型	騒音レベル($\bar{L}_{A,Sm\max}$)			振動レベル	軌道構造
					12.5 m	25 m	50 m	25 m	
①	山陽新幹線	東区名子3丁目	R1.11.5	I	72	70		47	バラスト高架
②		東区土井4丁目	R1.10.16	I		72		48	バラスト切取り
③		東区土井1丁目	R1.10.30	I	73	73		47	スラブ高架
④		東区多の津5丁目	R1.10.25	II	72	70		49	スラブ高架
⑤	九州新幹線	南区高木1丁目	R1.6.3	II	69	68		40	スラブ高架
⑥		南区弥永4丁目	R2.2.20	I	76	74		45	スラブ高架

※太数字 は環境基準を超えるもの

※新幹線鉄道騒音に係る環境基準値は、Ⅰ類型：70デシベル以下、Ⅱ類型：75デシベル以下

※新幹線鉄道振動に係る指針値は、70デシベル以下

◆「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」について◆

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、当該測定点における最大騒音レベル ($L_{A,Sm\max}$) の平均値で評価します。

環境基準値は、主として住居の用に供される地域をⅠ類型に、商工業の用に供される地域等Ⅰ類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域をⅡ類型に当てはめています。

なお、新幹線鉄道振動については環境基準は定められていませんが、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」により指針値が定められています。

●令和元年度 在来鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点記号	路線名	測定場所	測定年月日	時間帯別等価騒音レベル				振動レベル
				12.5 m		25 m		12.5 m
				昼間	夜間	昼間	夜間	
B	JR篠栗線	東区社領1丁目	R1.10.28	58	51	58	51	50
D	JR筑肥線	西区今宿東2丁目	R1.11.20	58	52	54	49	55
F	西鉄天神大牟田線	南区高木3丁目	R1.6.6	61	55	58	52	60

◆「在来鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針」について◆

●新線

等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間（7～22時）は60デシベル以下、夜間（22時～翌日7時）は55デシベル以下とする。
なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。

●大規模改良線

騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

振動については指針等ありませんが、本市では「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」に準じた測定を実施しています。

5 化学物質・フロン等

(1) 有害大気汚染物質

令和元年度は、市内4測定局（香椎局、千鳥橋局、大橋局、西新局）において、毎月1回、有害大気汚染物質の調査を行いました。環境基準が設定されている4つの有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）については、全地点で環境基準を達成していました。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、ニッケル化合物、水銀及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物についても、全地点で指針値を下回っていました。

※ダイオキシン類については、「(3) ダイオキシン類」に掲載。

※有害大気汚染物質：

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

※有害大気汚染物質に関する環境基準：

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質については平成9年2月、ジクロロメタンについては平成13年4月に環境基準が設定された。

●令和元年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その1）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.80	1.5	0.31	環境基準値 3
	千鳥橋局	1.0	1.9	0.62	
	大橋局	0.84	1.6	0.34	
	西新局	1.1	1.8	0.63	
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.084	0.21	0.021	環境基準値 130
	千鳥橋局	0.035	0.074	0.011	
	大橋局	0.028	0.058	0.0071	
	西新局	0.024	0.056	0.0074	
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.25	0.66	0.061	環境基準値 200
	千鳥橋局	0.093	0.20	0.035	
	大橋局	0.065	0.19	0.025	
	西新局	0.060	0.12	0.026	
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.76	1.3	0.37	環境基準値 150
	千鳥橋局	0.86	1.3	0.53	
	大橋局	0.84	1.4	0.55	
	西新局	0.78	1.1	0.47	
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.024	0.058	0.0064 *	指 針 値 2
	千鳥橋局	0.025	0.057	0.0045 *	
	大橋局	0.040	0.058	0.013	
	西新局	0.020	0.049	0.0044 *	
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	1.5	2.0	0.73	EPA10 ⁻⁵ 5
	千鳥橋局	2.8	4.2	1.4	
	大橋局	2.2	3.3	0.95	
	西新局	2.3	3.0	1.0	

●令和元年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その2）

物 質 名	測 定 地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.015	0.064	<0.0017	指 針 値 10
	千鳥橋局	0.015	0.069	<0.0017	
	大橋局	0.014	0.062	<0.0017	
	西新局	0.013	0.056	0.0022 *	
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.15	0.29	0.076	指 針 値 18
	千鳥橋局	0.17	0.29	0.099	
	大橋局	0.16	0.30	0.090	
	西新局	0.17	0.27	0.12	
酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.062	0.092	0.027	
	千鳥橋局	0.083	0.12	0.036	
	大橋局	0.078	0.15	0.027	
	西新局	0.070	0.14	0.029	
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.19	0.43	0.039	指 針 値 1.6
	千鳥橋局	0.20	0.45	0.047	
	大橋局	0.19	0.41	0.043	
	西新局	0.20	0.43	0.056	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	0.032	0.051	0.019	指 針 値 2.5
	千鳥橋局	0.095	0.15	0.057	
	大橋局	0.055	0.085	0.038	
	西新局	0.082	0.11	0.047	
ベンゾ [a] ピレン (ng/m^3)	香椎局	0.12	0.22	0.039	WHO欧州 0.11
	千鳥橋局	0.12	0.27	0.049	
	大橋局	0.13	0.24	0.046	
	西新局	0.15	0.28	0.046	
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	香椎局	2.1	3.7	0.80	EPA10 ⁻⁵ 0.8
	千鳥橋局	2.8	4.6	1.5	
	大橋局	2.4	4.0	1.2	
	西新局	2.5	4.4	1.4	
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	1.4	1.7	1.0	指 針 値 40
	千鳥橋局	1.5	1.9	0.79	
	大橋局	1.6	2.2	1.3	
	西新局	1.4	2.0	0.64	
ニッケル化合物 (ng/m^3)	香椎局	2.0	4.4	0.56	指 針 値 25
	千鳥橋局	4.0	7.8	1.5	
	大橋局	2.7	6.1	0.85	
	西新局	2.3	5.4	0.51	
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	香椎局	2.1	3.6	0.54	指 針 値 6
	千鳥橋局	2.4	4.2	0.62	
	大橋局	2.1	3.8	0.60	
	西新局	2.0	3.4	0.54	

●令和元年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その3）

物 質 名	測 定 地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	香椎局	0.017	0.065	0.0071	EPA10 ⁻⁵ 4
	千鳥橋局	0.035	0.098	0.018	
	大橋局	0.071	0.21	0.0091	
	西新局	0.019	0.091	0.0088	
マンガン及びその化合物 (ng/m ³)	香椎局	19	43	9.3	指 針 値 140
	千鳥橋局	31	65	18	
	大橋局	43	120	11	
	西新局	20	60	9.5	
クロム及びその化合物 (ng/m ³)	香椎局	3.0	7.1	1.4	
	千鳥橋局	5.5	8.8	3.3	
	大橋局	5.7	11	1.7	
	西新局	3.7	6.7	2.1	
塩化メチル (μg/m ³)	香椎局	1.4	1.6	1.1	
	千鳥橋局	1.4	1.6	1.2	
	大橋局	1.4	1.6	1.3	
	西新局	1.4	1.6	1.3	
トルエン (μg/m ³)	香椎局	3.3	5.5	1.8	
	千鳥橋局	8.5	43	2.5	
	大橋局	5.5	8.9	2.8	
	西新局	4.5	6.7	3.1	

※ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの基準値は、環境基本法第16条に基づく大気環境基準値。

※アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物の指針値は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）（第8次答申）（第9次答申）（第10次答申）」）

※上記以外の基準値等について、「EPA10⁻⁵」は米国環境保護庁（EPA）が設定したユニットリスクに基づく10⁻⁵リスクレベル換算値、「WHO欧州」はWHO欧州地域事務局のガイドライン値

※測定値は、原則として有効数字2桁とし、最小表示は定量下限値の桁まで記載。但し、測定値が検出下限値以上定量下限値未満の値は「*」を付し定量下限値の桁まで記載。測定値が検出下限値未満の値は、＜検出下限値を記載。

※年平均値の算出については測定値を算術平均して求めた。但し、測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の2分の1の値を年平均の算出に用いた。

(2) アスベスト

アスベスト（石綿）は大気汚染防止法で特定粉じん指定され、人体に対する健康被害として肺がんや悪性中皮腫などが知られています。耐熱（不燃性）・耐薬品等にすぐれ、建材など様々な製品に使用されてきたため、建築物の解体などにより一般環境への排出が問題視されています。

令和元年度は、市内5地域（各2地点）において一般環境の調査を行いました。各調査地点の測定結果は総繊維数濃度0.15～0.41本／リットルの範囲でした。

大気中のアスベストに係わる環境基準は設定されていませんが、大気汚染防止法に定める石綿製品製造施設の敷地境界線におけるアスベスト繊維数濃度の基準値（10本／リットル）の1/10未満であり、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53(1986)と比べても低い値でした。

※世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53（1986）

『石綿及びその他の天然鉱物繊維』が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価しとりまとめたもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本／リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

●令和元年度 一般環境大気中アスベスト調査結果

地域分類	地域	総繊維数濃度 (本/リットル)	
		測定地点 1	測定地点 2
住宅地域	早良区祖原	0.24	0.15
	南区塩原	0.30	0.21
商業地域	中央区天神	0.24	0.21
準工業地域	博多区吉塚	0.41	0.33
幹線道路沿線地域	博多区千代	0.30	0.29

※測定結果：各地域において2地点で測定を実施、3日間（4時間×3回）の総繊維数濃度の幾何平均値

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみなどを燃やしたりするときに自然に発生する有害な化学物質で、非常に微量ですが環境中に広く存在しています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類濃度調査を、市内4地点において開始し、令和元年度は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、ダイオキシン法）に基づき、一般環境中の大気7地点、公共用水域（博多湾及び市内河川）の水質14地点・底質14地点、地下水3地点、土壌4地点について常時監視を行いました。

その調査結果は、大気、水質・底質、地下水及び土壌の全てにおいて環境基準を達成していました。

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物焼却炉の規制強化などで排出量の削減が進んでおり、本市でも、一般環境中の大気濃度の推移では10年前に比べると約10分の1に低下しています。

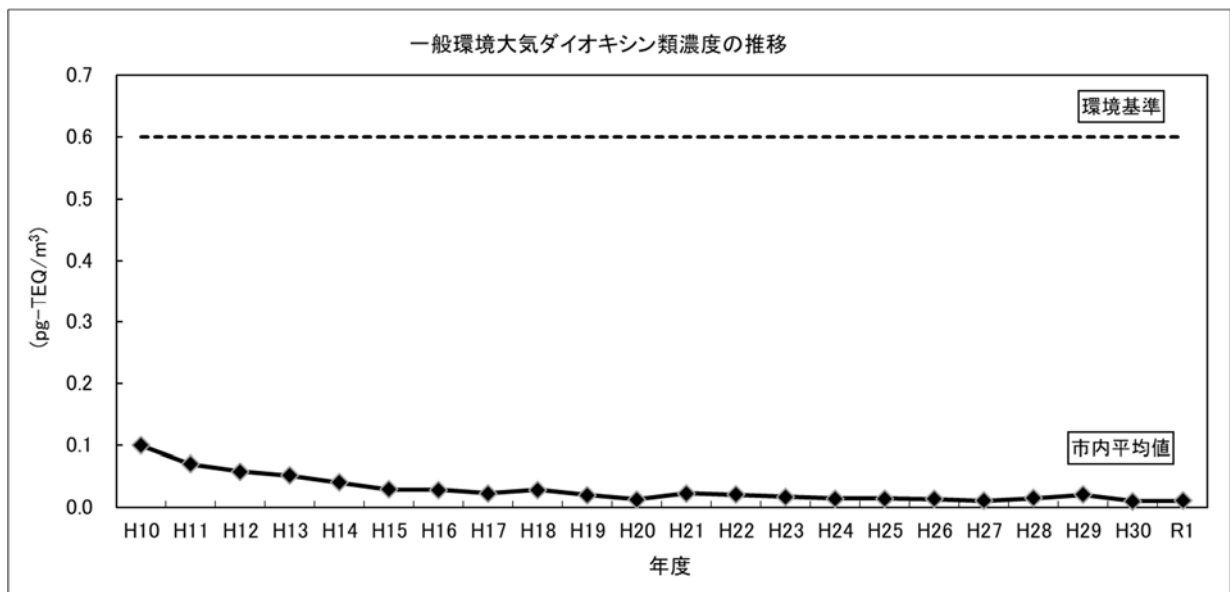
※ダイオキシン類対策特別措置法：ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康の保護を図ることを目的に平成11年7月12日に公布、平成12年1月15日から施行された。

※ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシンライクポリ塩化ビフェニル（DLPCB）

※単位：pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

※TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした他のダイオキシン類の毒性を換算し、その合計量で表した値。

●一般環境大気ダイオキシン類濃度経年変化



●ダイオキシン類測定結果（令和元年度）

○環境大気：環境基準値 0.6 pg-TEQ/m³ 以下

(単位：pg-TEQ/m³)

区 分	東 区 香住ヶ丘	博多区 吉塚	中央区 天神	南 区 塩原	城南区 長尾	早良区 西新	西 区 田尻
平均値	0.0054	0.017	0.011	0.011	0.0083	0.011	0.0094

○公共用水域水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/L)

区 分	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
令和元年度	0.13	0.11	0.044	0.055	0.062	0.091
区 分	興徳寺橋 名柄川	壱岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
令和元年度	0.055	0.10	0.056	0.76	0.31	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/L)

区 分	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
令和元年度	0.048	0.049	0.043

○公共用水域底質：環境基準値 150 pg-TEQ/g 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/g)

区 分	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
令和元年度	0.55	0.24	0.26	3.5	0.41	0.16
区 分	興徳寺橋 名柄川	壱岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
令和元年度	2.7	0.42	0.27	4.8	0.49	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/g)

区 分	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
令和元年度	7.6	6.4	0.18

○地下水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下 (単位：pg-TEQ/L)

区 分	東区	中央区	西区
令和元年度	0.047	0.042	0.042

○土壌：環境基準値 1,000 pg-TEQ/g 以下 (単位：pg-TEQ/g)

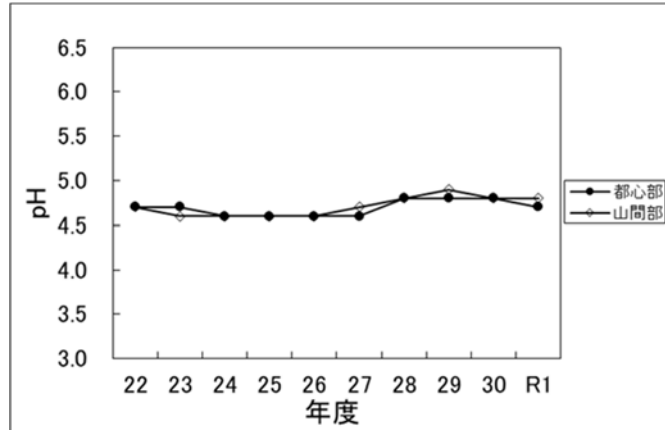
区 分	東区	博多区	早良区	西区
令和元年度	0.0088	0.0011	0.32	0.0069

(4) 酸性雨

福岡市では、都心部（城南区鳥飼）及び山間部（早良区曲渕）で、1週間単位での酸性雨調査を実施しています。

令和元年度の年間平均値（加重平均）は、都心部がpH4.7、山間部がpH4.8でした。

酸性雨の年間平均値の推移



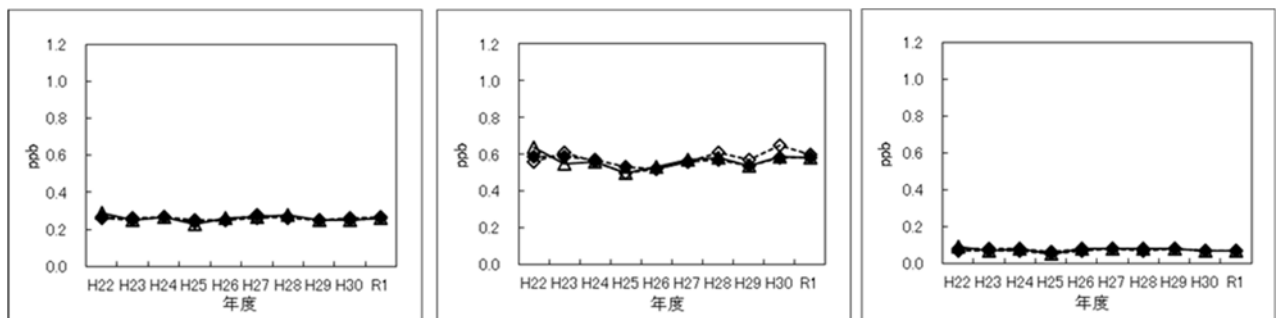
注) 酸性雨・・・pH5.6以下のもの

(5) フロン

人工的な化学物質であるCFC（クロロフルオロカーボン、いわゆるフロン的一种）、ハロン、HCFCなどは、地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質です。

福岡市では、市内3か所（山間部、都心部、臨海部）で大気中のCFC（フロン11、フロン12、フロン113）濃度を調査しています。経年的には、フロン11、フロン12及びフロン113は横ばい傾向にあります。

フロン濃度の推移



フロン11

フロン12

フロン113

—●— 山間部 ---◇--- 都心部 -△- 臨海部

6 事業場届出等

(1) 大気汚染関係

①大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の届出状況（令和元年度末）

項 番号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
1	ボイラー	127	192	140	55	46	39	52	651	61	83	71	29	11	23	27	305
2	ガス発生炉	1	0	1	0	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	1	3
11	乾燥炉	5	2	0	0	0	0	4	11	3	1	0	0	0	0	1	5
13	廃棄物焼却炉	9	2	0	0	0	0	5	16	4	2	0	0	0	0	2	8
29	ガスタービン	34	70	59	15	5	28	13	224	19	52	46	10	5	15	9	156
30	ディーゼル機関	106	178	137	24	21	40	50	556	67	136	121	18	11	35	31	419
31	ガス機関	4	3	6	1	0	0	1	15	2	3	3	1	0	0	1	10
合計		286	447	343	95	72	107	126	1476	133	226	191	47	20	67	63	747

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

②大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設の届出状況（令和元年度末）

項 番号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
2	堆積場	12	6	0	0	0	2	11	31	10	5	0	0	0	2	8	25
3	コンベア	39	21	11	0	0	3	16	90	11	6	2	0	0	1	5	25
4	破砕機・摩砕機	5	5	0	0	0	0	5	15	3	1	0	0	0	0	2	6
5	ふるい	9	3	0	0	0	0	4	16	4	2	0	0	0	0	3	9
合計		65	35	11	0	0	5	36	152	16	8	2	0	0	3	9	38

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

③大気汚染防止法に係る特定粉じん排出等作業実施の届出状況（令和元年度）

項 番号	作業の種類	施設数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
1	解体	12	20	22	5	5	6	2	72
2	解体（断熱材等の掻き落とし、切断、または破砕以外）	0	0	0	0	0	0	0	0
3	解体（事前除去が著しく困難なもの）	0	0	0	0	0	0	0	0
4	改造・補修	8	16	8	7	5	9	13	66
合計		20	36	30	12	10	15	15	138

④大気汚染防止法に係る水銀排出施設の届出状況（令和元年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
8	廃棄物焼却炉	9	2	0	0	0	0	5	16	4	2	0	0	0	0	2	8

⑤福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設の届出状況（令和元年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
1	ボイラー	75	121	118	29	13	28	38	422	51	95	87	25	11	21	25	315

(2) 水質汚濁関係

①水質汚濁防止法に基づく特定事業場等の数（令和元年度末）

号番号	業種・施設名	日平均排水量 50 m ³ 以上の特定事業場 ^{注1}	うち有害物質使用特定事業場	日平均排水量 50 m ³ 未満の特定事業場	うち日平均排水量 30 m ³ 以上 50 m ³ 未満の特定事業場 ^{注2}	うち有害物質使用特定事業場	合計	第5条第3項有害物質使用特定事業場	有害物質貯蔵指定事業場 ^{注4}
1の2	畜産農業			17			17		
2	畜産食料品製造業			2			2	1	
3	水産食料品製造業			6			6		
5	みそ・しょう油等の製造業			5			5		
7	砂糖製造業	1					1		
10	飲料製造業			2			2		
16	めん類製造業			4			4		
17	豆腐・煮豆製造業			5			5		
18の2	冷凍調理食品製造業			2			2		
19	紡績・繊維製品製造業			1			1		
22	木材薬品処理業							1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			4		1	4	6	(3)
27	無機化学工業製品製造業			1			1		
33	合成樹脂製造業	1					1		
54	セメント製品製造業			6			6		
55	生コンクリート製造業			18			18		
60	砂利採取業			3			3		
63	金属製品・機械器具製造業	1	1	2		2	3		
64の2	水道施設	2					2		
65	酸・アルカリ表面処理施設			2			2	2	
66	電気メッキ施設	1	1				1	6	
66の3	旅館業	2		29			31		
66の6	飲食店	3		3			6		
67	洗たく業	1		35			36	11	
68	写真現像業							32	(3)
68の2	病院			4			4	4	
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設			6			6		
71	自動式車両洗浄施設			56			56		
71の2	科学技術に関する研究等を行う事業場	1	1				1	56	(2)
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設								
71の4	産業廃棄物処理施設			3			3		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設							1	
72	し尿処理施設	6					6		
73	下水道終末処理施設	7		1			8		
	有害物質貯蔵指定施設 ^{注3} のみ							5	(5)
合計		26	3	217	0	3	243	125	(13)

※1 日当たりの平均排水量 50 m³以上の特定事業場及び有害物質使用特定事業場に対し排水基準が適用される。

※2 日当たりの平均排水量 30 m³以上 50 m³未満の特定事業場は「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づく指導対象となる。

※水質汚濁防止法の改正（平成24年8月1日施行）により新たに届出対象となった施設

※事業場数としては、左記の「第5条第3項有害物質使用特定事業場」に含む。

(3) 騒音・振動関係

①特定工場等の届出状況（令和元年度末現在）

騒音規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	339	69
空気圧縮機等	7,081	890
土石用破碎機等	57	19
織機	307	13
建設用資材 製造機械	35	31
穀物用製粉機	182	7
木材加工機械	111	31
抄紙機	1	0
印刷機械	675	107
合成樹脂用 射出成形機	13	3
鋳造型機	5	1
計	8,806	1,171

振動規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	319	58
圧縮機	495	162
土石用破碎機等	62	21
織機	265	14
コンクリート ブロックマシン等	9	5
木材加工機械	0	0
印刷機械	408	70
ロール機	0	0
合成樹脂用 射出成形機	10	3
鋳造型機	3	1
計	1,571	334

福岡県公害防止等生活環境の
保全に関する条例に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	46	25
クーリングタワー	159	50
ドラム缶洗浄機	0	0
ロータリーキルン	3	2
重油バーナー	106	76
電気炉	0	0
計	314	153

②特定建設作業の届出状況（令和元年度）

騒音規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	181
びょう打機	0
さく岩機	913
空気圧縮機	47
コンクリートプラント等	1
バックホウ	20
トラクターショベル	0
ブルドーザー	0
計	1,162

振動規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	185
鋼球	1
舗装版破碎機	4
ブレーカー	282
計	472

(4) ダイオキシン類関係 (ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設)

① 届出状況 (令和元年度末)

大気基準適用施設 (施行令 別表第一)

項 番号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
5	廃棄物焼却炉	10	2				1	6	19	5	2				1	3	11

水質基準適用施設 (施行令 別表第二)

項 番号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
15	灰の貯留施設	3						1	4	3						1	4
15 イ	廃ガス洗浄施設	8	2					5	15	3	2					2	7
15 ロ	湿式集じん施設		1						1		1						1
18	下水道終末処理施設	1	1					1	3	1	1					1	3
合計		12	4					7	23	7	5					4	15

※事業場・工場の数は施設の重複分を含まない

② 第28条の規定による自主測定結果報告まとめ (令和元年度分)

大気基準適用施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	ダイオキシン類測定値の範囲		
		排ガス	焼却灰	ばいじん
		(ng-TEQ/m ³ N)	(ng-TEQ/m ³ N)	(ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	11 事業場 (20 施設)	0.00000033～0.82	0～0.16	0～1.4

※1 施設は休止中のため、自主測定を行っていない。

水質基準対象施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	排水ダイオキシン類測定値の範囲 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	3 事業場 (3 施設)	0.000057～0.0020

(5) 公害防止管理者等届出状況（令和元年度末現在）

業 種		特定工場数	公害防止統括者	公 害 防 止 管 理 者												騒音関係	粉じん関係	振動関係
				合計	大 気 関 係				水 質 関 係									
					小計	第1種	第2種	第3種	第4種	小計	第1種	第2種	第3種	第4種				
製造業	食料品	1	1	1	0					1			1					
			1	1	0					1			1					
			1	1	0					1			1					
	飲料・たばこ・飼料	2	2	2	2			1	1	0								
			2	2	2			1	1	0								
			2	2	2			1	1	0								
	石油製品 ・ 石炭製品	4	4	8	4			1	3	0						4		
			4	8	4			1	3	0						4		
			4	8	4			1	3	0						4		
	窯業・土石製品	10	5	10	0					0						10		
			6	10	0					0						10		
			6	10	0					0						10		
	金属製品	6	4	9	0					1		1			3		5	
			4	9	0					1		1			3		5	
			4	9	0					1		1			3		5	
	電気機械器具	4	3	5	0					3		3			1		1	
			3	5	0					3		3			1		1	
			3	3	0					3		3			0		0	
	輸送用機械器具	1	1	1	0					0							1	
			1	1	0					0							1	
			1	1	0					0							1	
	その他	1	1	2	0					0					1		1	
			1	2	0					0					1		1	
			1	0	0					0					0		0	
	小 計	29	21	38	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	5	14	8	
			22	38	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	5	14	8	
			22	34	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	3	14	6	
エネルギー供給業	ガス業	0	0	0	0					0								
			0	0	0					0								
			0	0	0					0								
	熱供給業	5	5	5	5			1	4	0								
			5	5	5			1	4	0								
			5	5	5			1	4	0								
	小 計	5	5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
			5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
			5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		34	26	43	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	5	14	8	
			27	43	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	5	14	8	
			27	39	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	3	14	6	

※公害防止統括者欄：

〔上段〕統括者（統括者代理者）の選任が必要な工場数、〔中段〕統括者数、〔下段〕統括者代理者数

※公害防止管理者欄：

〔上段〕管理者（管理者代理者）の選任が必要な工場数、〔中段〕管理者数、〔下段〕管理者代理者数

(6) P R T R 関 係 (平成 30 年度)

福岡市内の化学物質排出量・移動量

区分	数値	全国比
届出事業所数	203	0.60%
届出排出量	486 トン	0.32%
届出移動量	73 トン	0.03%

届出排出量・移動量の内訳

区分	排出移動先	量(トン)
排出量	大気	443
	公共用水域	43
	土壌	0
	埋立(事業所内)	0
移動量	廃棄物	73
	下水道	0.2

業種別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
製造業	29	317,360	23	0	0	317,383	172	37,143	37,315	354,697
燃料小売業	141	34,373	0	0	0	34,373	0	0	0	34,373
下水道業	7	40	42,690	0	0	42,730	0	0	0	42,730
自動車整備業	5	2,051	0	0	0	2,051	0	580	580	2,631
一般廃棄物処理業 ※1	5	37	473	0	0	510	0	0	0	510
石油卸売業	5	84,058	0	0	0	84,058	0	0	0	84,058
高等教育機関	3	1,474	0	0	0	1,474	3	30,100	30,103	31,577
洗濯業	2	866	0	0	0	866	0	1,670	1,670	2,536
熱供給業	2	20	0	0	0	20	0	0	0	20
倉庫業	2	2,407	0	0	0	2,407	0	0	0	2,407
電気業	1	19	0	0	0	19	0	0	0	19
商品検査業	1	1	0	0	0	1	0	3,700	3,700	3,701
全業種合計 ※2	203	442,706	43,186	0	0	485,892	175	73,193	73,368	559,259

※1 ごみ処分業に限る。

※2 全業種合計は端数処理のため合計値が不一致である。

物質別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出量・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
ノルマルーヘキサン	147	191,825	0	0	0	191,825	0	7,704	7,704	199,529
トルエン	159	159,521	0	0	0	159,521	0	12,300	12,300	171,821
キシレン	168	45,341	0	0	0	45,341	88	14,997	15,085	60,426
エチルベンゼン	153	34,677	0	0	0	34,677	66	5,011	5,077	39,754
ほう素化合物	8	0	26,150	0	0	26,150	0	0	0	26,150
クロロホルム	3	465	0	0	0	465	1	9,800	9,801	10,266
マンガン及びその化合物	9	0	9,918	0	0	9,918	0	0	0	9,918
ベンゼン	151	6,698	2	0	0	6,700	0	0	0	6,700
塩化メチレン	10	600	4	0	0	604	0	6,000	6,000	6,604
亜鉛の水溶性化合物	9	0	4,718	0	0	4,718	0	0	0	4,718
ダイオキシン類※※	8	37	0	0	0	37	0	4,286	4,286	4,323※※
銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	11	0	154	0	0	154	0	3,900	3,900	4,054
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	156	1,419	0	0	0	1,419	0	1,227	1,227	2,647
テトラクロロエチレン	10	866	2	0	0	868	0	1,670	1,670	2,538
ホルムアルデヒド	1	5	0	0	0	5	2	2,400	2,402	2,407
ふっ化水素及びその水溶性塩	10	17	2,067	0	0	2,084	1	0	1	2,085
ニッケル化合物	3	0	7	0	0	7	16	2,008	2,024	2,031
無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)	11	0	18	0	0	18	0	1,590	1,590	1,608
N,N-ジメチルホルムアミド	2	0	0	0	0	0	0	1,400	1,400	1,400
アンチモン及びその化合物	1	0	0	0	0	0	0	1,300	1,300	1,300
アセトニトリル	1	24	0	0	0	24	0	1,200	1,200	1,224
その他	344	1,248	149	0	0	1,397	1	686	687	2,084
全物質合計 ※	1,375	442,705	43,186	0	0	485,891	174	73,193	73,368	559,259

※ 全業種合計は端数処理のため合計値が不一致である。

※※ ダイオキシン類の排出量・移動量の単位は ng-TEQ である。

環境の状況

Ⅱ 自然・生物に関するデータ (自然環境調査等)

1 令和元年度昆虫調査

目名	糸島エリア		能古島エリア			油山エリア		脊振山エリア		今津長浜エリア	
	H21・22	R1	H21・22	H26	R1	H21・22	R1	H21・22	R1	H26	R1
トビムシ目				2			1			1	1
イシノミ目							1				
カゲロウ目						2	5		1		
トンボ目	16	25	17	14	22	8	17	4	14	5	7
カワゲラ目						1	3		1		
ゴキブリ目	3	4	4	1	5	2	3			2	2
カマキリ目	2	4	5	3	2	3	4		1	3	3
シロアリ目		1	1	1		1				1	
バッタ目	39	33	37	43	38	28	30	13	24	26	30
ナナフシ目	1	3	1	2	1	1	3		2	1	
ハサミムシ目	1	1	4	3	5	1	3	1		3	3
カジリムシ目		1		4	1	1	2				
アザミウマ目		1									
カメムシ目	74	85	85	104	96	62	60	47	58	61	51
ヘビトンボ目						1	1				
アミメカゲロウ目	9	4	8	9	6	5	3	3	1	6	4
コウチュウ目	163	162	210	207	204	138	129	147	187	78	74
ハチ目	60	52	76	110	85	68	59	21	49	52	42
シリアゲムシ目						1	1	5	6		
ハエ目	58	68	54	98	61	40	69	48	83	68	36
トビケラ目		2		1		4	13	1	5	2	
チョウ目	170	115	143	143	122	214	142	108	145	99	71
-	596	561	645	745	648	581	549	398	577	408	324

(単位：種)

2 令和元年度外来生物調査結果一覧

特定外来生物に指定されているアライグマによる被害を防止するため、捕獲調査を実施しています。

調査地区	総数	雄	雌 (授乳痕)	幼獣
東区 蒲田	0			
博多区 東平尾	0			
博多区 金隈	0			
博多区 月隈	0			
南区 柏原	2	2		
城南区 南片江	4	1	1 (1)	2
早良区 脇山	10	4	5 (1)	1
早良区 板屋	0			
早良区 椎原	0			
早良区 曲渕	4	2	2 (2)	
早良区 入部	9	7	2 (2)	
早良区 石釜	7	5	2 (2)	
早良区 梅林	0			
西区 今宿	3	1	2 (1)	
西区 金武	3	1	1 (0)	1
西区 羽根戸	3	1		2
西区 飯氏	1		1 (0)	
西区 吉武	9	4	4 (3)	1
合 計	55	28	20 (12)	7

(単位：頭)

3 カブトガニの保全及び生息調査

標識調査

博多湾におけるカブトガニの生息数や生息域等を把握するため、毎年度6月から9月の4ヶ月間福岡市漁業協同組合の協力のもと、漁業中に捕獲されるカブトガニについて、捕獲数、捕獲場所の記録後、成体には標識を付け、海に再放流し、再度捕獲される数や捕獲場所等を調査しています。

年 度	種 別	雄	雌	計
平 成 22 年 度	標識個体数	98	41	139
	再捕獲個体数	25	7	32
平 成 23 年 度	標識個体数	77	53	130
	再捕獲個体数	53	13	66
平 成 24 年 度	標識個体数	16	16	32
	再捕獲個体数	7	0	7
平 成 25 年 度	標識個体数	22	19	41
	再捕獲個体数	2	0	2
平 成 26 年 度	標識個体数	9	3	12
	再捕獲個体数	8	3	11
平 成 27 年 度	標識個体数	37	14	51
	再捕獲個体数	3	0	3
平 成 28 年 度	標識個体数	49	17	66
	再捕獲個体数	12	0	12
平 成 29 年 度	標識個体数	15	14	29
	再捕獲個体数	12	1	13
平 成 30 年 度	標識個体数	38	22	60
	再捕獲個体数	10	6	16
令 和 元 年 度	標識個体数	197	58	255
	再捕獲個体数	70	13	83

※標識個体：新たに捕獲し標識を貼付した個体

再捕獲個体：捕獲時に既に標識が貼付されていた個体。2回以上再捕獲した個体を含む。

4 みどりの現状

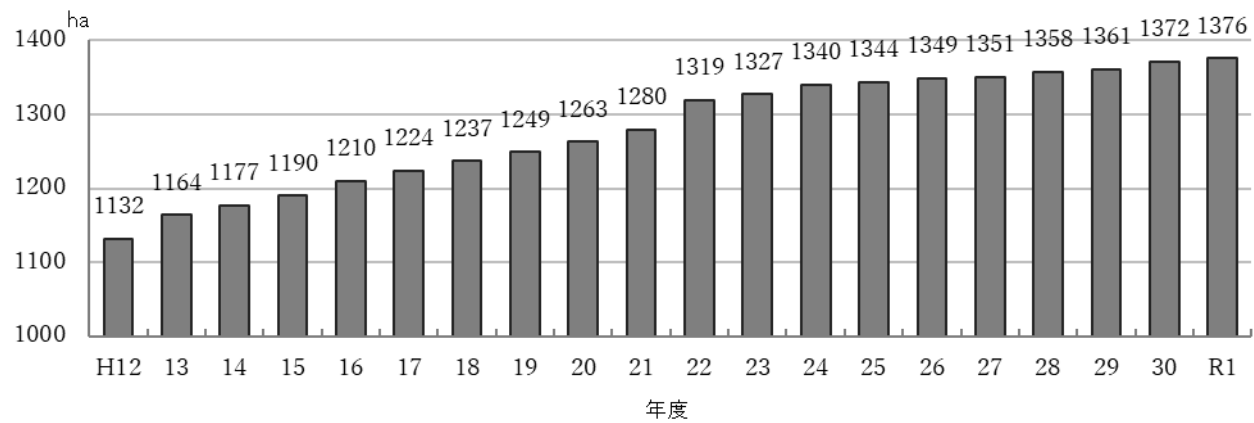
平成 21 年 5 月に市民意見を反映して策定した「福岡市新・緑の基本計画」に基づき、みどり空間確保のための都市公園・街路樹の整備や、市の骨格を形成するみどりや良好なみどりを保全するための緑地保全地区・緑地保全林地区を指定しています。

市街地においては、代表的なみどり空間として、大濠公園、舞鶴公園、南公園があり、都市公園の面積は年々増加しています。

●都市公園の状況 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

区分	総 計	住 区 基 幹 公 園				都 市 基 幹 公 園		特 殊 公 園			大 規 模 公 園	都 市 緑 地	緑 道
		幼 児	街 区	近 隣	地 区	総 合	運 動	風 致	歴 史 等	墓 園			
箇所	1,686	648	709	75	10	9	6	13	4	3	1	184	23
面積 (ha)	1,376.9	21.7	158.3	123.1	51.8	265.2	99.3	98.8	17.7	60.0	364.1	94.7	22.3

●都市公園面積の推移



●風致地区・特別緑地保全地区・緑地保全林地区・市民緑地・保存樹・緑地協定区域

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

区 分	風 致 地 区		特別緑地保全地区		緑地保全林地区		市 民 緑 地		保存樹	緑地協定区域	
	地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)	地区	面積 (ha)	(本)	地区	面積 (ha)
全 市	12	441.3	71	117.5	18	3.40	1	2.8	1,777	16	49.4
東 区	3	49.2	14	30.6	2	0.52	1	2.8	141	10	36.3
博多区	2	10.5	8	14.9	2	0.36	—	—	255	1	2.1
中央区	5	266.5	15	25.3	3	0.47	—	—	205	1	1.9
南 区	1	89.0	22	28.5	6	1.09	—	—	251	0	0
城南区	—	—	2	2.3	1	0.15	—	—	82	1	2.1
早良区	—	—	3	5.6	2	0.48	—	—	425	3	7.0
西 区	1	26.1	7	10.3	2	0.33	—	—	418	0	0

5 水辺環境

市街地の沿岸部は、ベイサイドプレイス博多埠頭やシーサイドももち海浜公園等を整備し、親水空間として活用されています。

市街地中心部を流れる河川は都会のオアシスとしての水辺空間であり、室見川や那珂川河畔の公園は日常生活圏の市民の憩いの場として利用されています。

環境の状況

Ⅲ 廃棄物に関するデータ

1 ごみ処理事業

(1) 現況

平成23年12月に策定した「新循環のまち・ふくおか基本計画～第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画～」において、令和7年度までに、ごみ処理量を47万トン、ごみのリサイクル率を38%以上とする目標を掲げており、目標の達成のために、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、発生抑制、再使用に重点をおいた市民の意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみ資源化推進ファンドを活用した専用ホームページによる情報発信や、資源化技術の実証研究等の支援に加え、補助金を活用した民間による資源化施設の整備を積極的に進めているところである。

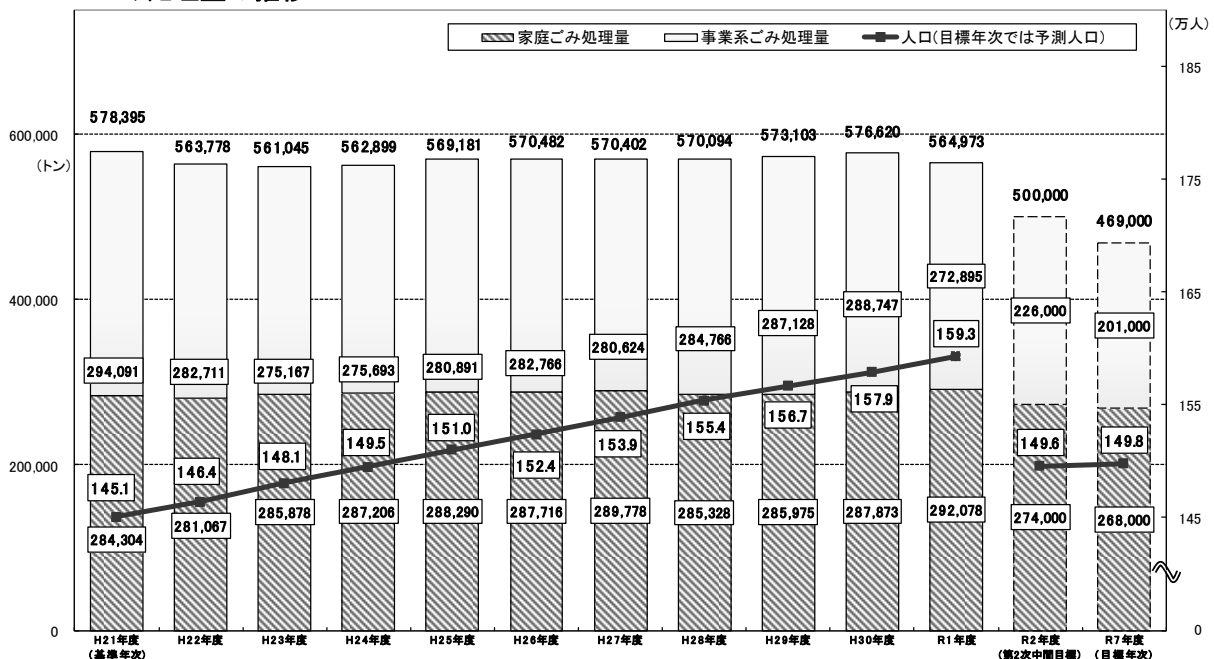
令和元年度のごみ処理量は、家庭ごみ約29万2千トン、事業系ごみ約27万3千トン、合計約56万5千トンとなり、基準年次である平成21年度と比べて約1万3千トンの減少となった。また、ごみのリサイクル率については31.0%となり、基準年次である平成21年度と比べて2.6ポイントの上昇となった。

家庭ごみについては、人口が毎年約1%増加しているものの、市民1人1日あたりのごみ処理量（家庭ごみ原単位）は減少傾向にあり、ごみ処理量はほぼ横ばいとなっている。家庭ごみ原単位は、基準年次である平成21年度と比べて36g減少し、既に第2次中間目標値を達成している。

ただし、家庭系可燃ごみの約2割がリサイクル可能な紙類であり、その9割を雑がみが占めていることから、「雑がみ回収促進袋」を活用した啓発等により、古紙回収を一層進めるとともに、リフューズの実践行動による2Rの促進を図るなど、ごみ減量施策を強化していく必要がある。

事業系ごみについては、好調な経済状況の中、事業者への指導・啓発の取組み等により、処理量はほぼ横ばいで推移していたが、令和元年度は木くず類や市外事業者の産業廃棄物の受け入れを禁止したことにより、前年度と比べて約1万6千トン減少した。令和2年10月には分別区分に古紙が加わることから、古紙回収を一層進めるとともに、「福岡エコ運動」等による食品ロス削減など、更なるごみ減量施策に取り組む必要がある。

ごみ処理量の推移

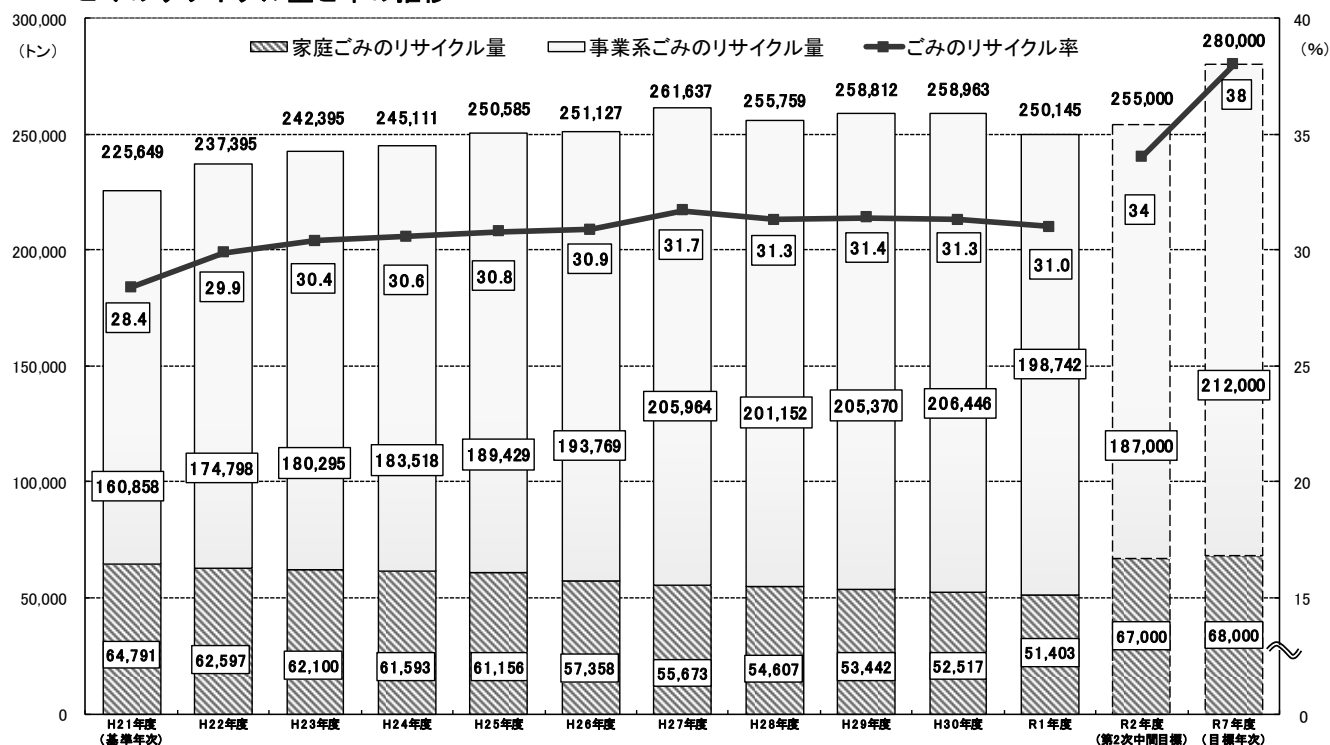


※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

※(参考) 市民1人1日あたりのごみ処理量(家庭ごみ原単位)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	(g/人・日)	
家庭ごみ原単位	537	526	528	526	523	517	515	503	500	499	501	R2	501
												R7	491

ごみのリサイクル量と率の推移



※「ごみのリサイクル率」とは、「ごみのリサイクル量」を「ごみ処理量とごみのリサイクル量の合計（重複分を除外）」で除した割合

(2) ごみの収集・搬入

① 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみについては、次の4つに分別し収集を行っている。

また、可燃性ごみ、不燃性ごみ、空きびん・ペットボトルについて、希望する市民に、平成20年10月からはごみ出し日をお知らせするメール配信サービス、平成29年4月からはLINEを活用した情報配信サービスを実施している。

ア 可燃性ごみ

家庭から排出される台所のごみなどの可燃性ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和2年4月現在計161台の委託収集車で夜間収集を行っている。

イ 不燃性ごみ

家庭から排出される缶などの不燃性ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和2年4月現在計22台の委託収集車で夜間収集を行っている。

ウ 粗大ごみ

家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話、インターネット又はLINE等で粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券（有料）（手数料をオンラインで納付する場合は必要事項を記入した紙）を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出し、令和2年4月現在計38台の委託収集車で昼間収集を行っている。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス（有料）を実施している。

（平成17年10月から土曜日収集を開始し、週6日の収集体制。）

エ 空きびん・ペットボトル

家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和2年4月現在計25台の委託収集車で夜間収集を行っている。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者に引き渡している。

② 事業系ごみ

ア 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみについては、ごみが識別できる容器（可燃用・不燃用）により排出するよう努め、収集については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者13業者の収集車133台で、主に夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか産業廃棄物許可業者へ委託して処理している。

イ 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみについては、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者により昼間収集している。

③ 公共系ごみ

ア 道路清掃等

昭和42年7月から、市内主要幹線道路についてロードスィーパー1台により委託清掃を開始し、その後、道路清掃範囲の拡大に伴い車両を増車し、令和2年4月現在10台、対象路線370.4kmの清掃を実施している。

なお、ロードスィーパーによる清掃が困難な市街地及び工場周辺については、昭和47年からダンプ車等及び人力による清掃を委託により実施し、令和2年4月現在3台、対象路線は78.8kmとなっている。

イ 河川清掃

昭和30年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃（委託）を実施しており、令和2年4月現在清掃船3隻で、市街地を流れる那珂川2.5km（那の津大橋～柳橋）、御笠川1.5km（千鳥橋～緑橋）、博多川1.3km（全域）の3河川5.3kmについて月に21日清掃を行っている。

ウ 堆積ごみ（不法投棄ごみ等）

道路上等に不法投棄された投棄者不明のごみ並びに町内清掃及びボランティア清掃等で集められたごみについて、委託業者により処理している。

不法投棄対策として、職員、委託による夜間の監視パトロール実施—及び昭和57年から「不法投棄通報制度」を発足させ、市民の協力による監視体制の強化を図るとともに、警察等関係機関と連携を密にして不法投棄の防止、指導に努めている。

エ 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは1体1,000円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、委託業者が収集している。

④ 自己搬入ごみ

市民や事業者によって、工場や埋立場等に直接持ち込まれる一般廃棄物に加え、市の条例で定める産業廃棄物（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するものに限る）が市内において排出した産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、繊維くず等）を有料で受け入れている。

⑤ 市外受託ごみ

廃棄物処理などで相互協力関係にある自治体については、次のとおり処理を受託している。

久 山 町 昭和40年11月から可燃性ごみ、昭和63年4月から不燃性ごみの処理受託

那珂川市 昭和53年8月から不燃性ごみの処理受託

⑥ 参考図表

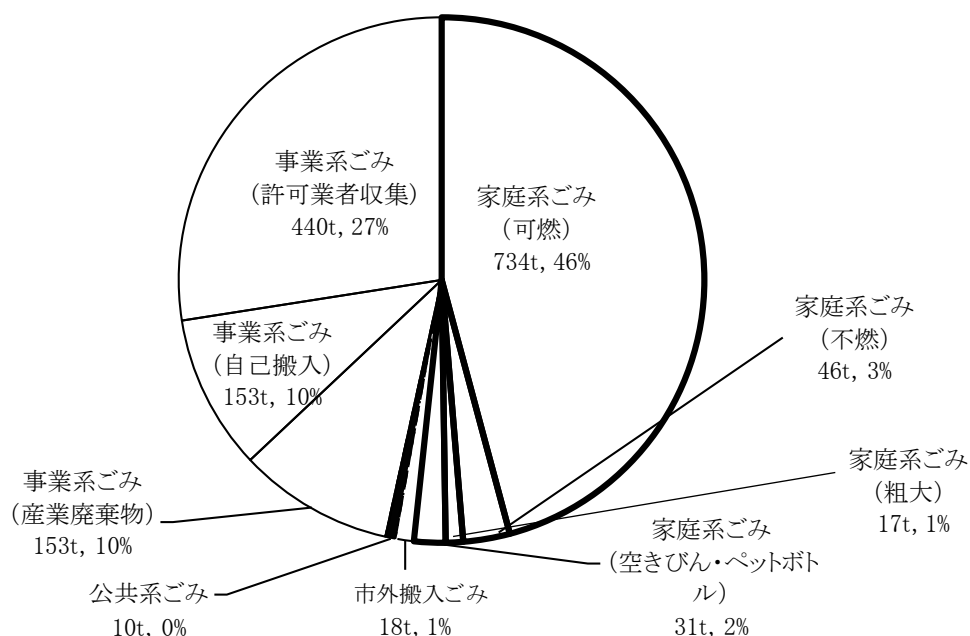
ア 収集運搬計画

ごみ収集対象世帯数 814,605世帯

区 分		処理主体	収集区域 の 範 囲	収集回数	収集の 方 法	搬 入 先
家庭ごみ	可 燃 性 ご み	市（委託）	本 市 の 域 本 区	週 2 回	戸別収集 （集合住 宅等はス テーショ ン収集）	工場
	不 燃 性 ご み			月 1 回		資源化センター
	空 き び ん ・ ペ ッ ト ボ ト ル			月 1 回		びん・ペットボトル中継 保管施設 又は西部選別処理施設
	粗 大 ご み			申込の都度		工場又は資源化センター 又は3Rステーション
事業系ごみ	事業系一般廃棄物	法第7条に 規定する 業者(許可)	本 市 の 域 本 区	随 時	戸別収集	工場又は埋立場 一部については資源化セ ンター
		自己搬入			自己搬入	
	市庁舎等から 排出される 一般廃棄物	法第7条に 規定する 業者(許可)			戸別収集	
公共系ごみ	道 路 清 掃 ご み	市（委託）	主要幹線 道 路 等	週6回～ 月1回		工場又は埋立場 一部については資源化セ ンター
	街 路 清 掃 ご み			月3回～ 月1回		
	河 川 清 掃 ご み			月 2 1 日		
	不 法 投 棄 等 の 堆 積 ご み	市 （委託）	那珂川 博多川 御笠川	随 時		焼却処理施設
	犬 猫 等 の 死 体	市（委託） 及び法第7条 に規定する 業者(許可)	本 市 の 域 本 区	随 時		

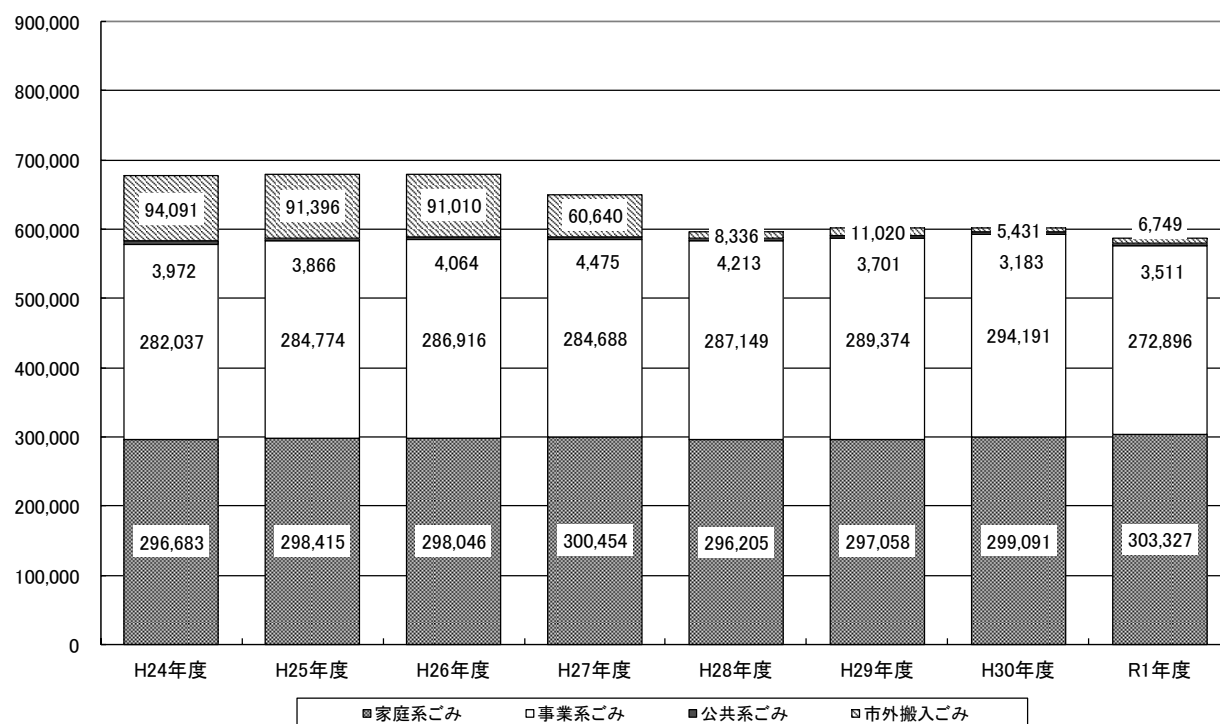
イ ごみ排出形態別収集搬入量比（令和元年度実績）

福岡市に搬入されるごみ量は日量換算で1,602 tである。その形態別の収集搬入量は以下のように分類される。



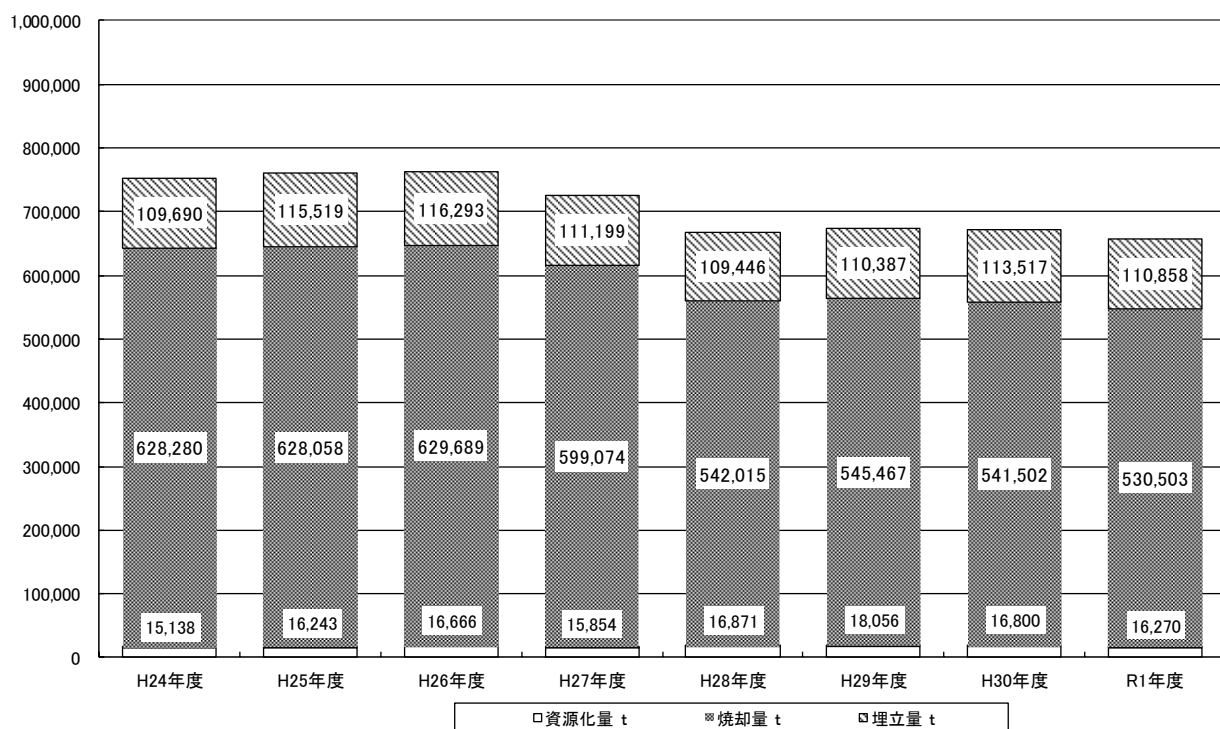
ウ ごみ収集・搬入量（形態別）の推移

収集・搬入量(t)



エ ごみ処理・処分量の推移

処理・処分量



オ ごみの組成・発熱量

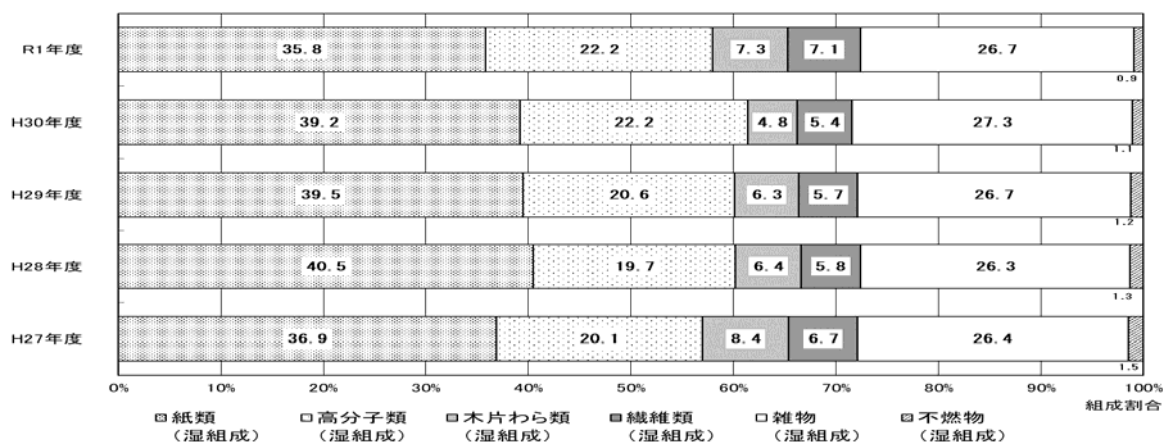
(ア) 可燃性ごみの組成及び発熱量（家庭ごみ、事業系ごみ）

（単位：％）

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
紙 類		41.8(36.9)	44.3(40.5)	43.6(39.5)	44.1(39.2)	40.8(35.8)
高 分 子 類		26.6(20.1)	26.2(19.7)	27.4(20.6)	29.4(22.2)	29.5(22.2)
木 片 わ ら 類		7.4(8.4)	5.6(6.4)	5.6(6.3)	4.0(4.8)	6.3(7.3)
繊 維 類		8.8(6.7)	7.4(5.8)	7.0(5.7)	6.8(5.4)	9.6(7.1)
雑 物		13.1(26.4)	14.5(26.3)	14.6(26.7)	13.9(27.3)	12.3(26.7)
不 燃 物		2.3(1.5)	2.0(1.3)	1.8(1.2)	1.8(1.1)	1.5(0.9)
計		100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
水 分		39.0	40.3	38.3	39.8	40.6
低位発熱量(kJ/kg)		11,500	11,300	11,700	11,900	11,900
〃 {kcal/kg}		2,750	2,690	2,790	2,840	2,830

組成は乾組成％で、（ ）内は、湿組成％である。

資料：本市各工場のごみ分析結果をそれぞれの焼却量で加重平均したもの。



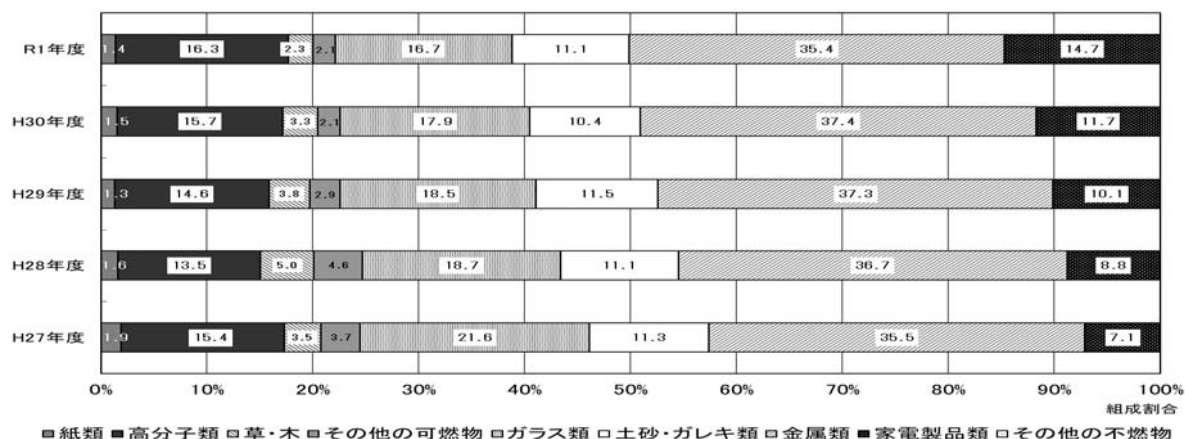
(イ) 不燃性ごみの組成（家庭ごみ、事業系ごみ）

（単位：％）

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
紙 類		1.9	1.6	1.3	1.5	1.4
高 分 子 類		15.4	13.5	14.6	15.7	16.3
草 ・ 木		3.5	5.0	3.8	3.3	2.3
その他の可燃物		3.7	4.6	2.9	2.1	2.1
ガラス類		21.6	18.7	18.5	17.9	16.7
土砂・ガレキ類		11.3	11.1	11.5	10.4	11.1
金 属 類		35.5	36.7	37.3	37.4	35.4
家電製品類		7.1	8.8	10.1	11.7	14.7
その他の不燃物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		100	100	100	100	100

組成は湿組成％である。

資料：本市各資源化センターのごみ分析結果をそれぞれの処理量で加重平均したもの。



カ ごみ処理量の内訳

(単位：トン)

			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		
家庭ごみ			可燃性ごみ		270, 830	271, 901	271, 848	269, 622	271, 195	265, 964	265, 679	265, 825	268, 796
			不燃性ごみ		11, 647	11, 709	12, 579	14, 184	14, 331	14, 868	15, 524	16, 440	17, 014
			粗大ごみ	可燃	1, 479	1, 559	1, 651	1, 649	1, 740	1, 742	1, 883	2, 175	2, 380
				不燃	1, 922	2, 037	2, 212	2, 261	2, 512	2, 754	2, 889	3, 433	3, 888
			計		285, 878	287, 206	288, 290	287, 716	289, 778	285, 328	285, 975	287, 873	292, 078
			人口（人） （10月1日現在推計人口）		1, 480, 607	1, 494, 603	1, 509, 842	1, 524, 053	1, 538, 681	1, 553, 778	1, 567, 189	1, 579, 450	1, 592, 657
			家庭ごみ原単位 （g/人・日）		528	526	523	517	515	503	500	499	501
事業系ごみ	一般廃棄物	可燃性ごみ		221, 352	220, 730	219, 804	220, 869	219, 682	221, 581	211, 691	207, 914	199, 222	
		不燃性ごみ		19, 228	19, 815	21, 440	20, 219	19, 659	20, 914	17, 775	17, 511	17, 737	
	産業廃棄物	可燃性ごみ		29, 308	29, 215	32, 993	34, 226	31, 798	31, 318	44, 214	48, 007	40, 982	
		不燃性ごみ		5, 279	5, 933	6, 654	7, 452	9, 485	10, 953	13, 448	15, 315	14, 954	
	計			275, 167	275, 693	280, 891	282, 766	280, 624	284, 766	287, 128	288, 747	272, 895	
可燃性ごみ計			522, 969	523, 405	526, 296	526, 366	524, 415	520, 605	523, 467	523, 921	511, 380		
不燃性ごみ計			38, 076	39, 494	42, 885	44, 116	45, 987	49, 489	49, 636	52, 699	53, 593		
合計			561, 045	562, 899	569, 181	570, 482	570, 402	570, 094	573, 103	576, 620	564, 973		

※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

キ ごみのリサイクル量の内訳

(単位：トン)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
家庭	地域集団回収等（リサイクルプラザ事業を含む）	47,540	46,686	45,241	40,265	38,686	37,421	34,515	32,398	30,717
	民間協力店（空きびん・ペットボトル）	2,096	2,112	2,174	2,148	2,183	2,167	2,126	1,997	1,996
	生ごみ処理機等購入費助成	980	962	928	679	532	421	332	238	173
	空きびん・ペットボトル戸別回収	7,126	7,210	7,786	8,014	8,318	8,521	8,759	8,999	9,071
	スーパーマーケット等による店頭回収	792	956	1,049	1,556	1,471	977	1,898	2,754	2,927
	鉄・アルミの資源化（C）※	3,566	3,667	3,977	4,695	4,428	5,023	5,715	5,989	6,347
	廃食用油のボックス回収	—	—	1	1	1	2	2	3	2
	蛍光灯・乾電池のボックス回収	—	—	—	—	9	20	25	38	42
	使用済小型家電回収					45	46	57	84	104
	古着の回収						9	13	17	24
	小 計	62,100	61,593	61,156	57,358	55,673	54,607	53,442	52,517	51,403
事業系	事業所ごみ減量事業（食品残さを除く）	93,200	97,800	96,400	98,400	96,700	95,300	93,200	92,700	90,600
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進	74,376	72,606	80,174	81,354	94,186	92,400	98,251	96,859	86,543
	市庁舎内古紙回収	1,636	1,576	1,562	1,562	1,585	1,523	1,447	1,605	1,696
	市直営資源回収（空きびん・ペットボトル）	45	38	39	30	31	34	29	27	21
	公共施設資源回収（蛍光灯・乾電池）	14	11	13	12	9	9	9	9	8
	廃木材の資源化	239	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑のリサイクル	4,196	3,856	3,832	4,110	4,043	2,358	2,227	5,471	9,959
	鉄・アルミの資源化（C）※	2,288	2,357	2,440	2,766	2,747	2,815	2,767	2,626	2,508
	工場での古紙回収（C）	299	219	212	216	193	176	153	134	110
	食品残さの資源化	4,002	5,055	4,757	5,319	6,470	6,537	7,287	7,015	7,297
	紙おむつの資源化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	180,295	183,518	189,429	193,769	205,964	201,152	205,370	206,446	198,742
ごみのリサイクル量（A） （上記項目の合計）		242,395	245,111	250,585	251,127	261,637	255,759	258,812	258,963	250,145
ごみ処理量（B） （本市ごみ搬入量より資源物等を除いた量）		561,045	562,899	569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973
ごみ発生量（A＋B－C＝D）		797,287	801,767	813,137	813,932	824,671	817,839	823,280	826,834	806,153
ごみのリサイクル率（A/D）		30.4%	30.6%	30.8%	30.9%	31.7%	31.3%	31.4%	31.3%	31.0%

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量（B）に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

(3) ごみ処理量の推移

① ごみ区分別

年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総 人 口 (10月1日現在推計人口)		1,438,730	1,452,190	1,463,743	1,480,607	1,494,603	1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,553,778	1,567,189	1,579,450	1,592,657
① 家庭ごみ	可燃性ごみ	270,321	267,306	265,589	270,830	271,901	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796
	不燃性ごみ	14,108	13,819	12,179	11,647	11,709	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014
	粗大ごみ	3,222	3,179	3,222	3,401	3,179	3,863	3,910	4,252	4,496	4,772	5,608	6,268
	資源ごみ	9,040	9,189	9,375	9,370	9,477	10,125	10,330	10,676	10,877	11,083	11,218	11,249
	委託等	296,691	293,493	290,442	295,248	296,683	298,415	298,046	300,454	296,205	297,058	299,091	303,327
計		51.0%	52.0%	53.1%	54.2%	54.3%	54.3%	54.3%	54.3%	54.3%	55.8%	56.2%	57.9%
※市民1日1人あたり排出量 (g)		565	554	544	545	545	543	537	534	522	519	518	520
② 事業系ごみ	直営	4,740	4,137	4,358	4,153	4,190	4,248	4,258	3,214	3,212	2,982	1,670	211
	許可	182,688	175,314	167,355	168,188	165,887	166,625	165,391	164,837	162,735	161,755	161,096	160,858
	自搬	87,078	81,487	74,991	68,239	71,463	70,371	71,439	71,290	76,548	64,729	66,035	55,890
	直営	111	83	87	97	75	83	55	46	41	26	8	1
	委託	1	1	1	1	1	3	2	1	1	1	1	0
③ 公共系ごみ	許可	12	12	4	4	4	1	0	0	0	0	0	0
	自搬	4,845	4,603	4,365	4,355	4,029	3,796	4,093	4,017	2,341	2,219	717	0
	計	279,475	265,637	251,161	245,037	245,649	245,127	245,238	243,405	244,878	231,712	229,527	216,960
	(割合)	48.1%	47.0%	46.0%	45.0%	45.0%	44.8%	44.8%	44.4%	44.0%	43.5%	43.2%	41.4%
	堆積ごみ	1,397	1,613	1,308	1,127	1,232	1,220	1,259	1,145	1,086	814	252	241
市内分	委託	2,702	2,806	2,516	2,114	1,844	1,668	1,861	2,212	2,235	2,133	2,187	2,450
	資源ごみ	4,099	4,419	3,824	3,241	3,076	2,888	3,120	3,357	3,321	2,947	2,439	2,691
	計	988	707	662	627	688	753	700	910	748	693	684	754
	道路・街路くずかご清掃ごみ	362	337	295	222	295	225	244	208	144	61	60	66
	河川清掃ごみ	5,419	5,463	4,781	4,090	3,972	3,866	4,064	4,475	4,213	3,701	3,183	3,511
④ ①+②+③	(割合)	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%
	可燃性	528,370	507,101	496,413	496,981	497,113	496,218	495,261	496,097	492,688	482,251	479,547	473,577
	不燃性	39,195	43,586	36,129	33,559	35,598	37,170	37,598	37,494	39,343	36,887	40,307	38,969
	資源ごみ	14,020	13,906	13,842	13,835	13,593	14,020	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252
	計	581,585	564,593	546,384	544,375	546,304	547,408	547,348	548,334	545,296	532,472	531,801	523,798
⑤ 産業廃棄物	(割合)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	可燃性	36,622	32,800	31,053	29,308	30,420	32,993	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982
	不燃性	5,476	4,599	4,954	5,279	5,933	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448	16,657	14,954
	資源ごみ	18	16	13	16	35	0	0	0	0	0	0	0
	計	42,116	37,415	36,020	34,603	36,388	39,647	41,678	41,283	42,271	57,662	64,664	55,936
⑥ ④+⑤	可燃性	564,992	539,901	527,466	526,289	527,533	529,211	529,487	527,895	524,006	526,464	527,554	514,559
	不燃性	44,671	48,185	41,083	38,838	41,531	43,824	45,051	46,979	50,296	50,335	56,964	53,923
	資源ごみ	14,038	13,922	13,855	13,851	13,628	14,020	14,488	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252
	計	623,701	602,008	582,404	578,978	582,692	587,055	589,026	589,617	587,567	590,133	596,465	579,734
	資源ごみ	95,473	92,436	92,089	92,521	93,509	90,919	90,541	60,107	7,825	10,498	4,892	6,156
⑦ 市外搬入量	可燃性	598	590	596	560	554	477	468	533	511	522	539	593
	不燃性	43	105	29	21	28	0	1	0	0	0	0	0
	資源ごみ	96,114	93,131	92,714	93,102	94,091	91,396	91,010	60,840	8,336	11,020	5,431	6,749
	計	660,465	632,337	619,555	618,810	621,042	620,130	620,028	588,002	531,831	536,961	532,446	520,715
	資源ごみ	45,269	48,775	41,679	39,398	42,085	44,301	45,519	47,512	50,807	50,858	57,503	54,516
⑥+⑦ 収集搬入総量	可燃性	14,081	14,027	13,884	13,872	13,656	14,020	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252
	不燃性	719,815	695,139	675,118	672,080	676,783	678,451	680,036	650,257	595,903	601,153	601,896	586,483
	資源ごみ	5,495	4,919	5,602	4,343	5,576	6,702	7,636	8,471	8,857	7,375	7,875	8,508
	計	91,615	85,349	81,780	82,662	82,356	81,802	82,706	76,846	71,921	72,789	70,504	71,277
	焼却灰等	667,327	638,897	626,786	624,559	628,280	628,058	629,689	599,074	542,015	545,467	541,502	530,503
処理に伴い発生する廃棄物	焼却	119,029	117,827	108,031	107,893	109,690	115,519	116,293	111,199	109,446	110,387	113,517	110,858
	埋立	18,604	18,447	16,541	15,435	15,138	16,243	16,666	15,854	16,871	18,056	16,800	16,270
	資源化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	譲渡等	804,960	775,171	751,358	747,887	753,108	759,820	762,648	726,127	668,332	673,910	671,819	657,631
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理・処分量		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

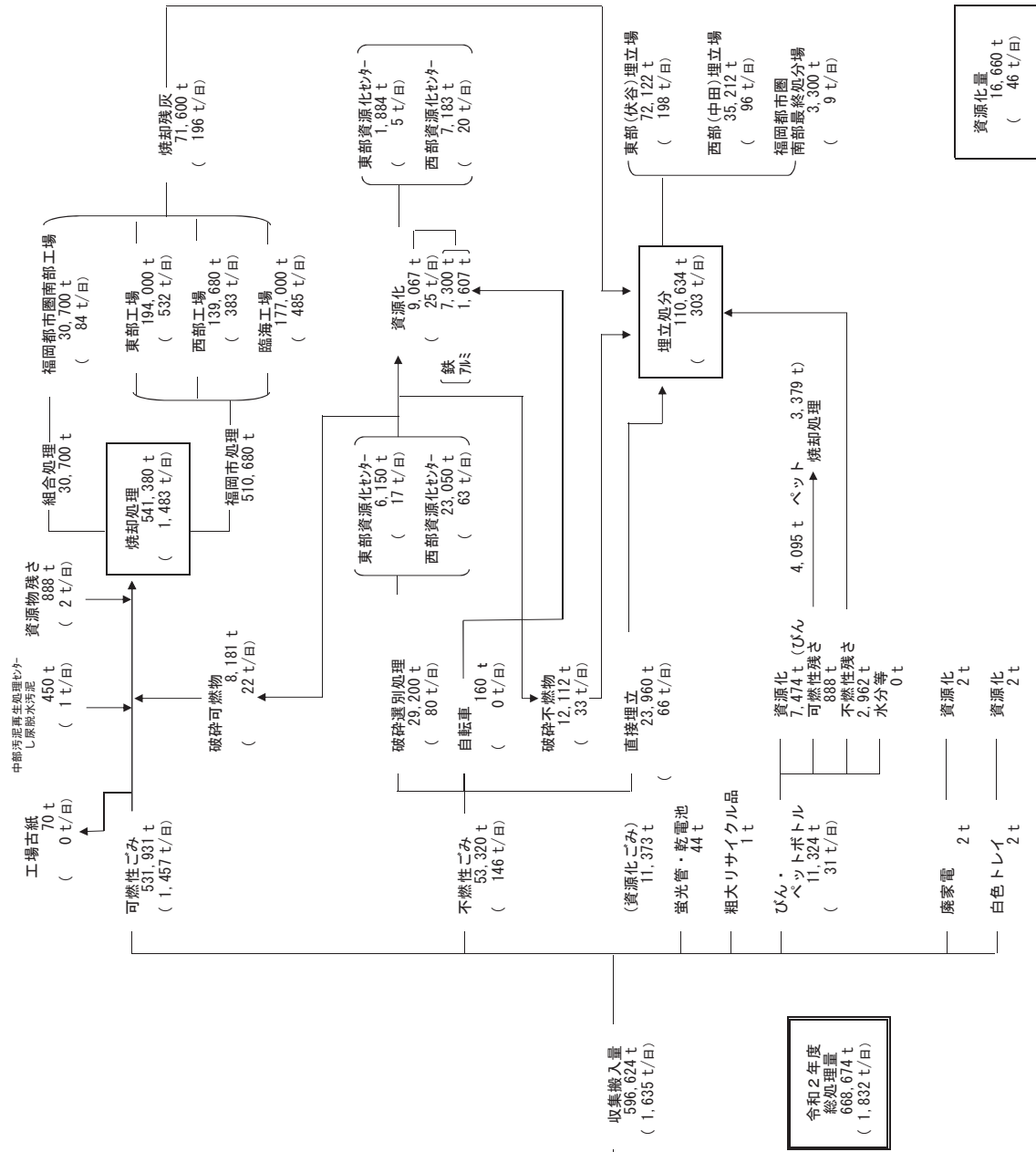
② 収集形態別

(単位：t)

年度	区 分	市内分収集搬入量							市外からの搬入	焼却灰	その他 (不燃物譲渡等)	総 量		対前年度比 (%)
		計	直 営	委 託	許 可	自己搬入	うち産業廃棄物	搬				合計	日量	
H20	合 計	623,701	6,248	300,714	182,700	134,039	42,116	96,114	85,552	△ 407	804,960	2,205	94.1	
	可燃物	564,992	3,914	275,154	176,422	109,502	36,622	95,473	—	—	660,465	1,809	95.9	
	不燃物	44,671	2,216	16,515	6,266	19,674	5,476	598	85,552	△ 220	130,601	358	86.5	
	資源ごみ	14,038	118	9,045	12	4,863	18	43	—	△ 187	13,894	38	91.2	
H21	合 計	602,008	5,833	297,344	175,326	123,505	37,415	93,131	79,328	704	775,171	2,124	96.3	
	可燃物	539,901	3,633	272,066	169,365	94,837	32,800	92,436	—	—	632,337	1,733	95.7	
	不燃物	48,185	2,106	16,081	5,949	24,049	4,599	590	79,328	700	128,803	353	98.6	
	資源ごみ	13,922	94	9,197	12	4,619	16	105	—	4	14,031	38	101.0	
H22	合 計	582,404	5,753	293,916	167,359	115,376	36,020	92,714	75,806	434	751,358	2,059	96.9	
	可燃物	527,466	3,686	270,184	161,199	92,397	31,053	92,089	—	—	619,555	1,698	98.0	
	不燃物	41,083	1,974	14,352	6,156	18,601	4,954	596	75,806	545	118,030	323	91.6	
	資源ごみ	13,855	93	9,380	4	4,378	13	29	—	△ 111	13,773	38	98.2	
H23	合 計	578,978	5,377	298,212	168,192	107,197	34,603	93,102	76,809	△ 1,002	747,887	2,043	99.5	
	可燃物	526,289	3,352	275,070	162,089	85,778	29,308	92,521	—	—	618,810	1,691	99.9	
	不燃物	38,838	1,922	13,769	6,099	17,048	5,279	560	76,809	△ 915	115,292	315	97.7	
	資源ごみ	13,851	103	9,373	4	4,371	16	21	—	△ 87	13,785	37	100.1	
H24	合 計	582,692	5,497	299,424	165,891	111,880	36,388	94,091	76,526	△ 201	753,108	2,063	100.7	
	可燃物	527,533	3,409	275,894	159,964	88,266	30,420	93,509	—	—	621,042	1,701	100.4	
	不燃物	41,531	2,007	14,051	5,923	19,550	5,933	554	76,526	△ 145	118,466	324	102.8	
	資源ごみ	13,628	81	9,479	4	4,064	35	28	—	△ 56	13,600	38	98.7	
H25	合 計	587,055	5,551	301,064	166,626	113,814	39,647	91,396	81,802	△ 433	759,820	2,082	100.9	
	可燃物	529,211	3,286	275,827	160,713	89,385	32,993	90,919	—	—	620,130	1,699	99.9	
	不燃物	43,824	2,172	15,107	5,912	20,633	6,654	477	81,802	△ 325	125,778	345	106.2	
	資源ごみ	14,020	93	10,130	1	3,796	0	0	—	△ 108	13,912	38	102.3	
H26	合 計	589,026	5,572	300,853	165,391	117,210	41,678	91,010	82,706	△ 94	762,648	2,090	100.4	
	可燃物	529,487	3,424	273,782	159,623	92,658	34,226	90,541	—	—	620,028	1,699	100.0	
	不燃物	45,051	2,085	16,739	5,768	20,459	7,452	468	82,706	50	128,275	351	102.0	
	資源ごみ	14,488	63	10,332	0	4,093	0	1	—	△ 144	14,345	40	103.1	
H27	合 計	589,617	4,405	303,785	164,837	116,590	41,283	60,640	76,846	△ 976	726,127	1,984	95.2	
	可燃物	527,895	2,896	275,852	159,082	90,065	31,798	60,107	—	—	588,002	1,607	94.8	
	不燃物	46,979	1,460	17,256	5,755	22,508	9,485	533	76,846	△ 886	123,472	337	96.3	
	資源ごみ	14,743	49	10,677	0	4,017	0	0	—	△ 90	14,653	40	102.1	
H28	合 計	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	71,921	44	667,868	1,830	92.0	
	可燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	69,310	△ 512	669,951	1,835	100.3	
	不燃物	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	511	71,921	181	122,909	337	99.5	
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	△ 137	13,128	36	89.6	
H29	合 計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	△ 512	669,951	1,835	100.3	
	可燃物	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	—	536,962	1,471	101.0	
	不燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	△ 428	119,739	328	97.4	
	資源ごみ	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	△ 85	13,249	36	100.9	
H30	合 計	596,465	2,152	301,801	161,096	131,416	64,664	5,431	70,504	0	672,400	1,842	100.4	
	可燃物	527,555	1,352	270,688	155,818	99,697	48,007	4,892	0	—	532,447	1,459	99.2	
	不燃物	56,963	568	20,115	5,278	31,002	16,657	539	70,504	0	128,006	350	106.9	
	資源ごみ	11,947	232	10,998	0	717	0	0	0	0	11,947	33	90.2	
R1	合 計	579,734	637	306,413	160,858	111,826	55,936	6,749	71,277	0	657,760	1,797	97.8	
	可燃物	514,559	341	274,192	155,565	84,461	40,982	6,156	—	—	520,715	1,423	97.8	
	不燃物	53,923	110	21,155	5,293	27,365	14,954	593	71,277	0	125,793	343	98.3	
	資源ごみ	11,252	186	11,066	0	0	0	0	—	0	11,252	31	94.2	

(5) 令和2年度ごみ処理計画量

1	家庭ごみ (303,100 t (830 t/日)	可燃性ごみ 267,233 t (732 t/日)	不燃性ごみ 17,600 t (48 t/日)	粗大ごみ (6,897 t (19 t/日)	可燃 4,357 t 不燃 2,539 t リサイクル 1 t	びん・ ペットボトル 11,324 t (31 t/日)	拠点回収 2,024 t 戸別回収 9,121 t ステーション回収 179 t 蛍光管・乾電池 44 t 白色トレイ(拠点回収) 2 t	
2	事業系ごみ (285,082 t (781 t/日)	一般廃棄物 224,072 t (614 t/日)	許可業者収集 (159,766 t 可燃 153,988 t 不燃 5,778 t		直営収集 (0 t 可燃 0 t 不燃 0 t びん・ペットボトル 0 t 蛍光管 0 t		自己搬入 (64,306 t 可燃 50,926 t 不燃 13,380 t	蛍光管(委託) (0 t
3	公共系ごみ (3,242 t (9 t/日)	堆積ごみ (2,492 t (7 t/日)	可燃 2,300 t 不燃 190 t 廃家電 2 t	道路・街路 清掃ごみ (690 t (2 t/日)	可燃 560 t 不燃 130 t	河川清掃ごみ (60 t (0 t/日)	可燃 60 t 不燃 0 t	
4	市外搬入ごみ (5,200 t (14 t/日)	可燃 4,500 t 不燃 700 t						



1日当たりは、365日換算。
総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。
単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

(6)ごみ処理コスト(平成30年度一般家庭ごみ)

収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※平成30年10月1日現在の推計人口 1,579,450 人

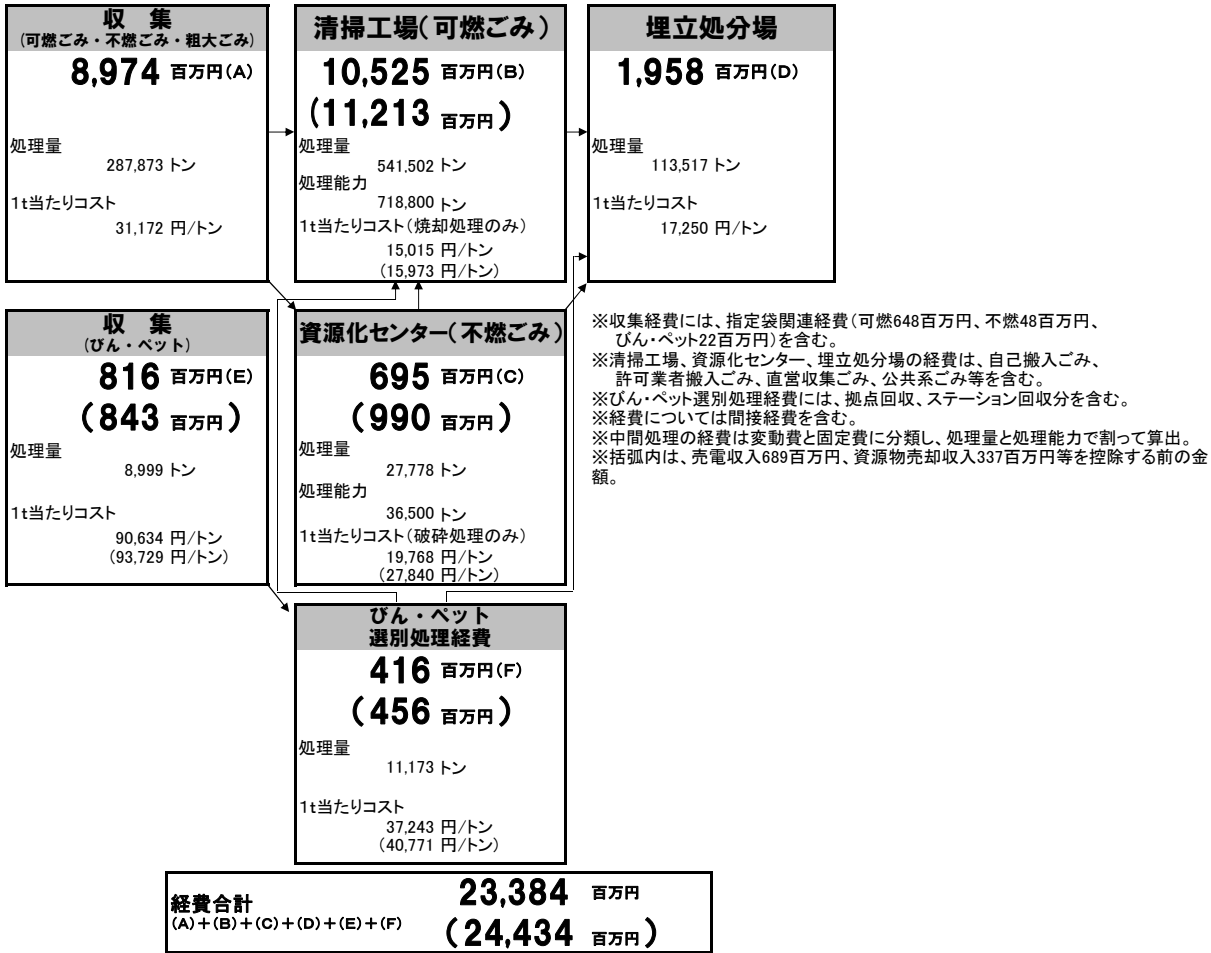
		収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り(45L)
収集量1t当り	可燃ごみ	27,721 円	15,015 円 (15,973 円)	2,228 円	44,964 円 (45,922 円)	193 円/袋 (197 円/袋)
	不燃ごみ	50,131 円	25,923 円 (34,356 円)	8,125 円	84,179 円 (92,612 円)	351 円/袋 (386 円/袋)
	粗大ごみ	139,185 円	21,690 円 (27,224 円)	5,838 円	166,713 円 (172,247 円)	
	びん・ペット	90,634 円 (93,729 円)	37,243 円 (40,771 円)	2,272 円	130,149 円 (136,772 円)	245 円/袋 (257 円/袋)
市民1人当り	可燃ごみ	4,666 円	2,527 円 (2,688 円)	375 円	7,568 円 (7,729 円)	※1袋当り、 可燃ごみ4.29kg 不燃ごみ4.17kg びん・ペット1.88kg で換算 (平成26年度ごみ袋1個あたりの 重量調査結果より)
	不燃ごみ	522 円	270 円 (358 円)	85 円	877 円 (965 円)	
	粗大ごみ	494 円	77 円 (97 円)	21 円	592 円 (612 円)	
	びん・ペット	516 円 (534 円)	212 円 (232 円)	13 円	741 円 (779 円)	
	計	6,198 円 (6,216 円)	3,086 円 (3,375 円)	494 円	9,778 円 (10,085 円)	

【参考資料】

1 家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
7,369 百万円	824 百万円	781 百万円	8,974 百万円
265,825 トン	16,440 トン	5,608 トン	287,873 トン
27,721 円/トン	50,131 円/トン	139,185 円/トン	31,172 円/トン

2 ごみ処理経費



2 し尿処理事業

(1) 現況

本市では、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」などの目的で、下水道整備を推進した結果、令和元年度末の下水道処理区域内の人口は約159万人、人口普及率は99.7%に達している。

この下水道整備の進捗に伴い、26年度から30年度までの5年間に於いて、し尿収集人口は、対前年比平均約9%ずつ減少し、令和元年度については対前年比約6.2%（148人）の減となり、総人口に占める割合は約0.14%となっている。

令和元年度のし尿、浄化槽汚泥の一日当りの収集量は47k1で、今後とも下水道の普及に伴い減少が見込まれる。

(2) し尿等の収集・搬入

① し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により、令和元年度は6台の車両で、原則として毎月1回の定期収集と臨時くみとりを行っている。

◎ し尿収集の申込み及びし尿収集業務の指示

し尿収集の新規の申込み、解約、又は申込事項を変更する場合は、所定の「し尿処理申出（変更・不要申出）書」又は「住民票異動届」の様式により区役所（生活環境課または市民課、なお西区西部出張所は市民相談係）において受け付け、し尿収集業務の受託者である公益財団法人ふくおか環境財団に必要な指示を行っている。

② 浄化槽汚泥

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており、その清掃汚泥は、市長が許可した浄化槽清掃業者であって一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（令和2年4月1日現在、2業者、車両8台）が浄化槽を清掃する際に収集している。

③ 市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については、行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し、令和2年4月1日現在では、久山町の1町について受託している。

④ 参考図表

ア 収集運搬計画（令和2年度）

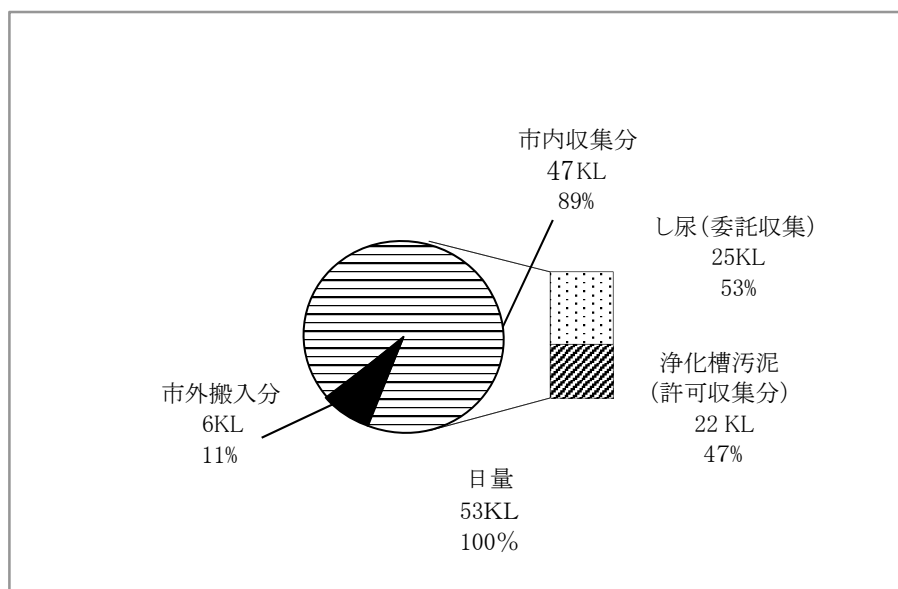
区 分		収集運搬主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先
し 尿 等	し 尿	市（委託）	本 市 の 区 域	月 1 回	戸 別 収 集	中部汚泥再生 処理センター
	浄 化 槽 汚 泥	市 の 許 可 し た 業 者		随 時		

（久山中継所は平成18年度末、玄界島中継施設は平成21年度末で廃止）

イ し尿収集対象世帯数

全市世帯数	収集対象世帯数	収集対象人口	収集便槽数	備 考
825,834世帯	1,338世帯	2,233人	1,680便槽	令和2年4月1日現在

ウ し尿収集搬入比（令和元年度実績）



(3) し尿等の処理・処分

令和元年度におけるし尿収集対象人口は、総人口の約0.14%、2,233人（令和元年度末）で、その収集日量は25kl（以下量は「日量」）である。

その他浄化槽汚泥22kl・し尿処理を受託している市外搬入分6klとあわせて総処理量は53klである。

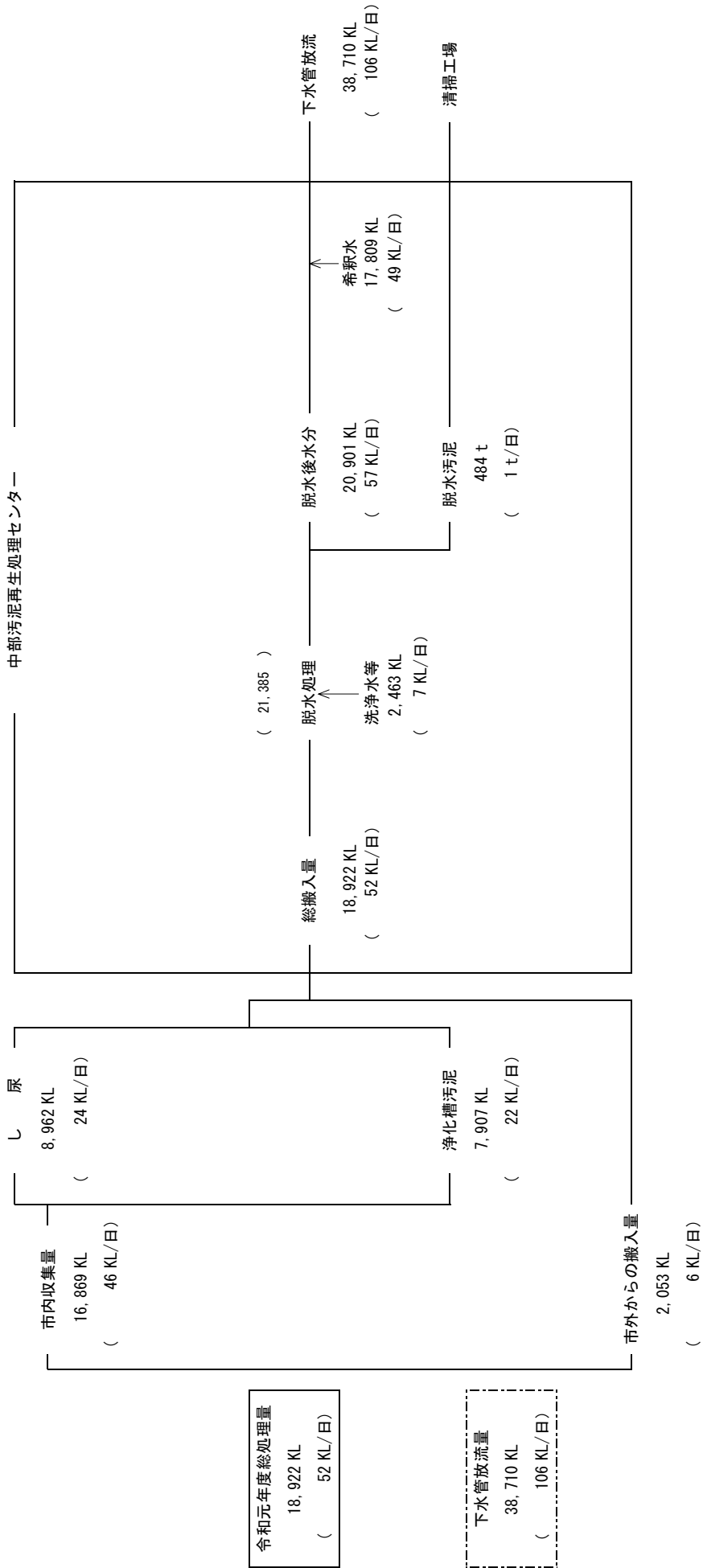
処理・処分については、中部汚泥再生処理センターにより全量53klを陸上処理している。なお、平成12年度末で海洋投入処分は廃止している。

(4) し尿処理量の推移

し尿処理量の推移

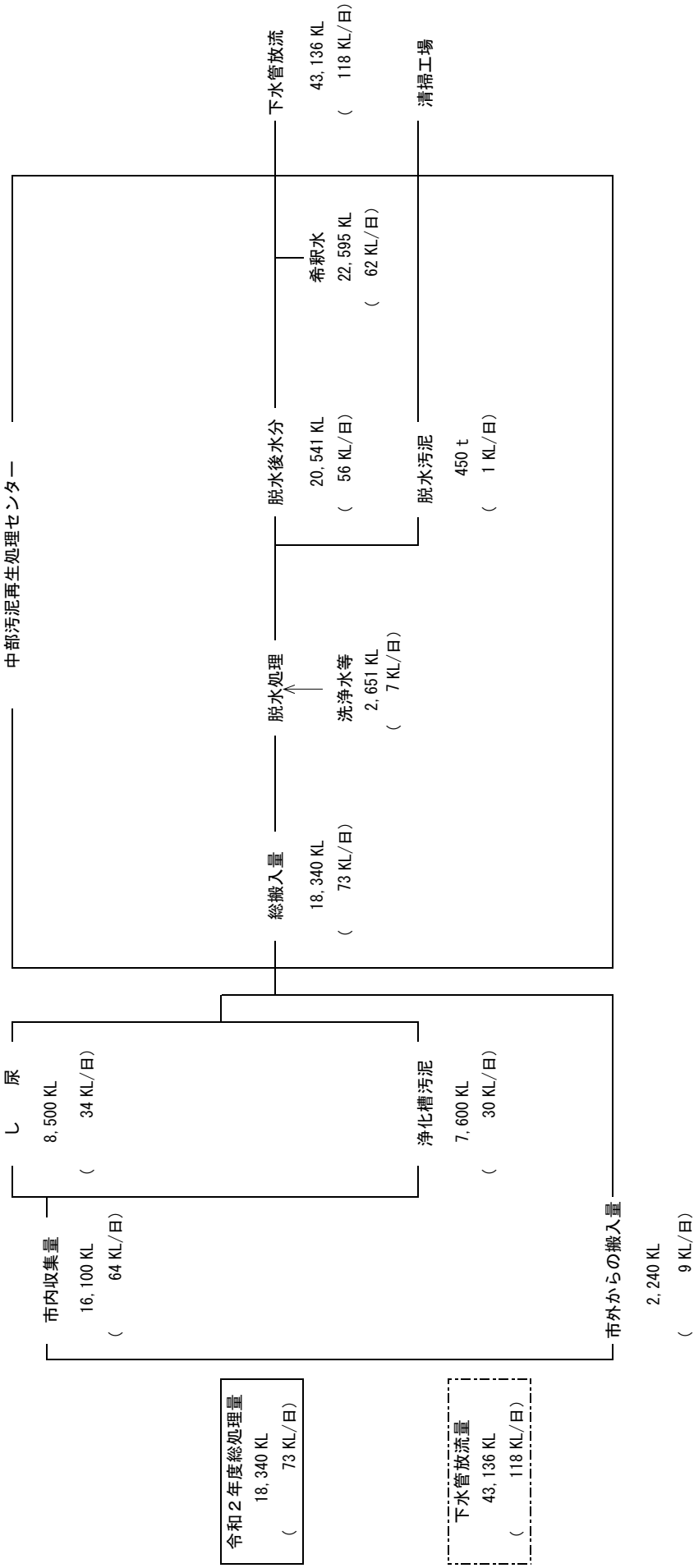
（単位：人、KL）															
区 分		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
人 口	前年度比(%)	1,414,747	1,429,909	1,440,809	1,454,062	1,469,069	1,483,052	1,494,978	1,510,566	1,523,537	1,543,921	1,557,669	1,570,095	1,582,695	1,596,953
	下処理区域人口	1,406,800	1,422,300	1,433,400	1,446,900	1,462,100	1,476,300	1,488,400	1,505,000	1,518,100	1,538,600	1,552,450	1,565,020	1,577,770	1,592,110
水 道	普及率(%)	99.4	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7
	道利用人口	1,391,162	1,407,474	1,419,992	1,434,963	1,451,057	1,466,095	1,479,278	1,496,716	1,510,383	1,531,672	1,545,980	1,558,851	1,572,036	1,586,816
し尿収集人口	水洗化率(%)	98.3	98.4	98.6	98.7	98.8	98.9	98.9	99.1	99.1	99.2	99.2	99.3	99.3	99.4
	構成比(%)	8.566	7.253	6.267	5.556	4.959	4.483	4.086	3.714	3.375	3.085	2.823	2.596	2.381	2.233
浄化槽等人口	前年度比(%)	83.3	84.7	86.4	88.7	89.3	90.4	91.1	90.9	90.9	91.4	91.5	92.0	91.7	93.8
	前年度比(%)	15.019	15.182	14.550	13.543	13.053	12.474	11.614	10.136	9.779	9.164	8.866	8.648	8.278	7.904
市外搬入(許可収集)	構成比(%)	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
	直 営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
市内収集量	委 託	20,594	17,619	16,233	13,790	12,897	11,722	11,211	10,992	10,699	10,170	9,699	9,197	8,922	8,962
	日 量	57	48	44	38	35	32	31	30	29	28	27	25	24	24
搬入(許可収集)	前年度比(%)	87.1	85.6	92.1	85.0	93.5	90.9	95.6	98.0	97.3	95.1	95.4	94.8	97.0	100.4
	浄化槽汚泥搬入量	12,454	12,473	11,207	10,489	8,728	8,135	8,746	7,621	7,487	7,775	8,069	7,333	7,591	7,907
市外搬入量	日 量	34	34	31	29	24	22	24	21	21	21	22	20	21	22
	前年度比(%)	33,048	30,092	27,440	24,279	21,625	19,857	19,957	18,613	18,186	17,945	17,768	16,530	16,513	16,869
洗 浄 水	日 量	91	82	75	67	59	54	55	51	50	49	49	45	45	46
	前年度比(%)	90	91	88	88	89	92	101	93	98	99	99	93	100	102
愛 託 市 町	日 量	79	71	49	45	44	31	18	18	7	7	6	6	6	6
	前年度比(%)	5,509	3,654	2,961	2,784	3,584	3,550	3,171	3,685	4,199	1,753	0	0	0	0
合 計	日 量	15	10	8	8	10	10	9	10	12	10	0	0	0	0
	前年度比(%)	67,563	59,861	48,449	43,455	41,272	34,651	29,798	28,857	24,819	22,079	20,027	18,773	18,639	18,922
（要処理量）	脱水汚泥	185	163	132	120	113	95	82	79	68	66	55	51	51	52
	下水管放流	90.6	88.6	80.9	89.7	95.0	84.0	86.0	96.8	86.0	89.0	90.7	93.7	99.3	101.5
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処理施設	日 量</														

(5) 令和元年度し尿処理実績



(注) 日量は366日で割り戻し

(6) 令和2年度し尿処理計画量



(注) 1. 総搬入量の一日常りは 250日換算 (R2年度搬入実績)
(注) 2. 下水道放流量の一日常りは 365日換算 (毎日運転)

3 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物の現状

① 産業廃棄物の発生及び処理状況

平成29年度における全国の産業廃棄物の発生量は、約3億8,354万トンで、前年度の約3億8,703万トンに比べて約349万トン(約0.9%)の減少となった。発生量のうち、再生利用量は約2億22万トン、減量化量は約1億7,363万トン、最終処分量は約970万トンであり、ほとんどが再生利用及び減量化されている。

平成30年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約164万トンとなっており、平成29年度に比べ約22万トン(約16%)増加している。種類別の発生量は、がれき類が約90万5千トン、汚泥が約22万7千トンであり、この2種類で全体の約7割を占めている。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約7千4百トンとなっている。

平成30年度における市内の産業廃棄物処理業者による処理量は約142万トンであり、このうち最も多いがれき類の9割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われている。また、最終処分場においては、約4万9千トンが埋立てられている。

ア 福岡市内の産業廃棄物発生量

(万トン)

産業廃棄物の種類	平成26年度 市内発生量	平成27年度 市内発生量	平成28年度 市内発生量	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量
燃 え 殻	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4
汚 泥 (有 機)	2.5	2.1	1.3	0.8	0.7
汚 泥 (無 機)	10.8	15.4	20.6	11.5	22.0
廃 油	0.7	1.1	0.8	0.9	1.4
廃 酸	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4
廃 ア ル カ リ	0.1	0.5	0.1	0.1	0.1
廃プラスチック類	4.5	5.3	6.0	7.9	8.9
紙 く ず	0.8	1.4	1.1	1.4	1.1
木 く ず	5.6	6.3	5.4	7.2	9.7
繊 維 く ず	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
動 植 物 性 残 さ	0.4	0.4	0.3	0.7	0.8
動植物性固形不要物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金 属 く ず	3.9	4.5	4.9	5.4	7.3
ガ ラ 陶	7.0	7.0	7.6	8.3	9.6
鋳 さ い	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
が れ き 類	91.6	89.2	99.9	91.3	90.5
家 畜 ふ ん 尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家 畜 の 死 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 廃 棄 物	2.9	3.6	7.7	5.5	10.9
合 計	131.6	137.6	156.4	141.7	164.2

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

イ 福岡市内の特別管理産業廃棄物発生量

(トン)

産業廃棄物の種類	平成26年度 市内発生量	平成27年度 市内発生量	平成28年度 市内発生量	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量
燃 え 殻	0.0	2.0	0.0	0.0	15.2
汚 泥	8.4	33.9	20.1	16.4	90.1
廃 油	220.2	278.9	293.1	324.6	314.2
廃 酸	413.6	831.8	1,362.0	518.2	605.8
廃 アルカリ	48.9	376.4	281.0	302.0	420.1
鋳 さ い	0.0	7.3	30.4	33.0	0.0
ダ ス ト 類	94.1	83.0	0.0	79.2	15.6
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感 染 性 廃 棄 物	4,884.7	5,135.3	5,282.2	5,955.0	5,643.5
廃 P C B 等	63.0	296.6	110.0	245.0	166.3
廃 石 綿 等	62.3	86.3	89.0	83.1	84.1
廃 水 銀 等	—	—	—	0.0	11.1
混 合 廃 棄 物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
合 計	5,795.2	7,131.5	7,467.8	7,556.5	7,366.3

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

※廃水銀等は、法改正に伴い平成29年度発生量から集計を開始

ウ 福岡市内の産業廃棄物処理業者による処理量（平成30年度）

(トン)

	市内発生分	市外発生分	合 計
産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 量	1,013,337	406,418	1,419,755
特別管理産業廃棄物中間処理量	216	98	314
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 量	16,589	32,648	49,237

※産業廃棄物処理業者の実績報告書の集計値

② 産業廃棄物処理業者の許可状況

令和2年4月1日現在の本市における産業廃棄物処理業者の許可業者数については、合計で117件である。

産業廃棄物処理業者の許可状況（令和2年4月1日現在）

年度	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	特 別 管 理 産業廃棄物 収集運搬業	特 別 管 理 産業廃棄物 中間処理業	合計
H27	58(29)	71	6	3(2)	2	140
H28	50(31)	69	6	3(2)	2	130
H29	49(32)	64	6	3(2)	2	124
H30	45(31)	66	5	4(3)	2	122
R1	41(30)	65	5	4(3)	2	117

※業者数中の括弧内について、積替え保管業者数（内数）を示す。また、合計は延べ許可業者数を示す。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

本市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に規定される産業廃棄物処理施設は61施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は13施設である。

産業廃棄物処理施設の設置状況（令和2年4月1日現在）

施 設 の 種 類	施 設 数（移動式を含む）			残余容量
	合 計	事 業 者	処理業者	
合 計	61	13	48	
汚 泥 の 脱 水 施 設	16	6	10	
汚 泥 の 焼 却 施 設	1	0	1	
汚 泥 の 乾 燥 施 設	1	0	1	
廃 油 の 焼 却 施 設	2	0	2	
廃プラスチック類の破碎施設	4	0	4	
廃プラスチック類の焼却施設	3	1	2	
シ ア ン 分 解 施 設	1	1	0	
そ の 他 の 焼 却 施 設	3	1	2	
木くず、がれき類の破碎施設	25	3	22	
安 定 型 処 分 場	4	1	3	253, 142(m ³)
管 理 型 処 分 場	1	0	1	2, 289(m ³)

※安定型及び管理型処分場の残余容量は、平成31年3月31日現在

④ 自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

令和元年度における全国の使用済み自動車の処理台数は約336万台であり、適正処理された車は、エンジン・ボディ等を中古部品として、また、タイヤ（燃料）・ボディ（鉄）等を原材料として、車の90%以上がリサイクルされている。

令和元年度の市内の実績は、約9千台の使用済み自動車引き取られ、フロン・廃油・エアバック類の処理、中古部品のリサイクル、更に、解体・破碎した鉄スクラップが鉄として再生されている。

自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

	業者数	処 理 台 数 (台)		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
引 取 業 者	102	11,947	10,838	9,444
フロン類回収業者	27	5,436 (うち再利用12)	4,770 (うち再利用2)	5,343 (うち再利用0)
解体業者	12	5,964 (うちガラ輸出42)	5,277 (うちガラ輸出110)	5,344 (うちガラ輸出50)
破 碎 業 者	5	8,563	7,988	7,764
合 計	146			

※業者数は令和2年4月1日現在

(2) 産業廃棄物処理の指導について

産業廃棄物を取りまく状況は日々変化しており、それに伴い廃棄物処理法も毎年のように法改正が行われている状況である。

本市においては、次の4項目を基本方針とし、産業廃棄物の適正処理及びより一層の減量化・有効利用に積極的に取り組んでいる。

- ①適正処理の推進
- ②減量化・有効利用の推進
- ③適正処理施設の設置の推進
- ④排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

(3) 適正処理の推進

① 産業廃棄物排出事業者の監視・指導

ア 法に基づく産業廃棄物多量排出事業者の指導

廃棄物処理法第12条第9項、同条第12条の2第10項に基づき、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上である事業者）は、産業廃棄物の減量、処理に関する計画、およびその実施状況について提出することとされている。

令和元年度には306事業者の提出を受理し、一年間、縦覧に供するとともに、提出のあった中から抽出した事業者に対して立入検査を行い、廃棄物の減量、適正処理に関する指導・助言を行っている（令和元年度立入事業者数：41事業者）。

なお、平成23年度提出分から、本市ホームページにて公表している。

イ 多量に産業廃棄物を排出する建設事業者の指導

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により、建設系廃棄物を多量（発生見込量が500m³以上）に排出する事業者等には産業廃棄物処理計画の提出を義務づけており、これらの事業所に対し立入検査を行い、適正処理を指導している。

（令和元年度受理件数：173件、立入件数 156件）

●主な指導内容

減量化・有効利用の推進

委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

(ア) アスベスト排出事業者

アスベスト廃棄物の適正保管・処理及び飛散等の事故を防止するため、アスベスト除去等工事現場へ立入検査を行い指導している。（立入件数：92件）

(イ) PCB保管事業者

PCB特別措置法に基づき提出されるPCB廃棄物保管及び処理状況報告の届出による適正処理の確認の後、必要に応じ随時説明会や立入検査を行い、早期かつ適正処理を指導している。（立入件数：411件 届出事業所数：149事業所）

(ウ) 病院・その他の有害廃棄物の排出事業者

感染性廃棄物を排出する病院・医療関係検査機関及び重金属関係の廃液等を排出する事業者に対し、廃棄物の適正保管・処理及び事故を防止するため、必要に応じ随時立入検査を行い指導している。（立入件数：24件）

●主な指導内容

管理責任者の設置、廃棄物の分別・保管状態、事故防止の取組み
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管

② 産業廃棄物処理業者の指導

本市内に処理施設を有する全ての処理業者（中間処理業者、最終処分業者、積替え保管業者）に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

本市内に施設を有しない処理業者や福岡県知事による許可業者に対しても、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

（立入件数：674件）

●主な指導内容

処理業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管、帳簿の記録
最終処分場における維持管理情報の公表、放流水・浸透水の水質検査
焼却施設における維持管理情報の公表、排ガス中のダイオキシン類の検査

③ 自動車リサイクル業者の指導

全ての解体業・破碎業許可業者に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

登録業者に対しても、(公財)自動車リサイクル促進センターからの不適正処理に関する情報提供などから、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

（立入件数：127件）

●主な指導内容

業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
自動車リサイクルシステム、帳簿の記録
法で回収が義務付けられているフロン類やエアバッグ等の適正処理

④ 苦情処理及び行政処分

不適正処理に係る苦情に関して現地調査を行っている。なお、令和元年度に処理した苦情件数は16件であった。

また苦情処理及び立入調査などで不適正処理が発覚した場合は口頭指導、文書指導を行い、改善が認められなければ行政処分等の措置を行っている。令和元年度は1件の文書指導を行った。

立入検査実施状況（環境局対応分）

区 分		年 度	H27	H28	H29	H30	R1
排出事業者	廃棄物処理法に基づく多量排出事業者		26	25	27	39	41
	建設工事現場及びその他の排出事業所 ※1		348	317	311	250	244
	P C B 保管事業者		72	70	426	37	411
	ア ス ベ ス ト 除 去 工 事 現 場		49	58	89	91	92
	病院・その他の有害廃棄物の排出事業場		20	12	10	24	24
許可業者	産業廃棄物処理業許可業者等		887	1,044	1,234	1,053	674
	自動車リサイクル法許可業者		88	96	99	141	127
苦情	不適正処理など苦情に関するもの		24	30	25	25	16
監視	重点監視事業所等 ※2		980	970	859	752	368
合 計			2,494	2,622	3,080	2,412	1,997

※1 ①イに記載の多量に産業廃棄物を排出する建設事業場及びその他の排出事業所の立入検査の合計

※2 過去に苦情等があり、継続して監視が必要と認めた事業所

（４） 減量化・有効利用の推進

① 公共工事における有効利用の推進

公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、庁内関係部局による「建設廃棄物・発生土等のリサイクル及び適正処理推進協議会」を平成5年4月に設置し、情報交換、調査・研究等を行っており、現在「がれき類」「建設汚泥」「残土」「グリーン調達」の専門部会を設けている。

また、本市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破砕し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、平成30年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率はほぼ100%となっている。

② その他の有効利用

事業者及び処理業者に対し、立ち入り検査や講習会等において、産業廃棄物の減量化・有効利用を促進するよう行政指導を行っている。

また、平成20年度より建設汚泥の「自ら利用」に係るマニュアルを策定しており、「建設汚泥の自ら利用計画書」の提出を受理し、適正処理、有効利用に関する指導を行っている。

(5) 適正処理施設の設置の推進

処理施設設置の際には、「福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」（平成3年10月策定）に基づき、処理施設設置者と地域住民の合意形成が円滑に行われるよう努めている。

(6) 排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

廃棄物処理法は毎年のように改正が繰り返されており、法律に対する排出事業者及び処理業者の知識不足が懸念されている。

また、現在の不適正処理の一因として、コスト主義による安価な処理料金への偏重、処理委託後の責任所在の曖昧さなど、排出事業者の産業廃棄物処理責任についての認識不足があげられる。

そのため、法律についての知識及び産業廃棄物の現状と課題に対する知識の普及・啓発に努め、事業者、業界団体と連携をとりながら、廃棄物の減量及び適正処理に対する理解と関心を高める必要がある。

① 普及啓発の推進

- ・排出事業者に対する立入検査や講習会を通して、自己処理責任の徹底を図っている。
- ・また、特に土木・建設業においては、元請業者のみならず、工事発注者（本市発注の公共工事の場合は市担当課）に対しても、その責務の認識を高めていく。
- ・処理業者に対する講習会や産業廃棄物処理業界の指導・育成に努め、処理業者の資質向上を図っている。
- ・各業界団体の実施する研修会等への協力を行い、業界団体の資質向上を図っている。

② 講習会等の実施

事業者及び処理業者の産業廃棄物に対する認識を高め、産業廃棄物の減量化・有効利用及び適正処理を推進するため、講習会及び説明会を実施している。なお、処理業者や土木建設業者等の各種団体からの要請に応じ、本市から講師を派遣している。

講習会実施状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
実施回数(回)	11	10	10	10	8
受講者数(人)	658	925	661	528	684

4 外 郭 団 体

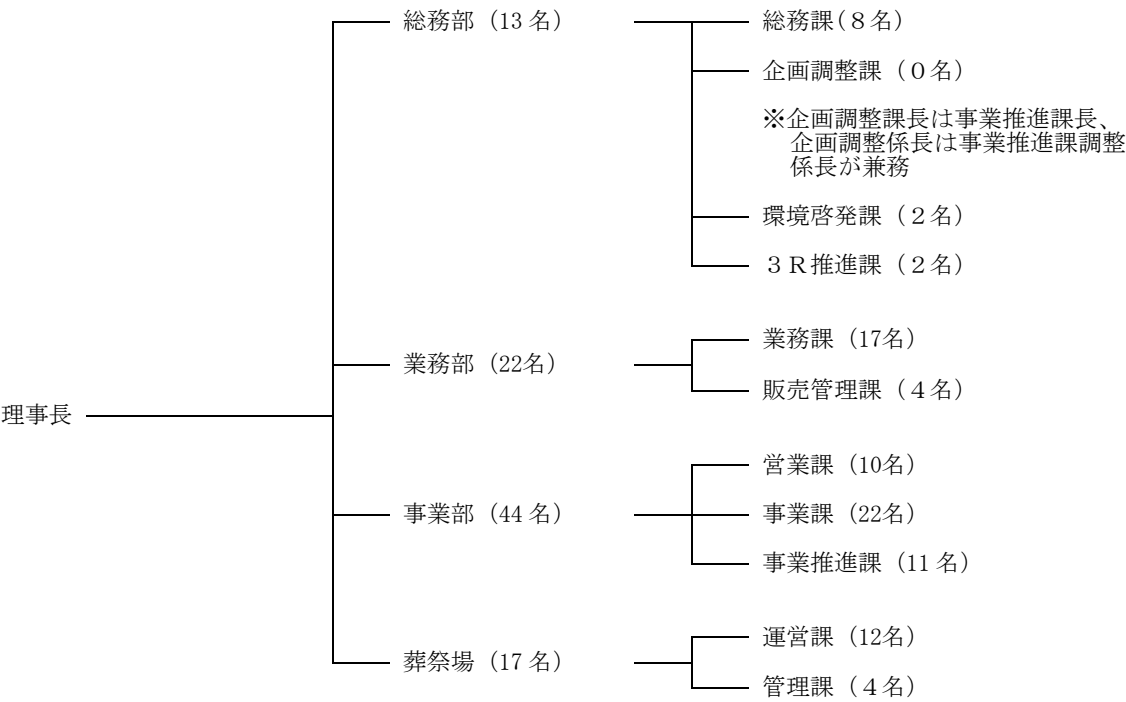
(1) 公益財団法人 ふくおか環境財団

下水道整備の進捗に伴い、散在化する対象世帯からし尿の効率的収集を図るとともに、委託制度切り替えに伴うし尿処理手数料の徴収事務に対処するため、昭和44年7月に設立、平成19年4月に株式会社都市環境と統合し、平成27年4月より公益財団法人へ移行した。

法 人 概 要 (令和2年4月1日現在)

- ①名 称 公益財団法人 ふくおか環境財団
- ②所 在 地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号
- ③設 立 平成19年4月1日
- ④基本財産 2,000万円 (全額福岡市出資)
- ⑤事業目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥事 業
 - ア 環境に関する調査、研究及び啓発
 - イ 廃棄物処理技術の普及に関する事業
 - ウ 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
 - エ 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
 - オ 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
 - カ 廃棄物処理手数料に関する事業
 - キ 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
 - ク 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
 - ケ 排水設備の検査に関する事業
 - コ 土地の貸付に関する事業
 - サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑦組 織



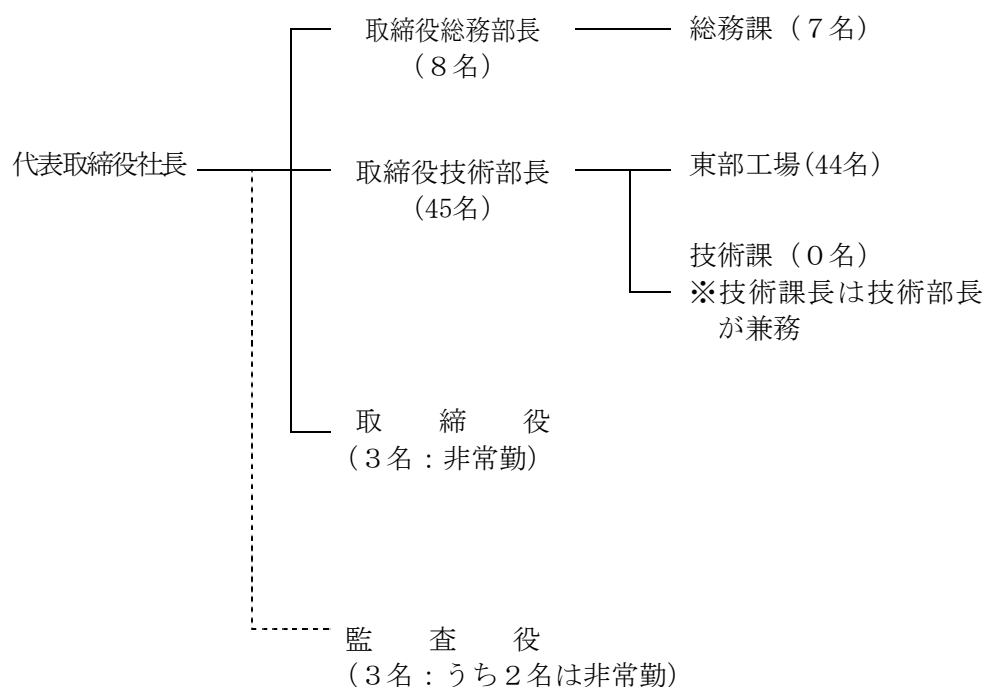
(総数97名)

(2) 株式会社 福岡クリーンエナジー

東部工場の建設・運営にあたり、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営能力を活用して、効率的な施設の建設・運営を行うとともに、ごみ処理発電におけるサーマルリサイクルの更なる効率化を目指して、九州電力株式会社との共同出資により、平成12年10月20日に設立した。

会 社 概 要 (令和2年4月1日現在)

- ①名 称 株式会社 福岡クリーンエナジー
- ②所 在 地 福岡市早良区百道浜2丁目1番22号 福岡SRPセンタービル10階
- ③設 立 平成12年10月20日
- ④資 本 金 50億円(福岡市51%、九州電力(株)49%)
- ⑤事業目的 廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、東部工場の建設及び運営と、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的とする。
- ⑥事 業
 - ア 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
 - イ 前号により生ずる電気及び熱の供給
 - ウ 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
 - エ 前号に関するコンサルティング
 - オ 前各号に付帯する一切の事業
- ⑦組 織



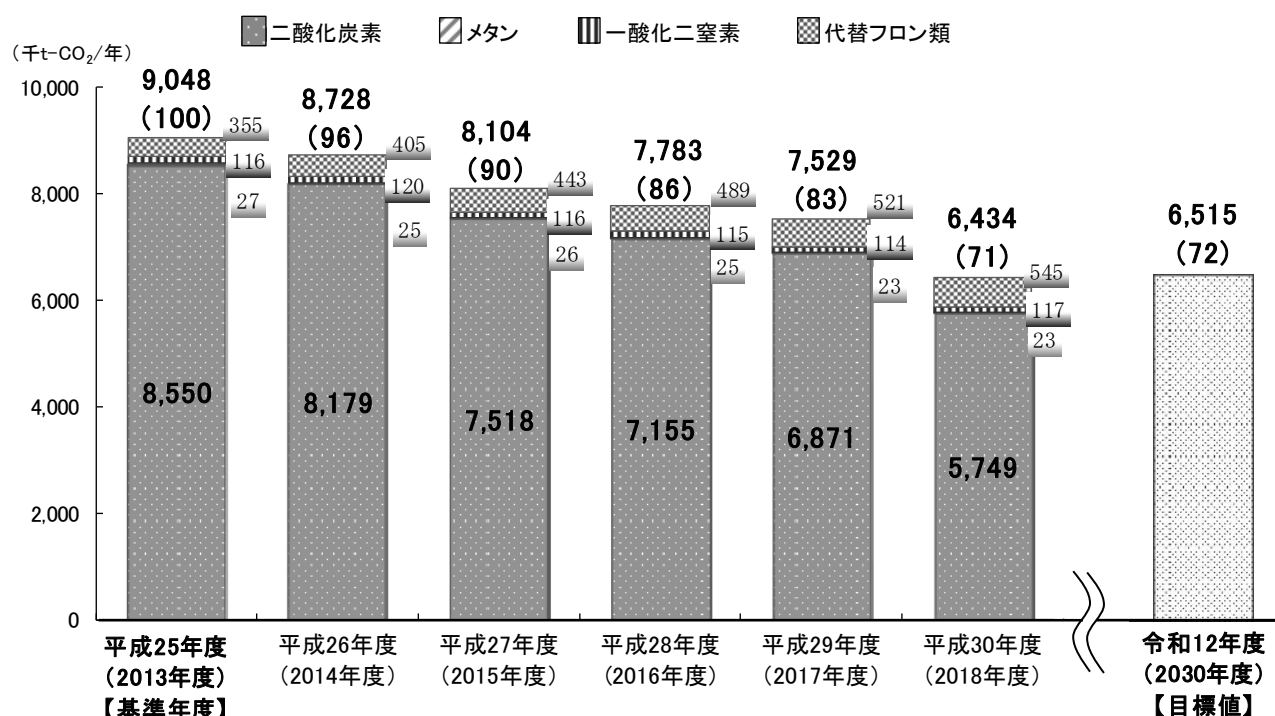
(総数55名)

環境の状況

IV 地球温暖化対策・エネルギーに 関するデータ

1 福岡市における温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の推移

福岡市の 2018（平成 30）年度における温室効果ガス排出量は、福岡市地球温暖化対策実行計画の基準年度である 2013（平成 25）年度と比べ、約 2,614 千 t-CO₂ 減少（29%減）しています。



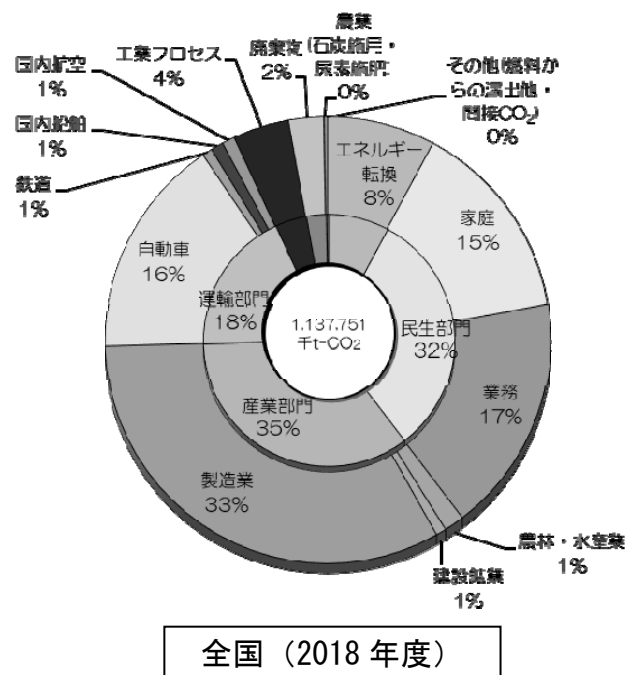
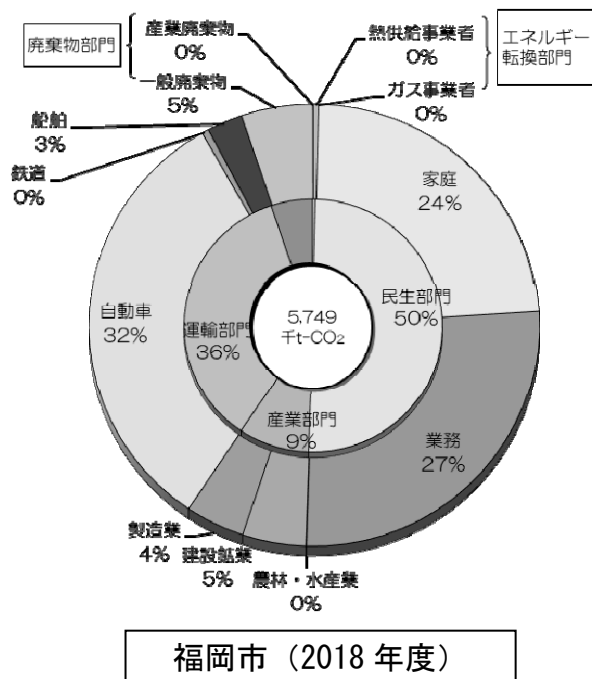
（ ）内の数値は平成25(2013)年度を100としたときの指数
※四捨五入の関係のため、排出量の内訳と総量が一致しない場合がある

2 主な三部門（家庭部門・業務部門・自動車部門）における温室効果ガス排出量

福岡市地球温暖化対策実行計画における三部門の二酸化炭素排出量は、以下のとおりとなっています。

区分	平成25年度 (2013年度) 【基準年度】	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成30 /25年度比
温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	9,048	8,728	8,104	7,783	7,529	6,434	▲29%
二酸化炭素排出量 (千t-CO ₂)	8,550	8,179	7,518	7,155	6,871	5,749	▲33%
家庭部門 (千t-CO ₂)	2,566	2,358	2,118	1,963	1,894	1,356	▲47%
業務部門 (千t-CO ₂)	3,016	2,805	2,416	2,213	2,091	1,526	▲49%
自動車部門 (千t-CO ₂)	1,839	1,912	1,838	1,869	1,852	1,861	1%
家庭部門(世帯あたり) (kg-CO ₂ /世帯)	3,550	3,213	2,837	2,582	2,445	1,722	▲51%
業務部門(床面積あたり) (kg-CO ₂ /㎡)	126	117	100	92	86	63	▲50%
自動車部門(1台あたり) (kg-CO ₂ /台)	2,676	2,754	2,617	2,626	2,576	2,565	▲4%

3 二酸化炭素排出量の部門別内訳



4 福岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における成果指標等の達成状況

成果指標

		基準値 (2013年度)	現状値 (2019年度)	目標値 (2022年度)
エネルギー消費量(原油換算)	千kL	109	104	100 〔基準年度比▲8%〕

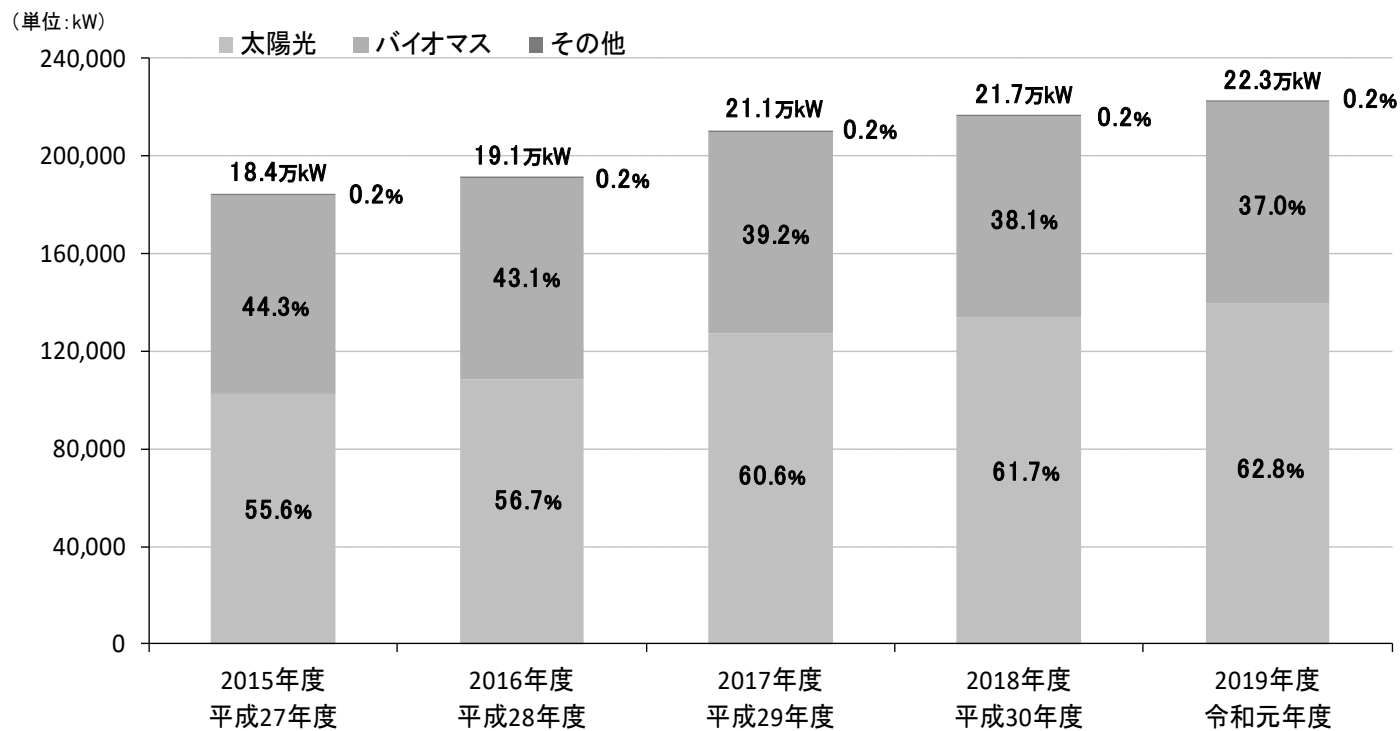
個別目標

		基準値 (2013年度)	現状値 (2019年度)	目標値 (2022年度)
庁舎等から排出される廃棄物量	t	4,077	2,575	3,262 〔基準年度比▲20%〕
庁舎等において使用する上水の使用量	千m ³	2,314	2,061	2,083 〔基準年度比▲10%〕
庁舎等で使用するコピー用紙の使用量	t	1,344	1,445	1,344 〔基準年度以下〕

5 福岡市の再生可能エネルギー導入状況

令和元年度における福岡市内の再生可能エネルギーによる発電規模は、22.3 万 kW と前年度と比べ 6 千 kW 増加しています。

電源別の構成では、太陽光とバイオマスでほぼ占められています。



環境の状況に関するデータ

V 都市環境データ

1 人口

本市の人口は、明治 22 年の市制施行当時には約 5 万人でしたが、その後市域の拡大や都市化の進展に伴って自然的・社会的に増加し、令和 2 年 4 月 1 日現在推計人口は 1,596,953 人です。

区別では、東区が 320,108 人（構成比 20.0%）と最も多く、次いで南区、博多区の順になっています。世帯数は、令和 2 年 4 月 1 日現在 825,834 世帯で、1 世帯あたりの平均世帯人員は 1.93 人となっています。

最近 5 年間の人口増加は年間約 1 万 2 千人～ 1 万 5 千人で、増加率は年 0.8～ 1.0%程度です。

●行政区別人口（令和 2 年 4 月 1 日推計人口）

区 分	福岡市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
世帯数	825,834	155,101	154,051	125,102	129,266	67,852	99,882	94,580
人口（人）	1,596,953	320,108	244,312	203,038	264,812	132,812	220,033	211,838
1世帯あたり人員(人)	1.93	2.06	1.59	1.62	2.05	1.96	2.20	2.24
面積（k㎡）	343.46	69.45	31.62	15.39	30.98	15.99	95.87	84.15
人口密度(1k㎡あたり)	4,650	4,609	7,727	13,193	8,548	8,306	2,295	2,517

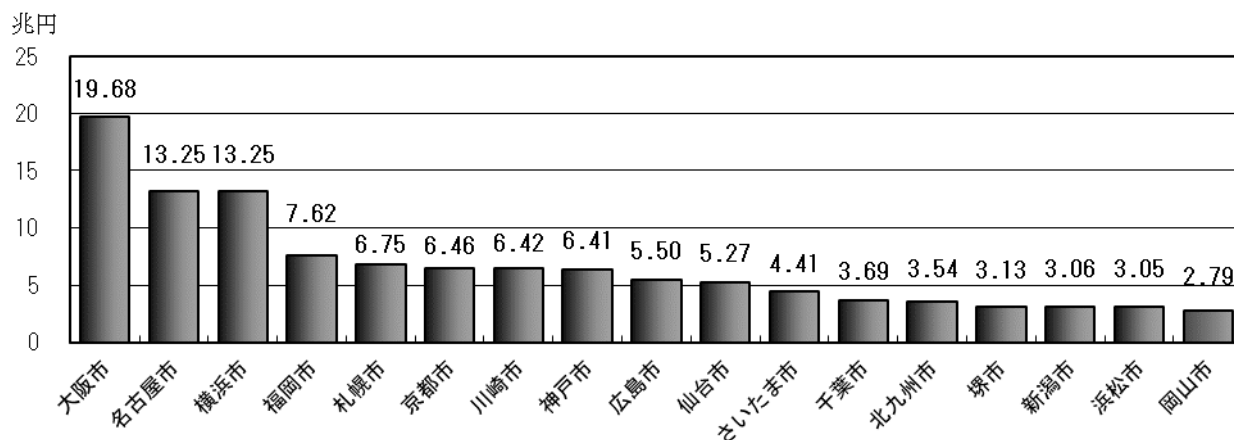
●市域と人口の推移

年	面 積	世 帯 数	人 口	人口密度	備 考
明治22年	5.09 k㎡	9,440 世帯	50,847 人	9,990 人/k㎡	市制施行
大正 9 年	15.93	18,040	95,381	5,988	第 1 回国勢調査
14年	20.68	28,029	146,005	7,060	第 2 回 "
昭和10年	90.05	55,184	291,158	3,233	第 4 回 "
22年	128.82	73,823	328,548	2,550	第 6 回 "
30年	180.41	117,583	544,312	3,017	第 8 回 "
40年	241.54	205,673	749,808	3,104	第10回 "
50年	334.78	333,928	1,002,201	2,994	第12回 "
60年	336.82	433,348	1,160,440	3,445	第14回 "
平成 7 年	337.59	544,145	1,284,795	3,806	第16回 "
17年	340.60	649,138	1,401,279	4,114	第18回 "
19年	340.96	674,725	1,427,401	4,186	10月1日現在推計人口
20年	341.11	685,583	1,438,730	4,218	10月1日現在推計人口
21年	341.32	697,166	1,452,190	4,255	10月1日現在推計人口
22年	341.32	707,358	1,463,743	4,288	第19回国勢調査
23年	341.70	719,905	1,480,607	4,333	10月1日現在推計人口
24年	341.70	729,869	1,494,603	4,374	10月1日現在推計人口
25年	341.70	741,839	1,509,842	4,419	10月1日現在推計人口
26年	343.38	752,654	1,524,053	4,438	10月1日現在推計人口
27年	343.39	764,820	1,538,681	4,481	第20回国勢調査
28年	343.39	778,562	1,553,778	4,525	10月1日現在推計人口
29年	343.39	792,526	1,567,189	4,564	10月1日現在推計人口
30年	343.46	805,501	1,579,450	4,599	10月1日現在推計人口
令和元年	343.46	820,163	1,592,657	4,637	10月1日現在推計人口

2 経済

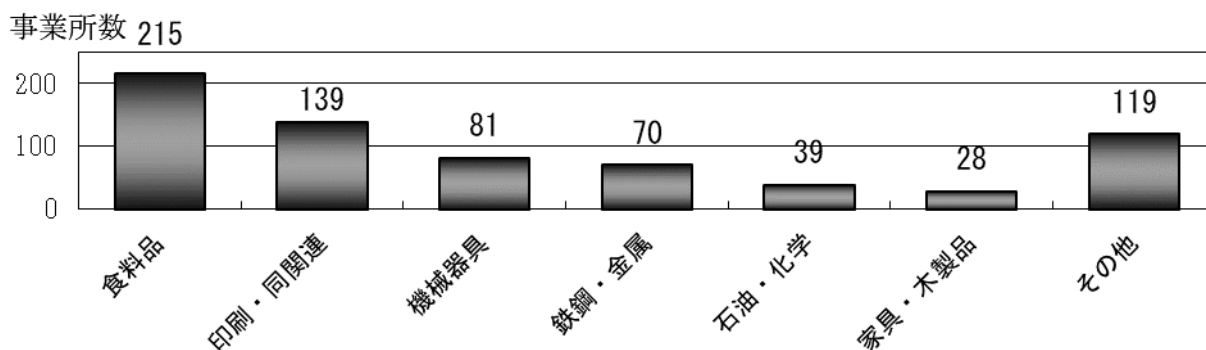
●市内総生産の他都市との比較（平成 29 年度）

平成 29 年度市内総生産（実質）は約 7 兆 6,245 億円で、対前年度増加率は 1.6% 増となっています。



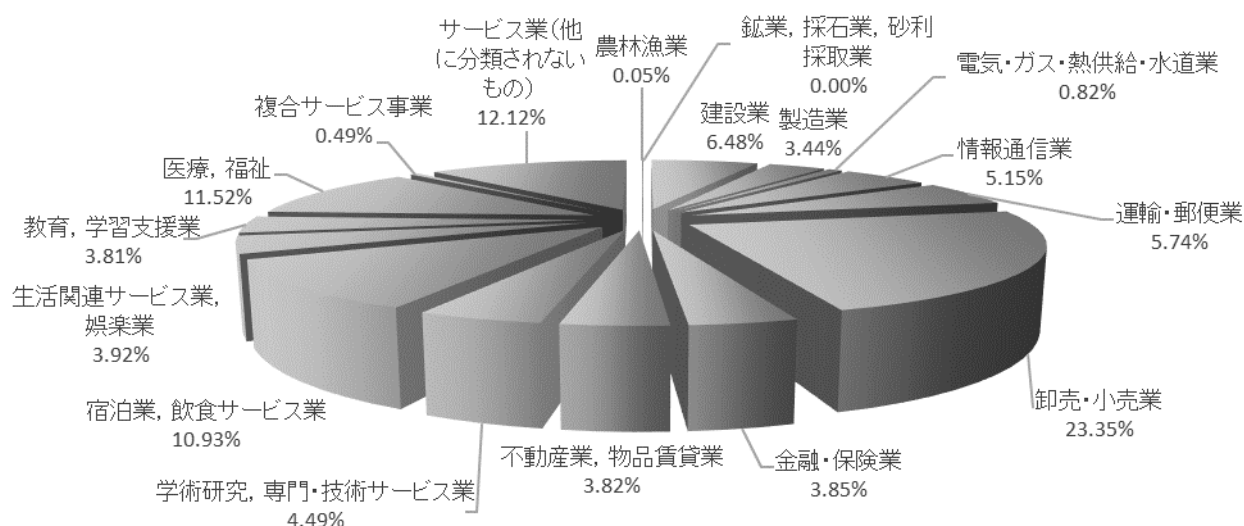
●製造業事業所数（従業者 4 人以上の事業所）（2019 年工業統計調査）

2019 年工業統計調査によると、環境保全との係わりの深い製造業については、従業者 4 人以上の事業所数で「食料品製造業」が最も多く、ついで「印刷・同関連製造業」、「機械器具製造業」の順になっており、この 3 業種で製造業の 6 割以上を占めています。



●産業別従業者数（平成 28 年経済センサスー活動調査）

従業者の構成による産業構造は、第 1 次産業が 0.05%、第 2 次産業が 9.93%、第 3 次産業が 90.02% となっており、第 3 次産業が大きな割合を占めています。



3 土地利用状況

本市の都市構造は、Y字型をなしており、天神・博多駅等の中心部に商業施設が集積しています。

本市の土地利用状況（平成 29 年調査）は、農地 7.7%、山林 33.1%、水面 2.8%、住宅 21.1%、工業 2.2%、公共施設 5.7%、公園・緑地 4.5%、道路 10.7%、交通施設 2.3%、空地 3.8%、その他 1.2%となっています。

●土地利用の状況

（単位：％）

農地	山林	水面	住宅	商業	工業
7.7	33.1	2.8	21.1	4.9	2.2
公共施設	公園・緑地	道路	交通施設	空地	その他
5.7	4.5	10.7	2.3	3.8	1.2

※農地：水田、畑、樹園地、採草地、養鶏（牛豚）場、ビニールハウス等

山林：樹林地

水面：河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面等

住宅：住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅、作業所併用住宅等

商業：小売業、百貨店、ガソリンスタンド、食堂、理容店、飲み屋、劇場、ボーリング店、パチンコ屋等

工業：工場、運輸倉庫施設、危険物貯蔵・処理施設、荷とき場等

公共施設：官公庁施設、文教厚生施設、処理場、火葬場、発電所、変電所等

公園・緑地：公園・緑地、広場、運動場、墓園

道路：道路、駅前広場

交通施設：自動車ターミナル、立体駐車場、駅舎、鉄道用地、空港、港湾

空地：建物跡地など都市的状況の未利用地、平面駐車場

その他：原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸、資材置き場、住宅展示場、ゴルフ場、農業用納屋、船小屋、農林漁業用作業場等

一方、都市計画に基づく地域指定の状況は令和 2 年 3 月現在、都市計画区域 34,082ha、うち市街化区域が 16,362ha（48.0%）、市街化調整区域が 17,720ha（52.0%）となっています。

市街化区域における用途地域の指定状況は、令和 2 年 3 月現在、住居系地域 11,927ha、商業系地域 1,817ha、工業系地域 2,618ha となっています。

●都市計画区域（令和 2 年 3 月現在）

都市計画区域	34,082 ha
市街化区域	16,362 ha
市街化調整区域	17,720 ha

●用途地域の状況（令和 2 年 3 月現在）

用 途 地 域	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	4,088	25.0
第二種低層住居専用地域	10	0.1
第一種中高層住居専用地域	2,410	14.7
第二種中高層住居専用地域	345	2.1
第一種住居地域	3,386	20.7
第二種住居地域	1,522	9.3
準住居地域	166	1.0
近隣商業地域	333	2.0
商業地域	1,484	9.1
準工業地域	2,001	12.2
工業地域	574	3.5
工業専用地域	43	0.3
計（市街化区域）	16,362	100.0

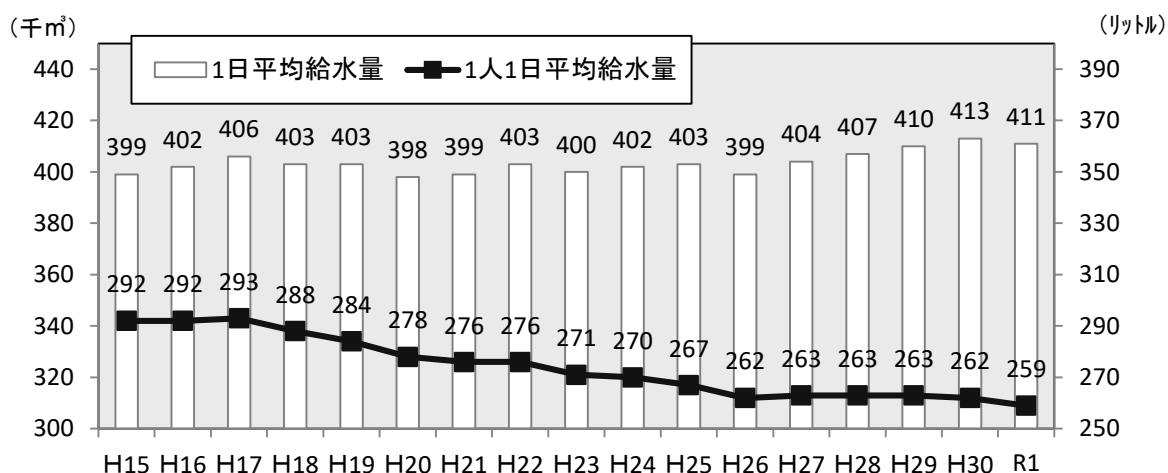
4 上下水道

(1) 上水道

福岡市は、市域内に一級河川を有しておらず、水資源に恵まれていません。そのため、19回にも及ぶ水源開発を重ね、近郊での水資源開発はもとより、筑後川からの導水などにより水源の確保に努めてきました。また、昭和53年と平成6年の2度の異常渇水の経験を契機として、市民と行政が一体となった「節水型都市づくり」を進めています。

令和元年度の平均給水量は、1日あたり411千 m^3 、1人1日あたり259リットルとなっており、全国的に見ても節水が進んだ都市です。

●上水道の1日平均給水量及び1人1日平均給水量



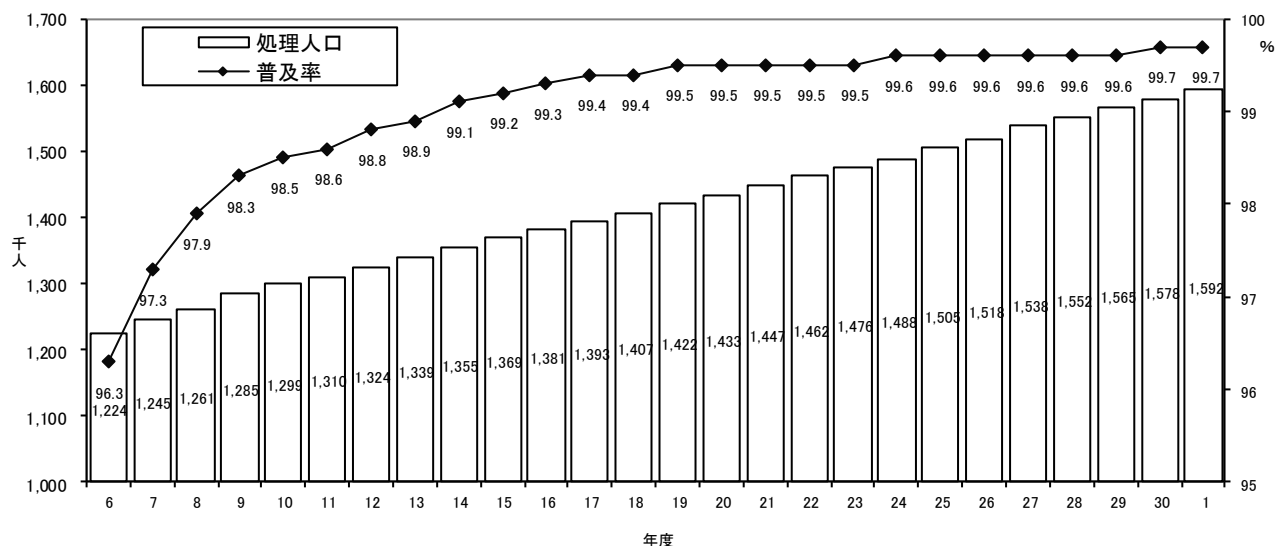
(2) 下水道

下水道は、市街地の浸水防除やトイレの水洗化など、安全で快適な生活環境をつくり、海や川などの公共用水域の水質汚濁を防止する上で欠くことのできない重要な施設です。このため、福岡市では下水道の整備を積極的に進めています。

平成29年度から4年間を計画期間とする下水道整備計画2020では、改築更新、浸水対策、地震対策、未整備区域の解消、合流式下水道の改善、再生水利用下水道を重点項目として事業を推進しています。

人口普及率は令和元年度末で、99.7%となっており、引き続き土地利用や地形等の問題により下水道の整備が困難となっている地区の解消に取り組んでいきます。

●下水道処理人口及び普及率



5 交通

(1) 陸上交通

交通混雑対策については、地下鉄整備などによる鉄道ネットワークの強化と駅前広場などの交通結節機能の強化による公共交通ネットワークの拡充を図るとともに、福岡外環状道路や福岡都市高速5号線をはじめとする放射環状型幹線道路ネットワークの整備による自動車交通の分散化や、公共交通の利用を促進する交通マネジメントの推進などに取り組んでいます。

●自動車登録台数の推移

(単位：台)

区 分	昭和 40年度	50年度	60年度	平成 7年度	17年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
乗用自動車	30,165	128,089	233,049	389,356	437,854	431,588	434,455	440,779	445,394	447,749
貨物自動車	39,825	70,015	81,679	87,636	71,033	57,423	57,109	57,168	57,422	57,781
乗合自動車	3,092	3,480	2,471	2,479	2,481	2,460	2,522	2,563	2,583	2,592
特殊・大型特殊	1,564	5,161	6,544	10,322	12,962	11,962	12,203	12,380	12,544	12,625
軽自動車	21,869	43,511	71,629	108,273	136,340	192,391	197,713	200,495	202,723	206,343
計	96,515	250,256	395,372	598,066	660,670	695,824	704,002	713,385	720,666	727,090
対昭和40年度比	1	2.6	4.1	6.2	6.8	7.2	7.3	7.4	7.5	7.5

資料：福岡市統計書

都市高速道路は、都市内交通の円滑化、都市機能の維持・向上、地域間の交流促進・連携強化などを図るため、放射環状型の自動車専用道路網の形成を目指しており、整備を進めてきた福岡高速5号線が平成24年7月に全線開通しました。

福岡外環状道路は、博多区西月隈から西区福重に至る計画延長16.2km、基本幅員40mの福岡都市圏の骨格を形成する重要な幹線道路であり、西南部の基幹道路として、各地域を結び交通混雑の緩和を図るものです。昭和63年度から本格的に事業に着手し、平成23年4月に全線4車線で開通しました。

JR、西鉄及び地下鉄によって構成される本市の鉄道網は、都市間及び都市内の大量輸送機関として大きな役割を果たしています。地下鉄は、空港線（姪浜～福岡空港間13.1km）、箱崎線（中洲川端～貝塚間4.7km）に加え、七隈線（橋本～天神南12.0km）が平成17年2月3日開業しました。これらの路線は、JR新幹線・鹿児島本線・筑肥線、西鉄天神大牟田線・貝塚線と相互に結ばれています。

地下鉄の令和元年度における輸送人員は約1億7,329万人になっています。

●地下鉄輸送人員推移

(単位：千人)

年 度	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
地下鉄	123,865	127,136	133,434	137,246	143,152	148,203	156,081	160,390	165,786	171,551	173,294

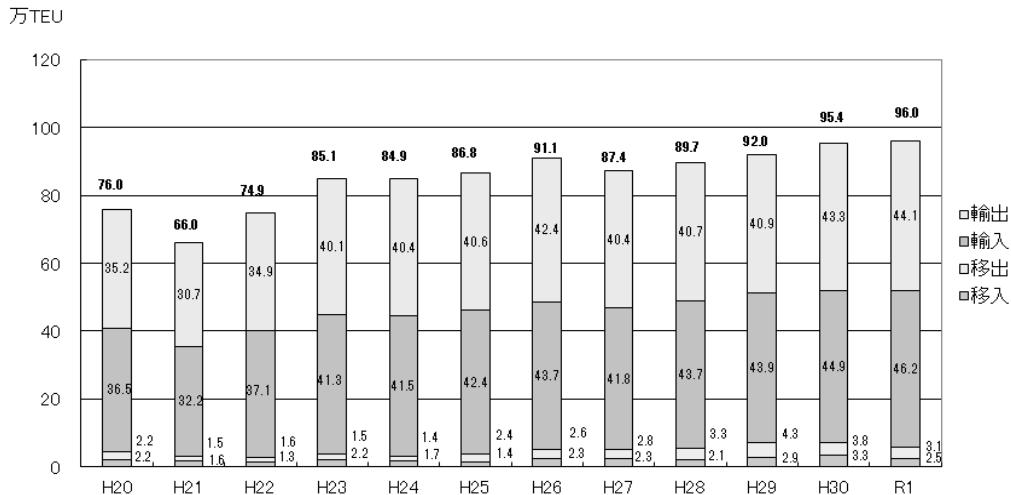
地下鉄路線図



(2) 博多港

博多港は、福岡都市圏の生活必需品を取り扱う生活港湾として、また九州の貿易や、経済活動を支える国際貿易港として発展しています。平成2年には国の特定重要港湾（平成23年度より国際拠点港湾）に指定されており、令和元年の国際海上コンテナ取扱個数は約96万TEU（確定値）となっています。

●博多港における国際海上コンテナ取扱個数の推移

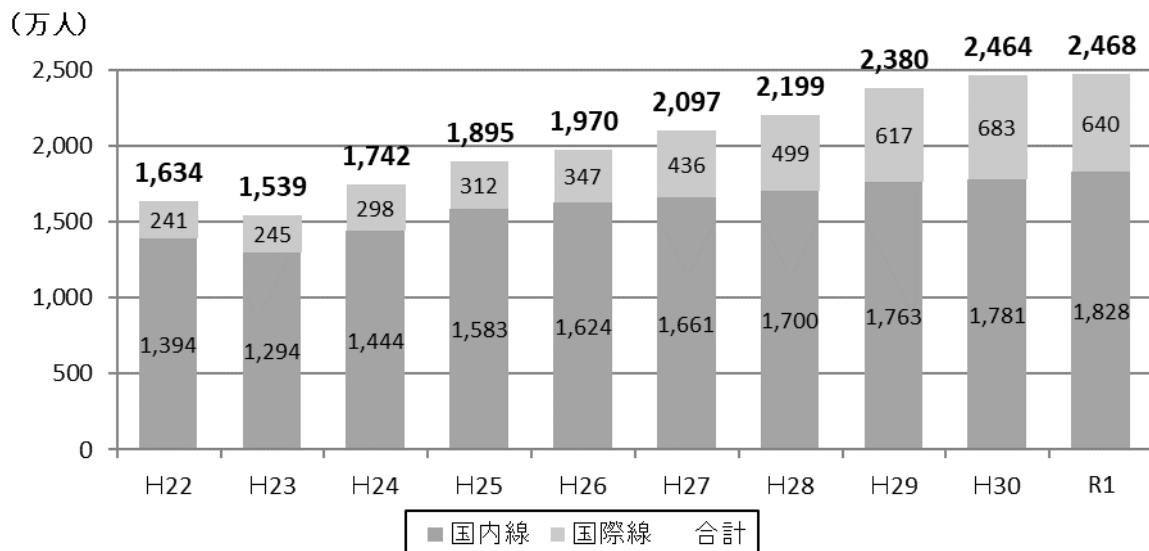


また、博多港は志賀島、玄界島などを結ぶ市営渡船や、壱岐・対馬、五島などとの間の国内フェリーが発着する国内海上交通の要所となっています。国際旅客航路としても、韓国・釜山港との間のフェリー及びジェットフォイルやクルーズ船など、様々な船が行き来しており、日本を代表する海の玄関口となっています。

(3) 福岡空港

福岡空港は、九州・西日本地域の経済発展や交流を支える拠点空港として、またアジアへのゲートウェイとして重要な役割を果たしており、令和元年の乗降客数は、約2,468万人（前年比100.2%）、うち国際線は約640万人となっています。また、貨物については、25万トンを超える取扱量となっています。

●福岡空港の乗降客数の推移



出典：国土交通省空港管理状況調査

6 歴史・文化

福岡市は、2,000 年以上の長い歴史を有し、遺跡や神社・仏閣等を始め、数多くの文化財が存在しています。

●福岡市の主な文化財等

東 区 金印公園 志賀海神社 宮前古墳 立花城跡 香椎宮 舞松原古墳 名島城跡（名島神社） 名島櫓石 米一丸石造九重塔 宮崎宮 蒙古碇石 枯野塚 奈多の志式座	（博多区続き） 東光院 東林寺 住吉神社 日吉神社 康永三年銘梵字板碑（濡衣塚） 地藏菩薩像板碑 櫛田の銀杏 福岡藩主黒田家墓所	早良区 有田遺跡 妙福寺庭園 主基斎田跡 西光寺梵鐘 曲渚五重石塔 曲渚ダム 荒平城跡 勸農社跡
博多区 東公園 比恵遺跡 剣塚古墳 那珂八幡古墳 那珂遺跡 板付遺跡 金隈遺跡 今里不動古墳 崇福寺 妙典寺 万四郎神社 善導寺 綱敷天満宮 聖福寺 妙楽寺 東長寺 龍宮寺（人魚塚） 櫛田神社 萬行寺（明月尼の墓） 承天寺 若八幡宮の力石 （次列へ続く）	中央区 鴻臚館跡 旧福岡県公会堂貴賓館 警固神社 平尾山荘 福岡城跡 西公園 大濠公園 福岡市赤煉瓦文化館 ツクシオオガヤツリ 浄満寺 金龍寺	西区 興徳寺 草場古墳群 野方遺跡 吉武高木遺跡 飯盛神社 金武のヤマモモ 今宿古墳群 今山遺跡 元岡瓜尾貝塚 元寇防塁 夫婦塚 2 号墳 能古焼古窯跡 吉武熊山古墳 長垂の含紅雲母 ^{ペグマタイト} 岩脈 浦江 1 号墳 白鬚神社 勝福寺 誓願寺 橋本八幡宮のイヌマキ群落 女原瓦窯跡
	南区 三宅廃寺跡 寺塚穴観音古墳 大平寺跡 野多目遺跡 老司古墳 老司瓦窯跡	
	城南区 友泉亭公園 菊池神社 梅林古墳 油山観音	

福岡市には、長い歴史の中で育まれてきた個性豊かな伝統文化が市民生活の中に脈々と息づいています。博多どんたくや博多祇園山笠等の伝統的な祭が代々引き継がれ博多の文化を形成しています。